障害者における情報支援機器利活用のあり方に関する調査研究事業 報告書

平成 20 年 3 月

財団法人テクノエイド協会

高度情報化社会が進展するなか，現在，障害者の自立した生活を支援するといら観点 から，ユニバーサル社会の実現に向けた様々な取り組みが各方面で行われている。

厚生労働省では，健康科学技術等の進歩に即応し，かつ，障害者や高齢者の特性や二 ーズを踏まえた福祉用具の開発や普及は，喫緊の課題であるとの認識から，省内に「生活支援技術革新ビジョン勉強会」を立ち上げ，誰もが安心して使える支援機器開発を目指して，現状における最先端技術の確認と今後のビジョン等について，整理が行われて いるところである。

また，国土交通省では，障害者や高齢者を含む，すべての人が持てる力を発揮し，支 え合って構築する「ユニバーサル社会」の実現に向けた取り組みの一環として，社会参画や就労などに必要となる「移動経路」，「交通手段」，「目的地」などの情報について，「いつでも，どこでも，だれでも」がアクセスできる環境構築•整備を目的とする「自律移動支援プロジェクト」に取り組んでいる。

この様な背景の下，本調査研究事業では，「視覚障害者」及び「聴覚障害者」の就労支援に関する情報支援機器利活用の実態や個別のニーズを把握することにより，今後，開発•普及が求められる情報支援機器のイメージを明らかにした上で，関係各分野の技術開発を促進させるための技術基盤整備のあり方及び，その普及方策について調査研究 することとした。

本調査研究の実施にあたつては，当協会内に検討委員会（委員長：国立身体障害者リ ハビリテーションセンター研究所 諏訪基所長）を設置し，各分野の先生方にご指導と ご助言いただきながら検討を進めることとした。
また，本報告書の作成にあたっては，本委員会の副委員長である北風晴司氏（日本電気株式会社）にご尺力いただき取り纏めたものである。

本事業は，厚生労働省点字図書貸出等委託費（福祉機器開発普及等事業）の補助を受 けて実施したものである。

平成 20 年 3 月

財団法人テクノエイド協会
理事長 小 嶋 弘 仲

## 目 次

## 第1部 本編

1．障害者における情報支援機器の必要性と本事業の目的 ..... 1
1． 1 障害者における情報支援機器の必要性 ..... 1
1． 2 本調查研究事業の目的 ..... 1
1． 3 本調査研究事業の流れ ..... 1
2．視覚障害者，聴覚障害者の実態把握 ..... 4
2． 1 身体障害者実態調査からの現状の把握とマーケットサイズの検討 ..... 4
2． 2 障害者雇用実態調査からの雇用場面での課題の検討 ..... 6
2． 3 企業における障害者雇用の意識の検討 ..... 6
2． 4 他省庁における先行研究とその取り扱いの検討 ..... 7
2． 5 企業における障害者雇用の意識の検討 ..... 7
3．「障害者の就労」を主眼においた障害者関連団体へのヒアリング ..... 9
3． 1 ヒアリングの概要とヒアリング先 ..... 9
3．2障害者関連団体へのヒアリング ..... 9
3．2．1 A視覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料6－1） ..... 9
3．2．2 B 視覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料6－2） ..... 10
3．2． 3 C 視覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料6－3） ..... 10
3．2． 4 D 視覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料6－4） ..... 11
3．2．5 E聴覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料6－5） ..... 11
3．2． 6 F 聴覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料6－6） ..... 11
3．2． 7 G 聴覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料6－7） ..... 12
3．2．8 H高齢者•障害者就労支援団体におけるヒアリング （付録資料6－8） ..... 12
4．障害者の社会参加促進に必要な情報機器の機能とロードマップ ..... 13
4．1 「就労」に注目した「場面」の分類 ..... 13
4． 2 各場面における「ニーズ」の抽出 ..... 14
4． 3 各場面における「ニーズ」に関する現状分析と課題の整理 ..... 22
4． 4 各「ニーズ」における「解決策」と「対応すべき方向性」の検討 ..... 37
5．視覚障害者•聴覚障害者の就労•社会参加促進への
情報支援機器のあり方47
5． 1 情報支援機器の位置づけ ..... 47
5．2 情報支援機器のあるべき姿 ..... 47
5． 3 健常者向け機能との連携と，障害者が利用できるための 拡張の取り組み ..... 48
5． 4 「情報支援機器」の早期実現及び普及現実への施策提言 ..... 48
6．おわりに ..... 50
第2部 資料編
付録資料1．身体障害者実態調査（平成13年6月1日調査）（抜粋） ..... 資－1
付録資料 2 。平成 15 年度障害者雇用実態調査（抜粋） ..... 資－22
付録資料3．身体障害者及び知的障害者の雇用状況について
～民間企業に雇用されている障害者の数は前年より 4．4 \％増加～ （民間企業の実雇用率は1．46\％）（抜粋） ..... 資－23
付録資料4。「障害者のIT利活用支援の在り方に関する研究会」報告書の公表 ..... 資－25
「障害者の I T利活用支援の在り方に関する研究会」報告書のポイント・• ..... ．資－26
「障害者の I T 利活用支援の在り方に関する研究会」報告書 概要 ..... 資－28
付録資料5．就労支援機器貸出リスト ..... 資－35
付録資料 6 。障害者関連団体へのヒアリング ..... 資－40
A視覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料6－1） ..... 資－40
B視覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料6－2） ..... 資－43
C 視覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料 6－3） ..... 資－45
D 視覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料6－4） ..... 資－48
E 聴覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料 6－5） ..... 資－51
F 聴覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料6－6） ..... 資－55
G 聴覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料6－7） ..... 資－61
H高齢者•障害者就労支援団体におけるヒアリング （付録資料6－8） ..... 資－63
付録資料7．平成18年身体障害者実態調査（抜粋） ..... 資－66

## 第1部 本 編

## 1．障害者における情報支援機器の必要性と本事業の目的

## 1． 1 障害者における情報支援機器の必要性

障害者に対する施策は，ノーマライゼーションの理念の浸透や障害者基本法の改正，障害者自立支援法の施行などを受け，かつての「弱者を保護する」という観点から，「自立した生活を支援する」といら観点へと大きく転換した。

こうした中で，障害者が自ら人生を豊かに暮らすために，さまざまな支援の方策があ るが，支援機器の活用によって他の人の手を借りずに生活できることは，障害者の基本的人権や尊厳を保障するらえでも重要なことである。

ITをはじめとする技術が急速に発展している現在，これらを活用し，障害者の自立 した生活を支援する情報支援機器の可能性を最大限に引き出すための方策が求められ ている。
このような背景より，障害者の自立した生活を支援するための情報支援機器について検討することは重要なことである。

## 1． 2 本調査研究事業の目的

本調査研究事業では，視覚障害者及び聴覚障害者の情報支援機器の実情や，特に就労支援に関する情報支援機器利活用の実態を把握し，今後求められる情報支援機器のイメ ージを明らかにした上で，関係各分野の技術開発を促進させるための技術基盤整備を行 らとともに，今後の普及方策について調查研究することとした。
特に，調查研究の主眼として，「視覚障害者及び恥覚障害者の情報支援機器の実情や，就労支援に関する情報支援機器利活用にあたっての実態把握を行い，開発•普及に向け たロードマップを検討すること」とし，活動を行った。

## 1． 3 本調査研究事業の流れ

本調查研究事業の目的を達成させるために，以下の活動を遂行した。


[^0]
## （1）検討委員会の設置

本調査研究事業の実施にあたつては，福祉用具の中でも情報支援機器に知見のある学識経験者や実務者などからなる検討委員会を協会内に設置し執り行った。

障害者における情報支援機器利活用のあり方に関する調査研究事業検討委員会委員名簿
（敬称略 • 五十音順）

| 氏 名 | 所 |
| :---: | :--- |
| 石川 准 | 属 |
| 静岡県立大学国際関係学部 教授 |  |

（）：委員長
○：副委員長
（2）身体障害者の実態の把握
最初に身体障害者の現状として，障害者数や障害の種類•原因などの状況や，情報機器の利用状況や就労状況などに関して，厚生労働省にて行われている実態調査等の資料を用いて，その概況を把握した。

さらにそのデータから，本調査研究の対象となる視覚障害者及び聴覚障害者のマー ケットサイズなどの算出•確認を行った。また，就労支援のための貸出機器の内容よ り，現状の把握を行った。

## （3）障害者団体などへのヒアリングの実施

視覚障害者及び聴覚障害者の障害者団体や，障害者の就労を支援している団体など へ直接訪問して，障害者の就労を中心に日々の生活や通勤なども含めて，情報機器利用に関する現状と問題点•改善策•要望などのヒアリングを行った。さらに，各施設 での状況の洗い出しと，視覚障害者•聴覚障害者の就労における問題点•解決ポイン トなどの傾向抽出を行った。

## （4）課題整理と分析の実施

ヒアリングの結果を受けて，障害者の就労において重要であると考えられる項目•課題を整理し，それぞれの項目•課題に関して，その解決策を短•中•長期的展望か ら検討し，開発普及に向けた実施方策の検討を行った。

## （5）開発普及に向けたロードマップの検討

視覚障害者及び聴覚障害者の就労•社会参加に関する情報機器支援に関する項目•課題に関して解決策を検討し，将来に向けた開発•展開活動指針となるためのロード マップの検討を行った。また，開発普及のために必要な技術要素•仕様や社会体制な どの必要条件の提起を行った。

## 2．視覚障害者，聴覚障害者の実態把握

本調査研究事業に関する対象の限定，情報機器の利用状況•就労状況などを把握する ために，過去に行われた実態調査の統計資料などを用いて把握•確認を行った。

## 2． 1 身体障害者実態調査からの現状の把握とマーケットサイズの検討

平成 14 年 8 月に厚生労働省 社会•援護局 障害保健福祉部 企画課から発表された調査報告を用いて身体障害者の状況の把握，マーケットサイズの検討などを行った。本資料は，抜粋を付録資料 1 として添付する。

## （1）就労の対象となる視覚障害者及び聴覚障害者（マーケットサイズ）

「身体障害者総数」より，平成 13 年 6 月時点の 18 歳以上の身体障害者数は， 324.5万人であり，直近のデータにあたる平成 18 年 7 月時点では， 348.3 万人（対前回比 107．3 \％）である。

これを障害種別に見ると平成 13 年 6 月時点の視覚障害者総数は 30.1 万人，聴覚障害者総数は 34.6 万人であり，直近のデータにあたる平成 18 年 7 月時点では，視覚障害者総数は 31.0 万人（対前回比 $103.0 \%$ ），聴覚障害者総数は 34.3 万人（対前回比 99．1 \％）であった。

「身体障害者の年齢階級別状況」より，平成 18 年 7 月時点の視覚障害者数は $60.0 \%$ ，聴覚障害者数は $67.6 \%$ が 65 歳以上であり，高齢の障害者が多いのが現状である。

しかし，一般的に就労の対象者として想定される 20 歳～59歳では，視覚障害者数 が $27.1 \%$ ，聴覚障害者数が $20.0 \%$ であり，人数では，視覚障害者数が 8.4 万人，聴覚障害者数が 6.9 万人であった。
実際には，同一の障害種別であっても，その程度や状態は大きく異なり，また必要 とする個々のニーズも大きく異なることから，一概にこの者数をもつてマーケットサ イズとは言えないことに留意する必要がある。

## （2）対象者の就労に対する情報機器の仕様（開発仕様レベル）

「身体障害の程度別状況」より，視覚障害は 1 級• 2 級で約 $60 \%$ ，聴覚障害は 2 級 $\sim 4$ 級で約 $64 \%$ となり，重度の割合が多いことがわかる。すなわち，就労に関しても，重度の利用者にも十分利用できるための筐体や機能・ユーザインタフェースなどを考慮しなければならないと考える。

また，「身体障害の原因別状況」から，障害者となる主な要因として「疾病，事故」 が多いため，健常者としての就労経験のある人の中途障害化も多く存在すると考えら れる。よって，就労意欲が高い状況の人が多く，情報機器も健常者のそれと同様なこ とができるための機能を搭載する必要があると考えられる。

## （3）障害者の独自のコミュニケーション手段への対応

「点字習得及びコミュニケーション手段の状況」より，視覚障害者で「点字ができ る」という人は全体の約 $11 \%$ であり，聴覚障害者で「手話を利用している」という人は全体の約 $15 \%$ であった。このことより，点字や手話に関する機能を情報機器に搭載することにより恩恵を受ける障害者は約 $1 \sim 2$ 割であると推測される。この数は決して「多数」ではなく，機能の必要性を論じる場合は「少数派」となってしまう。 しかし，「視覚障害者に対しては音声表現のみで十分である」という意見に対し，点字ができる人にとっては，点字は晴眼者にとっての文字•筆記と同じものであり，大量の文献などの読解や記録には不可欠であり，非常に重要なものとなっている。また，聴覚障害者にとっても「文字表現のみで十分である」という意見に対し，手話は健聴者の音声による会話に代わるものであり，表現における感情の伝達など，文字利用以上のコミュニケーション能力が存在するものとなっている。
このような点から，点字及び手話への機能の付加は重要であり，情報機器の開発に とっても，常にその必要性を認識しなければならないと考える。

## （4）利用者の情報処理機器スキルの把握

「パソコンの利用状況」より，「利用する」人は視覚障害者で $5.0 \%$ ，聴覚障害者で $6.6 \%$ であった。パソコンの利用状況が低い主たる要因は，高齢がゆえにパソコンを使うスキル・必要性•興味の無い人が多いことや，高齢の障害者自体が多いことによ ると考えられるが，就労対象となる障害者の中にもパソコンを利用していない人も多 く存在すると推定される。
そのため機器の開発に関しては，パソコンのスキルが低い人でも容易に利用ができ ることにするためのユーザインタフェースの充実やサポートが必要であると考える。

## （5）民間企業などへの就労機会の増加への取り組み

「就業の状況」より，視覚障害者の $23.9 \%$ ，聴覚障害者の $25.4 \%$ が就業者となっ ているが，主に自営業などであり，企業などでの常用雇用は，視覚障害者で $23.9 \%$ のらちの $15.3 \%$ ，すなわち視覚障害者全体の $3.7 \%$ ，聴覚障害者で $25.4 \%$ のうちの $29.5 \%$ ，すなわち聴覚障害者全体の $7.5 \%$ しかいない状況である。社会参加促進の意味でも，この数値を上げていくための情報機器支援を行わなければならないと考える。 そのためにも，企業における他の健常者の従業員とのより深いコミュニケーションの実現や，通勤や外出の安全な移動などの充実を図る必要があると考える。

## 2． 2 障害者雇用実態調査からの雇用場面での課題の検討

平成 16 年 10 月に厚生労働省 職業安定局 高齢•障害者雇用対策部 障害者雇用対策課から発表された調査報告を用いて，雇用場面での課題の把握，開発•普及場面での必要事項の検討などを行った。本資料は，抜粑を付録資料 2 として添付する。

## （1）雇用場面での事業所側の課題と開発•普及指針の検討

「事業所調査」より，雇用する側の課題として，「社内での仕事の有無」「安全面の配慮」「設備の改善」「正しい評価」が挙げられている。雇用する側に関しては，全体的に「どのようなことをすればよいのか？」を把握することが重要であり，そのため には「どのような雇用関係を構築するか」を明確にする必要がある。これは，身体障害者の雇用の増加に関しては，情報機器の開発のみでなく，スムーズに雇用が実現し，雇用主•従業員と良い関係が築けるための雇用側へのノウハウなどの教育が必要であ ると考える。

## （2）雇用場面での障害を持った労働者側の課題と開発•普及指針の検討

「個人調査」より，障害を持った従業員が求めることとして，「能力に応じた評価•昇進」や「コミュニケーション手段•体制の整備」が主として挙げられている。これ は，このような評価やコミュニケーション手段がなされていないことより，要望とし て挙げられていると判断される。評価•昇進は社内体制の問題であるが，コミュニケ ーションに関しては，情報機器の機能により，より活性化するものであると考える。 よって，仕様として円滑なコミュニケーションが達成されるための機能は重要なもの と考えられる。

## 2． 3 企業における障害者雇用の意識の検討

平成16年12月に厚生労働省 職業安定局 高齢•障害者雇用対策部から発表された調査報告を用いて，企業における障害者雇用の状況•企業の意欲の検討を行った。本資料 は，抜粋を付録資料3として添付する。

## （1）障害者雇用に対する企業の意欲の検討

民間企業における障害者の雇用は，前年より $4.4 \%$ の増加であることが発表されて いる。このことは，民間企業として，特に大企業は法律で基準が定められているにせ よ，「障害者への雇用に関して門戸を広くしよう」との姿勢がうかがえる。しかし，
「障害者の雇用実態は，まだまだ軽度な障害者優先であったり，的確な業務が与えら れない情況であったりするのが実情である。」との意見も散見される。

障害者の就労を支援する情報機器の開発に関しては，業務に直接的に役立つものと する仕様にすることと同時に，企業側へも，この情報機器を用いることによる，より

高度な業務への参画の可能性があることを訴えて行く必要があると考える。

## 2． 4 他省庁における先行研究とその取り扱いの検討

総務省の報道資料として，「障害者のI T 利活用支援の在り方に関する研究会」の報告書の公表報告の情報を受け，他省庁における先行的な活動の扱いについて検討を行っ た。本資料は，公表報告のみを付録資料 4 として添付する。

## （1）他省庁の先行研究と本調査研究の位置づけの確認

付録資料 4 にあるような総務省での研究の他にも，独立法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）などでも，障害者に対するI T の利活用に関する検討がな され，ロードマップの形で報告されている。
本調査研究では，これらの専攻研究の成果を基盤として，特に「視覚障害者と聴覚障害者の『就労』を支援するための情報機器に関する調査研究」を行い，より障害者雇用を増大させると共に，定着率を向上させて利用者•企業双方にとって有効なもの となるための機器仕様，展開施策を検討するものとする。

## 2． 5 企業における障害者雇用の意識の検討

平成19年9月10日現在の高齢•障害者雇用支援機構による就労支援機器貸出リスト を用いて，企業における障害者の就労時の利用機器の確認とこれらの機器との連携の検討を行った。本資料は，抜粑を付録資料5 として添付する。

## （1）就労時の貸出機器の確認と，支援情報機器との連携

民間企業への身体障害者の就労時に貸与される機器は，職場内のパソコン利用のた めの支援となる画面拡大や画面の文字の音声化，点字ディスプレイなどである。これ より，さらに必要となる支援機器としては，職場のパソコン利用への支援ではなく，可搬性に富み，通勤•外出•会議などにも用いることができるものであることが重要 であると考える。

これらの実態の把握と検討により，視覚障害者及び聴覚障害者の就労に対する要求は増大するものであり，その就労を促進させるために支援する情報機器の仕様を決定する ことは重要なことであることが確認された。
また，職場内でのパソコン利用に関する視覚障害者支援及び聴覚障害者支援は，ある程度充実していることから，特に通勤•外出•会議などでも利用可能なコミュニケーシ ョンや移動面を主体とした機能が有効であることがわかった。
さらに，視覚障害者•聴覚障害者の就労促進と定着率向上のためには，機器開発のみ ならず，その機器の利活用に関する障害者への教育・サポート体制の整備や，受け入れ

る企業に対する障害者雇用の潜在的な嫌悪概念の払拭や，障害者への指示•育成ポイン トなどの普及•啓発•教育などの体制整備に関して併せて検討し，一つの示唆を示して いく必要性があることが碓認された。

このように，障害者の就労の促進に関しては，新たな支援機器の開発に向けての取り組みのみでなく，教育・サポートや受入企業への啓発，法制度などへの検討など，多面的なアプローチを検討する必要があることが見出された。

## 3．「障害者の就労」を主眼においた障害者関連団体への ヒアリング

## 3． 1 ヒアリングの概要とヒアリング先

視覚障害者及び聴覚障害者の就労支援をおこならための情報機器の開発や体制の整備などの検討のため，障害者における情報支援機器の利活用の実態調査と就労につなが る情報支援機器に対するニーズの把握，さらに雇用率を向上させるための方策などにつ いて，関連団体へ訪問しヒアリングとして聞き取り調査を行った。
実施先は，以下のとおりである。
【視覚障害者関連4団体】
A視覚障害者団体
B 視覚障害者団体
C 視覚障害者団体
D視覚障害者団体
【聴覚障害者関連 3 団体】
E 聴覚障害者団体
F 聴覚障害者団体
G 聴覚障害者団体
【障害者就労支援1団体】
H高齢者•障害者就労支援団体
ヒアリング調査の日時及びその詳細な結果については，付録資料 6 に添付する。

## 3． 2 障害者関連団体へのヒアリング

各団体へのヒアリングに関しては，その結果の詳細を付録資料6－1 から 6－8に添付する。また，以下に，ヒアリング結果のポイントについて記述する。

## 3．2．1 A視覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料6－1）

（1）通勤•外出における問題点•要望
－駅やターミナルなどのさまざまな行き先のある場所での乗車列車・バスの特定が困難である。音声情報がその判別のメディアとなるため，知りたいときに発声さ せるか，エンドレスでの放送が有効である。
－発券機などの機器の操作，バスや列車の形態，支払い方法など，複数のケースが ありらる場合にはその判別が必要である。統一できるようにすることが最も望む ことであるが，統一が困難なようなら音声などによる案内が必要である。
－工事や事故などによる突然の変更に対しては，状況の把握ができないことにより，最終的に事故もつながりらるものである。十分な案内と安全の確保が必要である。

## （2）就業•会議における問題点•要望

－企業内のイントラネットやスケジュール管理など，既存の視覚障害者への支援ソ フトウェアでは対応していない環境がある。その環境への対応が必要である。
－会議などの配布資料は，その場で渡されて読解することは困難である。事前に配布するか，当日でも議論などの文字化に対応できる機能が求められる。
－企業内での仕事の遂行のためには，コミュニケーションを支援するための機器が重要である。
－企業に対しても，障害者配慮マニュアルが必要であり，障害者の状況を正しく知 る必要がある。
－「機器の利用」と「人による助け」をうまく使い分けられるようなノウハウの蓄積が必要である。

## 3．2．2 B視覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料6－2）

（1）通勤•外出における問題点•要望
－外の移動は，生活訓練による歩行能力を身につけることが重要である。機器での支援は補助的なものである。

- 安全性の確保が最も重要なことである。
- 端末を持って歩くことにも違和感がある。すべての場所で使えることが肝心であ る。
（2）就業•会議における問題点•要望
- 画像に関する説明文の音声化表現が重要である。
- 資料に関しては，要点をまとめて理解できる仕組みが有効である。
- 企業に対しても障害者の理解が必要である。


## 3．2．3 C 視覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料 6－3）

## （1）通勤•外出における問題点•要望

－安全面の確保が最も重要なことである。駅のホームと車両の隙間や高低差の把握 が重要である。

- 点字表記は最後まで読まないとわからない弱点がある。
- 「現在の場所」の情報と，「この先には何がある」の情報の双方が必要である。
- 工事などによる突然の環境の変化への情報提供は重要である。


## （2）就業•会議における問題点•要望

- 物の配置やレイアウトの変更時，環境が変わった時の情報提供は重要である。
- パソコン利用に関して，スクリーンリーダーは重要不可欠なものであるが，対応可能なソフトウェアなどに制約がある。サポートしてくれる組織が必要である。
－個々の障害特性をふまえ，「就労のあり方」や「支援機器のあり方」を整備する

ことが重要である。

## 3．2．4D視覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料6－4）

（1）通勤•外出における問題点•要望
－地形が少し変わっただけでも歩行が困難になることもあるため，変化に関しては常に情報提供が必要である。
－歩行訓練が重要であり，慣れた所に支援はいらない。慣れていない所への移動時 に支援機器が有効となる。
（2）就業•会議における問題点•要望
－ソフトウェアやハードウェアに依存することなく，常に安心して情報機器を利用 できることが必要である。
－機器のセットアップは非常に複雑であり，視覚障害者単独では困難である。何ら かの支援が必要である。
－人間関係の構築が一番困難であるとの意見が多い。コミュニケーション機能の充実が有効である。

## 3．2．5 E聴覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料6－5）

## （1）通勤•外出における問題点•要望

－列車が途中で止まるなどの突発的な事態での状況把握が困難である。音声アナウ ンス以外に文字による提示が必要である。
－地下鉄など，携帯電話の電波が得られない場所の場合，突発的な事態の職場など との連絡ができなくなる。
（2）就業•会議における問題点•要望
－文字による情報でも意思が伝わらない場合•誤解する場合がある。例えば，「ゆ っくり休んでください」が，「長期間」なのかと誤解する。

- 上司からの呼びかけなどに反応ができない。
- 聴覚障害者はコミュニケーションの際にバリエーションが乏しい人が多いので，人間関係がうまくいかない場合がある。聴覚障害者へのノウハウの教育や，健聴者•聴覚障害者相互の理解が必要である。


## 3．2． 6 F 聴覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料6－6）

## （1）通勤•外出における問題点•要望

－文字による日本語と手話の表現が必ずしも一致しないので，列車などでの表現に誤解を生じる場合がある。効率的に情報を発信することと，わかりやすく意味を表現することが重要となる。

## （2）就業•会議における問題点•要望

－コミュニケーション能力の低さが，能力の低さと見られることがある。正しい評価制度が必要である。

## 3．2．7 G 聴覚障害者団体におけるヒアリング（付録資料6－7）

（1）通勤•外出における問題点•要望
－列車が止まるなどの場合の状況理解が困難である。状況を正しく把握できる仕組 みが必要である。また，外との連絡を文字で行える機器と体制が必要である。
－通勤は知っている土地であるのであまり問題はないが，知らない土地では次の駅 や停留所を常に目で確認する必要がある。混雑しているとわからない。混雑の車内でも次の駅がわかる仕組みが必要である。
（2）就業•会議における問題点•要望

- 社会的経験が乏しいことによる健聴者との摩擦が生じることがある。
- 要約筆記は有効であるが，会議などでは会話のペースが速く，ついていけない状況である。また，内容によっては要約でなく全文を知りたい場合もある。
－音声認識装置は聴覚障害者にとって必要であるが，性能面で更なる改良が必要で ある。
－企業•職場においても，聴覚障害者の状況を理解し，的確に対応できる体制を築 き上げてもらいたい。


## 3．2．8 H 高齢者•障害者就労支援団体におけるヒアリング（付録資料 6－8）

（1）就業•会議における問題点•要望
－企業に対して，障害者雇用時の支援•機器貸出などの制度などを理解し，有効活用してもらいたい。
－労働環境の確保•改善などの取り組みを行っているので，企業として障害者雇用 への理解を深めてもらいたい。

## 4．障害者の社会参加促進に必要な情報機器の機能と <br> ロードマップ

視覚障害者及び聴覚障害者における就労支援のための情報機器の開発に関して，必要 となる機能やその開発のためのロードマップを導出するために，前述した関連団体など へのヒアリングや，設置した検討委員会の各委員の持つ知見より，以下に分析•検討を行う。

## 4． 1 「就労」に注目した「場面」の分類

前述した 8 箇所の障害者関連団体•組織へのヒアリングや検討委員会の知見から，就労支援に必要な機能を導出するにあたり，視覚障害者•聴覚障害者自身の生活の場面•流れに分類してその機能抽出を行うことは有効であると考える。また，ヒアリングなど では，障害者自身が用いる機器の機能に関してのみでなく，企業•職場に対する教育な どの重要性も挙げられたため，「場面」の分類として，以下の表 $4-1$ に表す 8 項目を設定するものとした。

表 4－1 「場面」の分類

| No | 場 |
| :--- | :--- |
| ① | 出勤に向けての家庭内での課題 |
| （2） | 通勤時•外出時での課題 |
| （3） | 職場における機器利用での課題 |
| （4） | 職場におけるコミュニケーションでの課題 |
| （5） | 職場における職場環境での課題 |
| （6） | 障害者における企業人教育の課題 |
| （7） | 企業における障害者雇用理解の課題 |
| （8） | その他，要望など |

この項目に沿つて，ヒアリング結果や検討委員会での知見を分類•整理し，解決に必要な機能の抽出とロードマップの検討へとつなげる作業を行った。

## 4． 2 各場面における「ニーズ」の抽出

視覚障害者•聴覚障害者団体などからのヒアリングのポイントと，検討委員会の意見•知見などを分類し，「ニーズ」としてまとめる作業を行った。このニーズ抽出は，視覚障害者と聴覚障害者とでは大きく異なるために，分けて分類作業を行い，前述した
「場面」によってまとめた。具体的な意見と，それをまとめた「ニーズ」の表を「視覚障害者にとってのニーズ抽出」として表4－2に，「聴覚障害者にとってのニーズ抽出」 として表4－3にまとめた。

表 4－2 視覚障害者にとっての「ニーズ」抽出

| No | 具 体 的 な 意 見 | ニ－ズ |
| :---: | :---: | :---: |
| （2）通勤時•外出時での課題 |  |  |
| （2）－1 | - 行き先案内は，エンドレスで流してほしい。 <br> - 点字ブロックの設置しすぎは，かえってわかりづら い。 <br> －私有地に，ようやく点字ブロックがついた。 | 適切な情報の量 <br> が得られること |
| （2）－2 | - 乗車するバスの形態についての情報が必要。 <br> - 昇降方法やバス内での機器の操作方法は統一してほ しい。 <br> －入口と出口の位置の違いがわからない。 | 乗り物•機器•改札などの形態 に関する情報が得られること |
| （2）－3 | - 券売機や改札で引かれた金額や残額が確認できない。 <br> - スイカやパスモなど，残額は聞かなければ分からな い。 | 運賃などに関す る情報が得られ ること |
| （2）－4 | －突然の工事や普段と異なる状況や環境の変化には対応しづらい。 <br> - 緊急時における情報の欠如を心配。 <br> - 駅の補修工事など予期せぬ環境の変化に対応しづら い。 | 緊急時における <br> 情報が得られる こと |
| （2）－5 | - 不特定のところへは一人では行けない。 <br> - 一般の市街地では，まだまだ不便さを感じる。 <br> - GPS を利用した人ナビゲーションの開発に期待した い。ハザードマップや観光案内などの情報も加味する など多相性のあるものを望む。 <br> －GPS などを利用した位置情報や，地域ごとのデータが引き出せるようなデータベースの開発をお願いした い。 <br> －点字ブロックに IC タグを埋め込む検討がなされてい | 慣れない場所に おける移動支援情報が得られる こと |


| No | 具 体 的 な 意 見 | ニ－ズ |
| :---: | :---: | :---: |
|  | るが，手元に機器を置きアンテナのみを通すなど，何 らかの工夫がなされることに期待したい。 <br> －地形が少し変わっただけでも，歩行が困難になる。 |  |
| （2）－6 | - 駅にホームドアや柵をつくれば心配なくなる。 <br> - 駅がカーブしていたり，ホームと車両に高低差があ ったりすると大変危険である。 <br> －必要としている情報にたどり着くまでに時間がかか る。 <br> －触覚により情報を得ることが多く，その安全性は勿論のこと，サイズや材質•種類等に注意をはらいつつ，最も伝えなければならない重要な情報を精選のらえ，強調するものと，そうでないものを整理することが必要である。 | 安全面への確保 が可能となるた めの情報が得ら れること |
| （3）職場における機器利用での課題 |  |  |
| （3）－1 | －企業が独自に構築しているイントラネットなど，ス クリーンリーダーでは読み上げできないケースがあ り，情報の共有化を図ることができない <br> －細かな設定をすることによって，スクリーンリーダ <br> - が対応不能になる場合がある。 <br> - 会議などで使用される資料について，できれば事前 にデータでほしい。 <br> －スクリーンリーダーは極めて重要な機器であるもの の，ソフトとの相性，対応可能な範囲が不明確 | 企業内での資料・データが音声情報として得 られること |
| （3）－2 | －状況に応じて，点字版やS P コード，データでの情報提供が必要。 | 企業内の資料• <br> データが点字情 <br> 報として得られ ること |
| （3）－3 | －正しい漢字をどうやって選ぶか。校正の必要性があ る。 <br> - 校正する作業が視覚障害者には難しい。 <br> - 校正の作業をスクリーンリーダーでできるようにし独りでテープ起こしができるようにしたい。 | 漢字に対する情報が得られるこ と |
| （3）－4 | －テープ起こしの作業をデジタル化した場合，機械に如何にして音声アクセシビリティを付けていくかとい うことが重要である。 | 機器のアクセシ ビリティが行え ること |


| No | 具 体 的 な 意 見 | ニ ーズ |
| :---: | :---: | :---: |
| （3）－5 | －スクリーンリーダーに問題が発生した場合，相談す る機関がない。第三者的な機関において，製品の評価 や実証実験を行ったり，既存の技術を集約させたり， あるいは製品の情報提供等をすることができないか。 <br> －PCメーカーに視覚障害者のアクセシビリティにつ いて，対応する窓口があったらいい。 | 機器に対するサ <br> ポート体制がな <br> されること |
|  |  |  |
| （4）－1 | －コミュニケーションを支援するための機器が必要で ある。 | 会話を支援する機能が得られる こと |
| （4）－2 | －画像については，画像発信者がどんな画像を付けた か文書で説明を添付してもらいたい。 | 画像内容に関す る情報が得られ ること |
| （5）職場における職場環境での課題 |  |  |
| （5）-1 | －視覚によるデータの蓄積ができない。時間軸で内容 を理解していくしか方法がない。 <br> －資料は要点だけをかいつまんで読めない。全部読ま ないといけない。 <br> －晴眼者と時間的に対抗できない。 | 視覚障害者にお <br> けるデータ蓄積 <br> の限界•時間的 <br> 問題が解決でき ること |
| ⑥障害者における企業人教育の課題 |  |  |
| （6）－1 | - 機器を使いこなせれば，きちんと就労ができる。 <br> - 慣れた機器やソフトから，全く新しい機器やソフト に変更した場合，その対応に時間を要する。 <br> －ソフトやハードに依存せず，常に安心して使えるこ とが重要。 <br> - 人の助けを借りないとセットアップができない。 <br> - 新しい機器・ソフトが入ってきた時の対応も常に不安。 | 障害の内容に適応した形での機器の教育・トレ ーニングへの対応がなされるこ と |
| （7）企業における障害者雇用理解の課題 |  |  |
| （7）－1 | －視覚障害者を理解するための配慮マニュアルみたい なものが必要である。 <br> －晴眼者に混じってデスクワークを行っていくために は，情報支援技術と情報保障が極めて重要である。 <br> －情報保障という面では，機器で可能な部分と，人の助けを必要とする部分がある。職場での定着率を向上 | 企業に対して，障害者の正しい理解と配慮が可能となる情報を提供できること |


| No | 具 体 的 な 意 見 | ニ－ズ |
| :---: | :---: | :---: |
|  | させるためには，どうしても人の手助けが必要であり，与えられた仕事をどう進めるかと云うことについて は，職場の理解と機器が上手に活用できれば可能であ る。 <br> - 一般企業は障害者を理解していない。 <br> - 事業主の方々にも個々の障害特性について，きちん とした理解をもってほしい。 |  |
| （7）－2 | －企業側が望んでいる業務と障害者の能力がうまく結合すれば就職率は向上する。 | 企業と障害者と の交流がなされ ること |
| （7）－3 | －全盲や弱視，網膜色素変性症など，障害の種類や程度によって，必要とされる情報提供の在り方も変わっ てくる。 | 障害の種類に適応した対応策が とられること |
| （8）その他，要望など |  |  |
| （8）－1 | －法定雇用率が 1.8 を超えたとの統計があるものの，障害の種類が明らかになっておらず，その実態はわか らない。障害の種類を加味した制度や環境の構築が大切である。 <br> －障害の種類毎の統計までされていない。個々の障害特性を踏まえた，就労のあり方や支援機器のあり方を検討する必要である。 | 政府統計の細分化がなされるこ と |
| （8）－2 | －福祉機器を開発しても開発費を回収できない。 | 研究開発の促進策がなされるこ と |

表 4－3 聴覚障害者にとっての「ニーズ」抽出

| No | 具 体 的 な 意 見 | ニ－ズ |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）出勤に向けての家庭内での課題 |  |  |
| （1）－1 | －風呂や家電製品などで，音声が出るものはその製品 の特定と情報内容の把握が必要である。 | 家電などの音の判別と情報内容 が得られること |
| （2）通勤時•外出時での課題 |  |  |
| （2）－1 | －通勤途上では何かあった際に文字情報を送れる機器 は必要である。現在は携帯電話がそれにあたる。 <br> －電車の運行状況は，乗車中にはわからない。途中で止まった際の状況説明がないとわからない。 | 車内などでの緊急時の説明が得 られること |
| （2）－2 | －災害時も大変である。 | 災害時の情報が得られること |
| （2）－3 | －電車などの発車のベルがわからない。 | 発車のベル音な どの情報が得ら れること |
| （2）-4 | －後方からの車の接近音が聞こえないために，歩道が無い場所などでは危険である。 | 後方からの車の接近の情報が得 られること |
| （3）職場における機器利用での課題 |  |  |
| （3）－1 | －音による情報を如何にして，目で見てわかる情報に作り変えることができることが必要。 <br> －バスや電車を利用する場合，聞こえない人に対する コミュニケーションサービスが必要である。 <br> －音声言語を文字に変えるだけではなく，音声言語を如何にして，手話化するかが重要である。 <br> －生活や働く場面においても同様のことで，どうやっ て手話と云らものを見る言葉として理解して，情報発信するかと云らところが大切である。 <br> －効率的に情報を発信すると云うことと，また，わか りやすく意味をすぐに掴めるかどうかと言うことがポ イントである。 | 手話による情報表現が得られる こと |
| （3）－2 | －音声認識装置は聴覚障害者にとって有効である。最近はかなり性能も向上してきているが，ノイズの除去，誤認識の問題にさらに対応したもの，実用性のあるも | 実用性のある音声認識機能が得 られること |


| No | 具 体 的 な 意 見 | ニ－ズ |
| :---: | :---: | :---: |
|  | のが必要である。 <br> - 音声認識装置で認識精度の向上が必要である。 <br> - 携帯できる音声認識システムの開発が必要である。 <br> - ろう者の P C に健聴者の発声が文章になって伝達さ れるシステムが有効である。 |  |
| （3）－3 | －FM補聴援助機器で，聴覚障害者の補聴支援用機器 をもっとコンパクトで使いやすいものにして欲しい。 | 機能拡充された FM 補聴援助機能 が得られること |
| （3）－4 | －屋内信号装置で，職場の呼び出し，時報，警報など を携帯電話等でキャッチできるトータルなシステムが必要である。 | 機能拡充された <br> 屋内信号機能が <br> 得られること |
| （3）－5 | －ブルートゥース連動の補聴援助システムで，各人の補聴器に対応する携帯•固定電話・パソコン・テレビ・ マイク・放送機器•警報器などをシステムで用意すれ ば，機器は配線が入り混じるわずらわしさがなくなる。 | ブルートゥース <br> の活用した情報援助が得られる こと |
| （3）－6 | －しゃべったことがリアルタイムに文字になるものが あったらいい。 <br> －話していることを別のところで文字情報に直して手元の液晶画面に送ってもらら機能が有効である。 | リアルタイムで文字情報が得ら れること |
| （4）職場におけるコミュニケーショ |  |  |
| （4）－1 | －用語の選び方に問題がある。手話には，専門用語や難しい言葉をそのまま表現できる単語が少ないため，最も近い意味の言葉に置き換えなくてはいけない。 <br> －どういう単語を選ぶことが，耳の聞こえない見る人 にとって，正確に伝わるのか検討を重ねることが重要 である。 | 正しく意図の伝達ができる手話表現を可能とす ること |
| （4）－2 | －重要な情報の選び方に問題がある。地震などの情報 を正確に手話に置き換えた場合，このやり方では，時間がかかりすぎたり，どこが重要な情報なのか，わか りにくかったりとの指摘がある。 | 重要な情報が即座に得られるこ と |
| （4）－3 | －要約筆記は必要なものだが，時と場合によっては，話した内容の全てが必要なこともある。全文表示も必要である。 | 要約表記及び全文表記の情報が得られること |
| （4）－4 | －例えば字幕とかの文字という情報は，読むスピード や感情の表現等に限界がある。 | 最適な速度の文字情報の提示が |


| No | 具 体 的 な 意 見 | ニ－ズ |
| :---: | :---: | :---: |
|  |  | なされること |
| （4）－5 | －記号を使うときには，みんながその意味を共通認識 していなければならない。 | 記号の利用に関 する統一的な理解が得られるこ と |
| （4）－6 | －上司などからの声での呼び出しがわからないので，視覚情報などで知らせる仕組みが必要である。 | 声かけ・呼び出 しへの視覚化対応が可能である こと |
| （5）職場における職場環境での課題 |  |  |
| （5）-1 | －会社組織の中で，管理職はできないと決めつけるの ではない体制が必要である。聞こえない人が管理職と なった場合に，何が問題なのかということがわかれば， どうしていったらよいのか，初めて議論ができるので ある。 <br> －その人の能力をどうみるかという，評価システムの構築が課題である。 | 能力を正しく評価する体制がと られること |
| （6）障害者における企業人教育の課題 |  |  |
| （6）－1 | －聴覚障害者の場合は，職場内の人的交流が少ないし，会話になかなか入っていけないために，ストレスを感 じてしまう場合が多い。そのような聴覚障害者のため のリフレッシュやレベルアップ研修は欠かせない。 | $\begin{aligned} & \text { リフレッシュ・ } \\ & \text { スキルアップの } \\ & \text { 体制が得られる } \\ & \text { こと } \end{aligned}$ |
| （7）企業における障害者雇用理解の課題 |  |  |
| （7）－1 | －企業側にも環境面の整備で協力をしていただきたい。具体的には朝礼•職場での指示などの情報保障が必要 である。補聴器に対応したマイクシステムの使用，板書説明やプロジェクター，パソコンなどによる視覚的情報の多用などが有効である。 <br> －筆談で喜怒哀楽を表現するのは難しいし，筆談は時間がかかる。 <br> - 会議とかで誰が言ったか特定できない。 <br> - 大きい会社など集団の中の一人だとコミュニケーシ ョンが取れなくなる。 | 障害者の状況に適応した労働環境の碓保と改善 が得られること |
| （8）その他，要望など |  |  |
| 88－1 | －日常生活や就労の場面，通勤や緊急時など，ある程 | 状況や場面に応 |


| N o | 具 体 的 な 意 見 | ニ－ズ |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 度，使い方や使う場所を限定して，その場面において，役に立つ機器開発を進めていくことは必要である。 <br> －その過程の中では，従来のように個々に開発を進め ていくのではなく，組み合わせて使うシステム的な発想での技術開発が望まれている。 | じた機器開発が可能なこと |
| （8）－2 | －総務省に対して，手話も法律の中に入れるよう要望 している。法律化されれば，手話による情報伝達の技術開発も今まで以上に進められる。 | 手話による情報提供の確保が得 られること |
| （8）－3 | －手話通訳者を採用するという制度を創設してもらい たい。 <br> －話した内容を手話では反対の意味に通訳してしまう ことがあるので，うまく通訳できるかは通訳者の力量 が問われる。 | 手話通訳者の採用の適正化が行 われること |
| （8）－4 | －欧米諸国では「テレビ電話リレーサービス」が普及 しているものの，我が国では進んでいない。日本でも このようなサービスの普及を求めている。 <br> －電話リレーサービスをもつと普及させるための政策 を充実させてほしい。 | テレビ電話リレ <br> ーサービスの普 <br> 及がなされるこ <br> と |
| （8）－5 | －テレビ電話を製造しているメーカーは，我が国に 7 $~ 8$ 社ある。互換性が図られるような環境整備が必要 である。 | テレビ電話の互換性が得られる こと |
| （8）－6 | - テレビ放送には全て字幕をつけてほしい。 <br> - NHK 受信料は聴くことができないから半額であるが，全額払らから全部わかるようにしてほしい。 | 字幕の普及がな されること |
| （8）－7 | －それぞれの障害（手話，補聴器等）にあわせた支援 が必要である。 | 障害の種類に適応した対応がな されること |
| （8）－8 | －災害の時すぐに文字放送といら対応ができていない。 | 災害時の対応が <br> 整備されること |

## 4． 3 各場面における「ニーズ」に関する現状分析と課題の整理

視覚障害者•聴覚障害者団体などからのヒアリングや，検討委員会の意見•知見など より「ニーズ」を抽出し，情報機器開発に必要な要素や，障害者自身•雇用企業•国や自治体の取り組みに関して必要な要素を表面化した。
この表面化されたニーズに対して，現状はどのような状況になっているのかの把握と， ニーズを解決すべき課題の整理を行う。

「ニーズ」と「現状分析」「課題整理」の表を「視覚障害者にとつての現状分析•課題整理」として表4－4に，「聴覚障害者にとつての現状分析•課題整理」として表 4 －5にまとめた。

表 4－4 視覚障害者にとっての現状分析•課題整理

| ニ ーズ | 現 状 分 析 | 課 題 整 理 |
| :---: | :---: | :---: |
| （2）通勤時•外出時での課題 |  |  |
| （2）-1 <br> 適切な情報の量が得られる こと | 行き先案内のエンドレス性は保証されていない。点字 ブロックの設置基準は定め られていない。 | 時と場所，その状況に応じた，適切な情報が適宜必要である。 <br> 状況に応じた，必要な情報がい つでも得られるような配慮と環境 の構築が必要である。 <br> 通勤経路は，慣れた経路である とはい元，遅延時の運行状況や災害発生時の緊急情報などについて は，極めて重要な情報であること から，情報保障に努めることが必要である。 <br> 視覚障害者誘導用ブロックにつ いては，J I S T9251により，「ブロック等の突起の形状•寸法及 びその配列」の定めがあるものの，設置基準等を定めているものは存在していない。設置基準等の検討 が必要である。 |
| （2）－2 | バス会社によって，ワンス | 昇降位置がバス会社によって異 |
| 乗り物－機 | テップバスやノンステップ | なっている中で，利用者の状態像 |
| 器•改札など | バスの導入状況は異なって | を乗車時にその場で把握し，一律， |
| の形態に関す | いる。 | 運転手がアナウンスすることに |
| る情報が得ら | 現状では，到着後，運転手 | は，限界がある。この情報につい |


| ニ－ズ | 現 状 分 析 | 課 題 整 理 |
| :---: | :---: | :---: |
| れること | が乗車中にその情報をアナ ウンスにより知らせている。 <br> バス会社や地域によって， <br> 機器の構造が異なっている。 | ては，車いす利用者にとっても大変有効な情報であることから，可能ならば，自宅やバス停など事前 に把握できることが望ましい。 <br> 個々の障害者ニーズを十分に踏 まえ，業界団体による協力のもと，国レベルでの指針の作成が必要で ある。 |
| （2）-3 <br> 運賃などに関 する情報が得 られること | この問題について，金融機関での残高照会やクレジッ トカードでも同様なことが いえる。 <br> 音声案内とした場合，プラ イバシーが問題となる。 | 引き落とされた金額と，カード残高については，正確で，安全な情報提供が求められる。 <br> インターネット等を活用して，利用履歴が確認できることが望ま しい。 |
| （2）－4 <br> 緊急時におけ る情報が得ら れること | 歩道をふさぐような工事 の場合には交通誘導員が配置されているが，普段の通勤経路に，突然自転車が放置さ れていたり，ダンプカーが駐車してあったりする場合，思 わぬ事故をまねくことがあ る。 | 緊急の内容•場所・タイミング などを考慮した利用者への情報提供が必要である。 |
| （2）-5 <br> 慣れない場所 における移動支援情報が得 られること | 現在，国土交通省により「自律移動支援プロジェク ト」が進められている。 <br> ■重点計画…2010年まで に，電子タグを含むユビキタ スネットワーク技術を活用 し，身体的状況，年齢，言語等を問わず，「いつでも，ど こでも，誰でも」が，「移動経路」，「交通手段」等シーム レスな移動に必要な情報を入手することを可能にする自律移動支援システムを確 | 視覚に障害を持った人が，一人 で行ったことのない場所へ，安全 で，安心して，容易に行くことが できるような，持ち運び可能な支援機器，ツールの開発が求められ ている。 <br> 機器に対する対応について，個々の能力により異なるところで あり，実際にその機器を使いこな せるよう利活用の側面から支援や訓練などを行うことも大切であ る。 <br> 機器開発にあたっては，関係各 |


| ニ－ズ | 現 状 分 析 | 課 題 整 理 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 立する。 <br> ■成果目標…位置情報，地理情報，移動経路，交通手段，目的地等，安全かつ快適な暮 らしに必要となる情報を，い つでも，どこでも，だれでも が利用できる社会基盤とし ての「ユビキタス場所情報シ ステム」の 10 年以内の普及 を図る。 | 者（行政，メーカー，関係団体，当事者）の努力や協力，連携が必要不可欠である。 |
| （2）-6 <br> 安全面への確保が可能とな るための情報 が得られるこ と | ホームドアの設置につい ては，ほとんどの場所で設置 されていない。 <br> J R 飯田橋駅の例として，極端にカーブしており，ホー ムと車両に高低差もある場合は，アナウンスにより注意 を喚起している。こうした方法は全国的であるかは不明。 <br> J I S T0921により「高齢者•障害者配慮設計指針—点字の表示原則及び点字表示方法—公共•設備」におい て，施設•設備の利用•操作方法などの情報伝達手段と して用いる点字原則及び点字表示方法について規定さ れている。 | ホームドアの設置や駅の形態等 については，費用の問題と物理的環境が課題である。 <br> 点字のあり方については，J I S 規格の適用と，音声や音表示に よる標準化が望まれる。 |
| （3）職場における機器利用での課題 |  |  |
| （3）－1 <br> 企業内での資料・データが <br> 音声情報とし <br> て得られるこ <br> と | 製品によって差はあるが，活字文字であること，段落切 りなどがシンプルであるこ となどが，使い物となる条件 となっている。 | スクリーンリーダーそのもので はないが，活字文書をスキャンし読み上げる機器において，段落の ある新聞などへの対応ができな い。 |


| ニ－ズ | 現 状 分 析 | 課 題 整 理 |
| :---: | :---: | :---: |
| （3）－2 <br> 企業内の資料・データが点字情報とし て得られるこ と | 視覚障害者が健常者と同 じように，適宜必要な情報を得ながら，デスクワークや会議をこなしてくことは，容易 なことではない。 | S P コードは，面積あたりの情報密度は高いが，そのために位置決め精度，印刷精度を要求するた め，機器が大きくなったり，コピ ーが出来ないなどの欠点が，普及 を阻害している。 <br> 企業側も視覚障害者の視点に立 った要望やニーズが掴みきれてい ないため，その対応が図られてい ない。また，個々の障害者のニー ズを満たしていくためには，施設•設備•機械等の改善が必要で あり，企業にとっては，負担大と なる。 |
| （3）－3 <br> 漢字に対する <br> 情報が得られ ること | 視覚障害者の場合，適切な漢字を選択して言葉を編集 していくことが難しい。 <br> よって，現状では視覚障害者がテープ起こしをするも ののその校正は晴眼者が行 っている。 | 視覚障害者自身で必要な漢字を認識して編集できるような機器開発が課題である。 <br> この問題がクリアされれば，視覚障害者の雇用創設に大きく寄与 するものである。 |
| （3）－4 <br> 機器のアクセ シビリティが <br> 行えること | アクセシビリティの内容•支援方法が機器によって統一されていない。 | 機器に関するアクセシビリティ の搭載の確保，使い勝手の内容•手法の統一化が必要である。 |
| （3）—5 <br> 機器に対する <br> サポート体制 <br> がなされるこ <br> と | 購入したいスクリーンリ ーダーが使用しているソフ トウェアの上で作動するか どうか，また各種ソフトウェ アとの相性に関する情報提供は十分とはいえない。 | 企業または障害者団体にて機器 のサポートを行ら体制の設立が必要である。 <br> 利用者が障害の内容が多岐にわ たるために，企業が障害者関連組織に機器の教育を行い，障害者関連組織がサポートを行う方法の方 が妥当性がある。 |
| （4）職場におけるコミュニケーショ |  |  |
| （4）－1 | 上司やお客様に対する挨 | 個人で，いつでもどこでも簡単 |


| ニ ーズ | 現 状 分 析 | 課 題 整 理 |
| :---: | :---: | :---: |
| 会話を支援す る機能が得ら れること | 拶などの場面において，失礼 をしてしまうことがある。ま た，視覚に障害を持っている ことによって画像•写真・デ ザインなどについてのコミ ュニケーションを健常者と取ることが容易ではない。 | に繰返し，情報を聞ける手段があ まりない。 <br> 視覚障害を有していることか ら，適切なコミュニケーションが図れないことを同僚等に理解され ない。視覚障害者を理解するため の配慮マニュアルが企業側に対し て必要である。 <br> コミュニケーションを円滑にす ることは，業務の効率化と障害者 の就業定着率の向上に資すること からこの問題は極めて重要な課題 である。 |
| （4）－2 <br> 画像内容に関 <br> する情報が得 <br> られること | 現状では一部のホームペ ージで画像の説明が添付さ れているものの，企業で使わ れる会議の資料等ではほと んどなされていない。 | 画像やグラフの情報を健常者が逐一視覚障害者に伝達していくこ とは容易ではないが，健常者自身 が障害者の立場に立って適宜必要 な情報を入れておくことを習慣づ けることが必要である。 <br> また，こうした画像データにテ キスト情報を容易に採り入れるこ とができるような機器開発が必要 である。 <br> 画像やグラフの情報提供も文字 データと同じように視覚障害者に とっては同じように扱われる物で なければならない。 |
| （5）職場における職場環境での課題 |  |  |
| （5）-1 <br> 視覚障害者に おけるデータ蓄積の限界•時間的問題が解決できるこ と | 現状では，視覚に関する情報の把握•蓄積•要約化がで きないために，情報量の差が生じる。 | 視覚情報の他メディアへの変換 とその情報の蓄積，利用者の意図 に適応した要約処理などが必要で ある。 |


| ニ ーズ | 現 状 分 析 | 課 題 整 理 |
| :---: | :---: | :---: |
| （6）障害者における企業人教育の課題 |  |  |
| （6）－1 <br> 障害の内容に適応した形で の機器 の教育・トレーニ ングへの対応 がなされるこ と | 障害者のI T 利活用支援 の担い手はリハビリや介護等々とは異なり，ボランティ アが中心となって行ってお り，様々な課題が存在してい ることから，現在総務省にお いて人材の資質向上と育成方策について検討を進めて いるところである。 <br> また，セットアップや緊急時のトラブルについては人 の手を借りなければその対応が難しいところである。 | 健常者でも，マニュアルを見な がらでないと出来ないことを，ど らやって覚えるかは，何回も聞く しかない。この何回も聞くことが苦痛になると，このハードルは大変高いものとなる。 <br> 新しいソフトウェアを導入して も，障害者がそのソフトに対応で きるような環境の構築が求められ ている。 <br> そのためには，ボランティアを始めとし P C メーカー・ソフトウ ェアのメーカーによる協力が必要不可欠である。障害者が慣れ親し んだ機器を安心して使えるように するためにも，セットアップやト ラブルなどについて，一括して相談できるような窓口の設置も考え られている。 |
| （7）企業における障害者雇用理解の課題 |  |  |
| （7）－1 <br> 企業に対し <br> て，障害者の <br> 正しい理解と <br> 配慮が可能と <br> なる情報を提 <br> 供できること | 高齢•障害者雇用支援機構 により障害者を理解するた めのマニュアルが作成され，希望者に対して無料配布さ れている。 <br> また，高齢•障害者雇用支援機構では，就労支援機器を貸し出す制度も行っている。 <br> 高齢•障害者雇用支援機構 により障害者を理解するた めのマニュアルが作成され，希望者に対して無料配布さ れている。 <br> 毎年9月は「障害者雇用月 | 個人で，いつでもどこでも簡単 に繰返し，情報を聞ける手段があ まりない。 <br> 各種ある就労支援機器について は，障害者自身がきちんと利活用 できるような教育•訓練体制の整備が必要である。 <br> また，企業側においては，各種 の障害に適応した適切な支援機器 を利活用することにより，情報保障に努めなければならない。 <br> 障害者も事業者も，メリットが ないと，啓蒙活動も長続きしない。障害者が何に困っているかの本 |


| ニ－ズ | 現 状 分 析 | 課 題 整 理 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 間」として設けられている。 | 質を考え，その解決をお互い考え ることが第一である。 |
| （7）－2 <br> 企業と障害者 <br> との交流がな <br> されること | 厚生労働省ではハローワ ークに障害者の就労を支援 する専門のコーディネータ ーの配置を検討している。 <br> 障害者の場合，折角就職で きても仕事の内容や職場環境が原因で離職するケース も多く，大きな期待が寄せら れているところである。 | 障害者が身につけたスキルと障害者雇用を考えている企業のニー ズを橋渡しするような組織を構築 することが求められている。 |
| （7）－3 <br> 障害の種類に適応した対応策がとられる こと | 視覚障害者が得る情報に は，近づくことによって自然 に入ってくる情報と，その後，自分から探って得る情報 がある。 <br> 同じ視覚障害者であって も，障害の程度によって必要 とされる情報の伝達手段は大きく異なるものである。 | 個々の障害者の障害属性を十分 に踏まえた情報提供のあり方の検討が求められている。 |
| （8）その他，要望など |  |  |
| （8）－ 1 <br> 政府統計の細分化がなされ ること | 厚生労働省が行っている障害者に関する法定雇用率 の集計については，身体障害者及び知的障害者のくくり で集計がなされており，身体障害者の中に含まれる視覚 や聴覚の障害者の雇用率の状況まで分析されていない。 <br> 従って，視覚障害者や聴覚障害者における雇用の推移 や会社の規模別雇用状況，産業別雇用状況，国•地方公共団体等の在職状況等はあき らかになっていない。 | 統計の実施にあたっては障害種類の細分化は勿論のこと，例えば，難聴者と全ろう者，弱視者と全盲者などでは異なる課題やニーズが あるものと推測されるところであ り，これについても加味した政府統計の実施が望まれている。 |


| ニ－ズ | 現 状 分 析 | 課 題 整 理 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 厚生労働省が行っている「障害者雇用実態調査」にお いても，障害者の区分につい ては身体障害者と知的障害者と精神障害者のくくりで調査がされている。 <br> 従って，視覚や聴覚の障害者に対する雇用主側の課題 や障害者自身が職場に求め ている事項まで把握するこ とはできない状況となって いる。 |  |
| （8）－2 <br> 研究開発の促進策がなされ ること | テクノエイド協会やNE DOにおいて福祉用具の研究開発費を助成する制度が ある。 <br> かねてよりテクノエイド協会では重点テーマとして <br> 「就労を支援する機器開発」 の公募を行っている。 | 役に立つ機器開発のために，選定時には，多くの当事者の声を反映させる。 <br> 機器はできても，障害者に知ら れるか課題，特に新しいカテゴリ にあたる機器は難しい。 <br> 知られた後は，個人負担額が問題になる。特に日常生活用具に おいては，医療やガイドヘルプの費用が優先される。 <br> 障害者ニーズを踏まえて，戦略的な研究開発を行うことや公的給付されるような機器開発が求めら れている。 <br> また，新規に開発された製品に ついては，その機器の対象者に対 して，迅速に情報提供されるのが望ましい。 |

表 4－5 聴覚障害者にとつての現状分析•課題整理

| ニ－ズ | 現 状 分 析 | 課 題 整 理 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）出勤に向けての家庭内での課題 |  |  |
| （1）－1 <br> 家電などの音 の判別と情報内容が得られ ること | 音を拾ら機器はあるが，音源やその内容の特定はでき ない。 | 音の判別が可能な機器の開発が求められる。 |
| （2）通勤時•外出時での課題 |  |  |
| （2）-1 <br> 車内などでの緊急時の説明 が得られるこ と | 現状ではアナウンスやデ ィスプレイによる情報提供 に留まっている。 <br> 緊急時には，健聴者に筆談 によりその状況を聞いてい るものの，詳細な内容を知る ために苦慮している。 | 携帯電話を活用して聴覚障害者 が容易に状況確認できる様な仕組 みの開発が求められる。 |
| （2）-2 <br> 災害時の情報 が得られるこ と | 音声により危険を認知す ることができない。 <br> 様々な場面や状況下で文字情報があるとは限らない。 | 生命の危機を及ぼすような災害発生時に，いかに健聴者と同じよ らな情報が得られるように保障す ることが重要である。 |
| （2）－3 <br> 発車のベル音 などの情報が得られること | 発車ベルがわからない。事故などの時に情報が視覚的 に示されない。 | 発車ベルの視覚化表現が必要で ある。 |
| （2）-4 <br> 後方からの車 の接近の情報 が得られるこ と | 歩道が無い場所で，車の接近に気がつかない。 | 後方からの車の接近音を感知 し，視覚•触覚的に利用者に合図 を送る仕組みの開発が求められ る。 |
| （3）職場における機器利用での課題 |  |  |
| （3）－1 <br> 手話による情報表現が得ら れること | 一般の人の多くは，聴覚障害者は，文字なら読めると思 っている。しかし，産まれた ときから耳が不自由な人の場合，手話を用いてコミュニ | 聴覚に障害をもった人には，手話による情報提供を求める人，文字により情報を求める人，さらに，筆談により情報を求める人がい る。 |


| ニ－ズ | 現 状 分 析 | 課 題 整 理 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | ケーションをとっているケ ースが多い。 <br> 文字による情報提供につ いては，かなり普及してきて いるものの，手話による情報提供は，未だ普及していな い。 <br> テレビ番組についても手話が用いられるケースは極 めて少ない。 <br> 広く一般の人が手話を勉強する機会は少ない。 <br> 事故や災害等の緊急時には，手話による情報提供も求め られている。 | それぞれのニーズに対応した情報提供が課題となっている。 <br> 音声や手入力により，手話化さ れたアニメーションが表現され る，モバイル端末の開発が望まれ る。 <br> また，手話を利用している聴覚障害者から，一般の健聴者へ意思伝達することができる機器開発が求められている。 <br> 米国のような電話リレーサービ スの普及が求められる。 |
| （3）-2 <br> 実用性のある音声認識機能 が得られるこ と | 現状は，静かな場所におけ るクリアな発言での認識で あれば，ある程度の正しい変換率がある。しかし，実際の場に適していない。また，障害者の利用を念頭に置いて いない。 | 障害者の要求に対応した認識装置の検討•開発。 |
| （3）-3 <br> 機能拡充され た FM 補聴援助機能が得られ ること | 一部の公的施設に導入。一部の利用者に対応。 | 利用者ニーズに合った機能，コ ンパクト化。 |
| （3）-4 <br> 機能拡充され た屋内信号機能が得られる こと | インターホンでの利用以外，特定なものはない。 | 利用者ニーズに合ったシステム の構築。 |
| （3）－5 <br> ブルートゥー <br> スの活用した | 街中の建物案内などのシ ステムがあるが，現在では研究段階。 | 特性を生かした有効な整備。 |


| ニ－ズ | 現 状 分 析 | 課 題 整 理 |
| :---: | :---: | :---: |
| 情報援助が得 られること |  |  |
| （3）-6 <br> リアルタイム <br> で文字情報が <br> 得られること | 音声データを文字化する機器については既に音声認識装置があるものの，複数の人たちが同時に話した場合 には認識力が低下する。 | 音声認識装置の性能の向上は勿論のこと，会議等でも使用でき，且つリアルタイムで対応される音声認識装置の開発が求められてい る。 |
| （4）職場におけるコミュニケーションでの課題 |  |  |
| （4）－ 1 <br> 正しく意図の伝達ができる手話表現を可能とすること | 間違った手話で表現する ことにより，正確に伝達され なかったり，誤解を招いたり してしまうことがある。 | 状況に応じた用語や，専門用語 について，どのように手話で表現 させるのかその開発と教育が課題 である。 |
| （4）－2 <br> 重要な情報が即座に得られ ること | 現状では，緊急時につい て，手話による情報提供が殆 どなされていない。 | 手話が必要な人にとって，如何 に重要な情報を選び出し，また，瞬時にそしゃく可能な情報提供が求められている。 <br> この問題は，生命に係る重要な課題である。 |
| （4）－3 <br> 要約表記及び全文表記の情報が得られる こと | ボランティアによる要約筆記には限界がある。 <br> 有料サービスを利用した場合には，かなりの費用を要 する。 | パソコン要約筆記の普及は急務 の課題である。 <br> 高性能で持ち運び可能な音声認識装置の開発•改良が必要となっ ている。 |
| （4）－4 <br> 最適な速度の文字情報の提示がなされる こと | 感情表現を絵文字で表し たとしても，その解积や理解度は異なる。 <br> 統一されない以上，あくま で主観的なものに留まる。 | 聴覚障害者が映像を見ながら， テロップを目でおっていくことに は限界がある。 <br> 流す文字の量とスピードはコン トロールが求められている。 |
| （4）－5 <br> 記号の利用に関する統一的 な理解が得ら れること | 携帯電話における絵文字 については，タイトルやイラ ストが異なっている。また，用意されている絵文字も会社によって若干異なってい る。 | 記号の利用に関する統一的な利用方法を決定する必要がある。 |


| ニ－ズ | 現 状 分 析 | 課 題 整 理 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 顔文字（｀○）の種類，使い方については，統一的な使い方は示されていない。 |  |
| （4）—6 <br> 声かけ・呼び <br> 出しへの視覚化対応が可能 であること | 声での呼び出しがわから ない。 | 声での呼び出しに関して，自分 の名前であることの把握と，誰が呼んだかの把握ができる必要があ る。 |
| ⑤職場における職場環境での課題 |  |  |
| （5）-1 <br> 能力を正しく評価する体制 がとられるこ と | 障害を有していることか ら健聴者と同じようなこと はできないと思い込まれて しまっている。 <br> しかし，環境改善や機器を活用することにより健聴者 と同じように仕事ができる人達がたくさんいる。 <br> 高齢•障害者雇用支援機構 により障害者を理解するた めのマニュアルが作成され，希望者に対して無料配布さ れている。 | 職場における理解の促進と正当 な評価の実施。 |
| （6）障害者における企業人教育の課題 |  |  |
| （6）-1 <br> リフレッシ <br> ュ・スキルア <br> ップの体制が <br> 得られること | 聴覚障害者を対象とした スキルアップの研修などは， さかんには行われていない。 | 聴覚障害者が自発的にリフレッ シュやスキルアップを図ることが できるための仕組みの構築が求め られる。 |
| （7）企業における障害者雇用理解の課題 |  |  |
| （7）－1 <br> 障害者の状況 に適応した労働環境の確保 と改善が得ら れること | 厚生労働省で行った平成 15 年度障害者雇用実態調査 においても，障害者本人から はコミュニケーション手段•体制の整備を求める声が多く，また雇用主からは設 | 企業に対する聴覚障害者の雇用 に関して，障害の内容や障害者の状況の理解と，設備•機器などの必要性の認知，コミュニケーショ ンなどに関する配慮などの理解の啓発。 |


| ニ－ズ | 現 状 分 析 | 課 題 整 理 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 備•施設•機器の改善をどう すればよいかわからないと の回答が多かった。 <br> 高齢•障害者雇用支援機構 により，就労支援機器を貸し出す制度がある。 |  |
| （8）その他，要望など |  |  |
| （8）－ 1 <br> 状況や場面に応じた機器開発が可能なこ と | 各企業が独自の計画にて機器を開発している。 | 機器開発にあたっては，各企業 が持っている技術やノウハウを共有しながら，障害者ニーズに対し てシステム的•戦略的に対応して いくことができるような仕組みの構築が求められる。 <br> 安価な商品開発のためには，関係各者（行政，メーカー，関係団体，当事者）連携が必要不可欠で ある。 |
| （8）－2 <br> 手話による情報提供の確保 が得られるこ と | 文字による情報提供につ いては，かなり普及してきて いるものの，手話による情報提供は，未だ普及していな い。 <br> テレビ番組についても手話が用いられるケースは極 めて少ない。 | 手話による情報提供を確保するた めに，文字や音声より手話に変換 するシステムの構築，または，手話通訳者の有効利用が求められ る。 |
| （8）－3 <br> 手話通訳者の採用の適正化 が行われるこ と | 手話通訳者の適正採用に関しては，規定がない。 | 内容を正しく手話通訳するため の手話通訳者の育成と，適正に採用されるための仕組み作りが求め られる。 |
| （8）－4 <br> テレビ電話リ レーサービス の普及がなさ れること | 一部の法人において，有料 により電話リレーサービス が行っている。 <br> これに対する公的な補助 はない。 | 電話リレーサービスは，聴覚障害者と健聴者の電話を中継するサ ービスであり，聴覚障害者にとっ ては真に必要なサービスであるも のと思われる。 |


| ニ－ズ | 現 状 分 析 | 課 題 整 理 |
| :---: | :---: | :---: |
|  |  | 欧米ではかなり普及しており，日本においても利用環境の構築が求められている。 |
| （8）-5 <br> テレビ電話の互換性が得ら れること | 現在は互換性がない。 | 標準化作業などによる通信方式 やコードなどの互換性の確保と，障害者利用を鑑みた機能搭載の充実が求められる。 |
| $\text { (8) }-6$ <br> 字幕の普及が なされること | 現在，総務省において「デ ジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」が設置され，検討が進め られている。平成 1 9 年 3 月 には，視聴覚障害者向け放送普及行政の指針が示された ところである。 <br> 策定された指針において は，字幕付与可能な放送番組 の定義を拡大し，新たに以下 の放送番組を字幕付与可能 な放送番組に含めること。ま た，新たに放送する放送番組 だけでなく，再放送番組も含 め，平成 29 年度（2017 年度） までに，対象の放送番組の全 てに字幕が付与されること を目標とすることとされた。 <br> （1）複数人が同時に会話を行 ら場合以外の生放送番組 <br> （2）手話により音声を説明し ている放送番組 <br> （3）大部分が歌唱の音楽番組 | 左記に記述する研究会の報告書 において，手話放送については，技術的課題，研究開発の可能性，諸外国の状況などを考慮しつつ検討していくことが求められている と提言されているところであり， この分野についての革新的で，先駆的な取り組みに期待されている ところである。 |
| （8）-7 <br> 障害の種類に適応した対応 がなされるこ | シーズが優先して機器開発が進められている。 <br> 個々の障害者属性におけ る臨床的なデータが蓄積さ | ニーズとシーズが融合した製品開発が求められている。 <br> 公的な機関による臨床的データ の蓄積と，利用効果の分析•公表 |


| ニ－ズ | 現 状 分 析 | 課 題 整 理 |
| :---: | :---: | :---: |
| と | れていない。 <br> 福祉機器利活用の効果に ついて，分析•検証がなされ ていない。 | が求められる。 |
| （8）－8 <br> 災害時の対応 <br> が整備される こと | 緊急災害時の放送に字幕 を付与することについては， <br> 「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」 報告書において，「災害発生時の緊急放送におけ る字幕制作は，地名•人名等 を正確に伝えることが求め られ，聞き間違え，変換間違 えが許されないという事情 がある。このような背景か ら，緊急放送に字幕を付与す るためには，予測不可能な事態に対応するため 24 時間高度な技術を有する字幕制作要員を確保する必要があり，放送体制確保に伴う経費負担の増加が課題となってい る。」と指摘されており，現時点では，指針に記述するこ とは困難であることとされ ている | 生命の危機を及ぼすような災害発生時に，いかに健聴者と同 じような情報が得られるように保障することが重要である。 |

## 4． 4 各「ニーズ」における「解決策」と「対応すべき方向性」の検討

視覚障害者•聴覚障害者団体などからのヒアリングや，検討委員会の意見•知見など から抽出された「ニーズ」に対して，その現状と課題を表面化した。
この現状と課題に関して，課題解決へのロードマップとして，各ニーズの「解決策」 と，その解決策をゴールに導くための「対応すべき方向性」の検討を行った。

「対応すべき方向性」に関しては，即座に解決できるものばかりではないために，約 3 年以内の「短期的」，約 5 年以内の「中期的」，約 5 年以上の「長期的」に分けて，そ れぞれの解決への目標•状況を明確化した。

「ニーズ」と「解決策」「対応すべき方向性」の表を「視覚障害者対応の情報機器整備のロードマップ」として表4－6に，「聴覚障害者対応の情報機器整備のロードマッ プ」として表4－7にまとめた。

表 4－6 視覚障害者対応の情報機器整備のロードマップ

| ニ－ズ | 解決策 | 対応すべき方向性 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 短期的 | 中期的 | 長期的 |
| （2）通勤時•外出時での課題 |  |  |  |  |
| （2）-1 <br> 適切な情報の量が得られる こと | 得られた情報の継続提示•選択提示機能の開発 | －必要な情報の内容の精査。情報量の取り決 めを実施。 | －取り決めに基 づいた情報発信，情報提示を規定。 <br> －情報の継続提示•選択提示機能の開発。 | －取り決めの標準化。 <br> －利用者の意図 による情報の継続提示•選択提示機能の開発。 |
| （2）-2 <br> 乗り物•機器•改札など の形態に関す る情報が得ら れること | 乗り物の形態の情報提示機能の開発 | －形態が一致し ている場所•交通機関での情報提示機能の開発。 | －車両などに IC <br> タグを設置し， <br> 場所•時刻表な <br> どから形態を把握し，提供す る情報提示機能の開発。 | －すべての形態 に対応する情報提示機能の開発。 <br> －乗り物に関す る統一化への施策の遂行。 |
| （2）-3 <br> 運賃などに関 <br> する情報が得 られること | 運賃•残高情報の提示機能の開発 | －ICタグ対応の残高情報獲得機能の開発。 <br> －場面に応じた音声／点字選択表示機能の | －運賃及び残高 の情報獲得機能の開発。 |  |


| ニ－ズ | 解決策 | 対応すべき方向性 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 短期的 | 中期的 | 長期的 |
|  |  | 開発。 |  |  |
| （2）-4 <br> 緊急時におけ <br> る情報が得ら れること | 緊急時の情報提示機能 の開発 | －利用者の意図 は考慮せず，緊急情報を複数 のメディアに て送信する機能の開発。 | －狭域 FM 発信機の設置，FM受信機能搭載機器の開発。 | －利用者の意図 に沿った内容•場所・タイ ミングでの情報提供が可能 とする機能の開発。 |
| （2）-5 <br> 慣れない場所 における移動支援情報が得 られること | 不特定地域 における移動支援機能 の開発 | －狭域 FM 波•赤外線•電子夕 グなどを用い た場所の把握 と，地図データ を用いること による誘導•案内システムの開発。 | －障害の内容に よる入出力支援機能が搭載 された，利用者 の特性に対応 した誘導•案内 システムの開発。 | －利用者の意図 に沿った内容•場所・タイ ミングでの告知を複数のメ ディアにて入出力ができる機能を搭載し た誘導•案内シ ステムの開発。 |
| （2）-6 <br> 安全面への確保が可能とな るための情報 が得られるこ と | 危険情報の告知機能の開発 | －危険と思われ <br> る場所に設置 された IC タグ などにより，危険場所だとい うことを感知 し，告知するシ ステムの開発。 | －画像処理な ど <br> の技術を用い <br> て危険場所を感知し，告知す るシステムの開発。 <br> －危険場所の基準の取り決め，標準化。 | －あらゆる場所 に関して，危険場所の事前告知と，安全が確保された場合 の告知を行う システムの開発。 |
| （3）職場における機器利用での課題 |  |  |  |  |
| （3）－1 <br> 企業内での資料・データが音声情報とし て得られるこ と | 資料・データ の音声表現機能の開発 | －認識精度の向上。読み上げ辞書の充実。不鮮明箇所への対処などの機能強化。 | －新聞など段落 が不定なもの についての対応。実線，破線 などの判別機能などの強化。 | －書籍などの厚手の部分など の画像補正，手書き文字，多彩 なフォント～ の対応機能な |


| ニ－ズ | 解決策 | 対応すべき方向性 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 短期的 | 中期的 | 長期的 |
|  |  |  |  | どの強化。 |
| （3）－2 <br> 企業内の資料・データが点字情報とし て得られるこ と | 資料・データ の点字表現機能の開発 | －QRコードな どを用いて，携帯電話で読め，点字化ができ るような機能 の強化。 | －図表•写真な どの説明の点字表現機能の強化。 | －要約表記や，更なる詳細内容解説付加な ど，利用者が意図している形態での点字表現機能の強化。 |
| （3）－3 <br> 漢字に対する <br> 情報が得られ ること | 漢 字 の説明•利用機能 の開発 | －漢字の詳細読 みの統一と，機能のより多く の機器への搭載。 | －自動的に分析 <br> し，適応する漢字を出現する機能の開発。 | －漢字に関する教育制度の確立•充実。 |
| （3）－4 <br> 機器のアクセ <br> シビリティが <br> 行えること | 機器アクセ シビリティ全般の機能 の開発 | －機器のアクセ シビリティの内容の検討•標準化への対策検討。 | $\begin{aligned} & \text { •標準化へのア } \\ & \text { プローチ。 } \end{aligned}$ | －共通したアク セシビリティ の実現。 |
| （3）－5 <br> 機器に対する <br> サポート体制 <br> がなされるこ と | 機器サポー ト体制の整備 | －企業と福祉団体•組織との連携によるサポ ート体制の確立•整備。 | －福祉団体•組織が中心で展開できるサポ ート体制の整備。 |  |
| ④職場におけるコミュニケーション隹の課題 |  |  |  |  |
| （4）－1 <br> 会話を支援す る機能が得ら れること | ビジネス領域における コミュニケ ーション支援機能の開発 | －何回でも繰り返して情報が聞ける機能の開発。 <br> －会話などの情報やキーワー ドを簡単にメ モを取れ，記憶 の補助となる機能の開発。 | －多少時間がか かっても意思伝達が正確に行えるための入力•出力機能 を搭載したコ $\begin{aligned} & \text { ミュニケーシ } \\ & \text { ョンェイド機 } \end{aligned}$能の開発。 | －瞬時の対応を可能とするた めの会話のメ モ，資料などの表示，プレゼン テーション機器とのリンク などの機能を搭載したコミ ユニケーショ |


| ニ－ズ | 解決策 | 対応すべき方向性 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 短期的 | 中期的 | 長期的 |
|  |  |  |  | ンエイド機能 の開発。 |
| （4）-2 <br> 画像内容に関 する情報が得 られること | 画像情報の非視覚情報表現機能の開発 | －画像の説明を文書で添付し， その文字情報 の読み上げ機能の開発。 | －画像の色合い <br> や特徴などの抽出機能の開発。 | －画像の詳細な情報の説明技術の開発。 |
| （5）職場における職場環境での課題 |  |  |  |  |
| （5）-1 <br> 視覚障害者に おけるデータ蓄積の限界•時間的問題が解決できるこ と | ビジネスに おけるデー夕蓄積機能 の開発 | $\begin{aligned} & \hline \text { •QRコードな } \\ & \text { どを用いた情 } \end{aligned}$ <br> 報獲得機能の開発。 | －図形•表・グ ラフ・写真など も含めた視覚情報の他メデ ィアへの変換機能の開発。 | －利用者の意図 に適応したメ ディア変換•要約機能の開発。 |
| ⑥障害者における企業人教育の課題 |  |  |  |  |
| （6）－ 1 <br> 障害の内容に適応した形で の機器 の教育・トレーニ ングへの対応 がなされるこ と | 機器の理解 とトレーニ ング体制の整備 | －特定の企業•障害者団体•組織での試行的実施。 | －教育・トレー ニング体制の全国拠点作成。 | －国レベルでの教育・トレーニ ング体制の確立。 |
| （7）企業における障害者雇用理解の課題 |  |  |  |  |
| （7）－1 <br> 企業に対し <br> て，障害者の <br> 正しい理解と <br> 配慮が可能と <br> なる情報を提 <br> 供できること | 企業への障害者配慮の体制整備 | －障害者の正し <br> い理解のため の配慮マニュ アルの整備，有効な機器の整備。 | －障害者の理解 <br> への教育がい <br> つでもできる ための電子的 な教育体制の整備。 | －国としての障害者配慮•理解体制の整備。 |
| （7）－2 <br> 企業と障害者 | 企業と障害者との交流 | －職場内などで の限られた空 | －全社的な交流体制の整備。 | －国レベルでの障害者交流体 |


| ニ－ズ | 解決策 | 対応すべき方向性 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 短期的 | 中期的 | 長期的 |
| $\begin{aligned} & \text { との交流がな } \\ & \text { されること } \end{aligned}$ | の体制整備 | 間での交流体制の整備。 |  | 制の整備。 |
| （7）—3 <br> 障害の種類に適応した対応策がとられる こと | 障害の種類 に適応した対応の体制整備 | －障害の種類や程度の分類と， それぞれに対応した必要機能•要望の整備。 | －個別に適応が可能な技術要素の抽出と利用への整備。 | －個々の障害の種類•程度に適 した機器開発指針の整備。 |
| （8）その他，要望など |  |  |  |  |
| （8）－ 1 <br> 政府統計の細分化がなされ ること | 政府統計の細分化 | －有効性•必要性の検証と提言。 | －細分化の試行 と評価。 | －細分化の実現。 |
| （8）－2 <br> 研究開発の促進策がなされ ること | 福祉情報機器分野の研究開発の促進 | －国からの助成 の重点施策化。 | －研究成果の早期流通•普及へ の助成と，就労環境の整備。 | －福祉分野の研究の重点定常化。 |

表 $4-7$ 聴覚障害者対応の情報機器整備のロードマップ

| ニ ーズ | 解決策 | 対応すべき方向性 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 短期的 | 中期的 | 長期的 |
| （1）出勤に向けての家庭内での課題 |  |  |  |  |
| （1）－1 <br> 家電などの音 の判別と情報内容が得られ ること | 多様な音声 の判別機能 の開発 | －音声の発生源 を限定した状況下での複数 の音声の判別機能の開発。 | －家電製品企業 との連携によ る，複数の音声 の判別機能の開発。 | －音声と機器か らの発生先，内容までもを識別•理解する機能の開発。 |
| （2）通勤時•外出時での課題 |  |  |  |  |
| （2）-1 <br> 車内などでの緊急時の説明 が得られるこ と | 緊急時情報 の伝達技術 の開発 | －鉄道会社など における情報 の入力による伝達機能の開発。 | －車内アナウン スなどの音声情報の自動認識による文字化情報伝達機 | －車両運行シス <br> テムや，他の各種システムと の連携した情報伝達機能の |


| ニ－ズ | 解決策 | 対応すべき方向性 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 短期的 | 中期的 | 長期的 |
|  |  |  | 能の開発。 | 開発。 |
| （2）-2 <br> 災害時の情報 が得られるこ と | 災害発生情報の伝達技術の開発 | －消防署•気象庁などの外部機関における情報の入力に よる伝達機能 の開発。 | －テレビでのニ ユースや街中 のアナウンス などの音声情報の自動認識 による文字化情報伝達機能 の開発。 | －消防システム などの他の各種システムと の連携した情報伝達機能の開発。 |
| （2）-3 <br> 発車のベル音 などの情報が得られること | 発車ベルな どの把握機能の開発 | －駅を限定した状況下での発車ベルの識別•表示機能の開発。 | －発車ベル，ア ナウンスなど を連携した形 での識別•表示機能の開発。 |  |
| （2）-4 <br> 後方からの車 の接近の情報 が得られるこ と | 後方からの車両の接近 を把握する機能の開発 | －緊急車両の接近やクラクシ ョンなどの音 の把握•告知機能の開発。 | －一定音量以上 の車の接近音 の把握•告知機能の開発。 | －音声のみでな く周囲の環境 からの車の接近を把握でき る機能の開発。 |
| （3）職場における機器利用での課題 |  |  |  |  |
| （3）－1 <br> 手話による情報表現が得ら れること | 手話による情報提供機能の開発 | －文字情報をそ のまま表現し た手話アニメ ーションによ る手話表現機能の開発。 | －情報の内容か <br> ら意味構造を分析し，日本手話に対応した手話アニメー ションによる手話表現機能 の開発。 | －表情や感情ま で含んだ，より コミュニケー ション効果の強い手話表現機能の開発。 |
| （3）－2 <br> 実用性のある音声認識機能 が得られるこ と | 音声認識機能の高度化開発 | －場面を限定し た状態での音声認識の精度 の向上。 | －利用場面や会話内容を考慮 して認識結果 を提示する機能の開発。 | －高度音声認識機 能の小型化・モバイル化。 |
| （3）－3 | FM 補聴援助 | －小型化，モバ | －発信機設置環 |  |


| ニ－ズ | 解決策 | 対応すべき方向性 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 短期的 | 中期的 | 長期的 |
| 機能拡充され <br> た FM 補聴援助 <br> 機能が得られ ること | 機能の開発 | イル端末への搭載技術の開発。 | 境の整備。 |  |
| （3）-4 <br> 機能拡充され た屋内信号機能が得られる こと | 屋内信号装置制御機能 の開発 | －小型化，モバ イル端末への搭載技術の開発。 | －発信機設置環境の整備。 |  |
| （3）-5 <br> ブルートゥー <br> スの活用した <br> 情報援助が得 <br> られること | ブルートゥ <br> ース制御機能の開発 | －小型化，モバ イル端末への搭載技術の開発。 | －発信機設置環境の整備。 |  |
| （3）－6 <br> リアルタイム <br> で文字情報が <br> 得られること | $\begin{aligned} & \text { リアルタイ } \\ & \text { ムでの文字 } \end{aligned}$ <br> 表示機能の開発 | －言語が限定 で，時間差があ る文字変換機能の開発。 | －内容を限定し たレベルでの リアルタイム文字情報表示機能の開発。 | －リアルタイム での文字表示機能の開発。 |
| （4）職場におけるコミュニケーションでの課題 |  |  |  |  |
| （4）－1 <br> 正しく意図の <br> 伝達ができる <br> 手話表現を可 <br> 能とすること | 健常者の発声言語の手話表現機能 の開発 | －音声情報のそ のままで手話 に表現する機能の開発。 | －情報の内容か ら意味構造を分析し，日本手話に対応した手話表現機能 の開発。 | －表情や感情ま で含んだ，より コミュニケー ション効果の強い表現機能 の開発。 |
| （4）－2 <br> 重要な情報が即座に得られ ること | 重要•緊急情報の要点の伝達機能の開発 | －重要•緊急情報をそのまま で文字•手話に表現する機能 の開発。 | －情報の内容か ら意味構造を分析し，キーワ ード抽出•要約文作成を行い，文字•手話に表現する機能の開発。 | －発信者の表情 や音声の度合 いによる感情 までを認識し た，よりコミュ ニケーション に適応した情報の文字•手話 |


| ニ－ズ | 解決策 | 対応すべき方向性 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 短期的 | 中期的 | 長期的 |
|  |  |  |  | 表現を行う機能の開発。 |
| （4）-3 <br> 要約表記及び全文表記の情報が得られる こと | 講演•会話な どの全文表示機能の開発 | －速度を限定し た状態での全文の文字化。 | －意味ネットワ <br> ークなどを用 <br> いた，より正確 な文字化。 | －利用者の意図 に沿った対応 の実現。 |
| （4）-4 <br> 最適な速度の <br> 文字情報の提 <br> 示がなされる <br> こと | 文字情報の提示速度の制御機能の開発 | －文字情報の提示速度を選択 でき，提示しき れない情報は記憶しておく機能の開発。 | －利用者個々に適した文字の提示速度が設定できる機能 の開発。 | －会話などの要約を作成し，必要な情報のみ を文字情報と して表示する機能の開発。 |
| （4）-5 <br> 記号の利用に <br> 関する統一的 <br> な理解が得ら れること | 記号の統一的な理解と，利用機能の開発 | －記号の意味の統一化への体制の整備。 <br> －記号が容易に入力できる機能の開発。 | －記号を意味の ある文章など へ変換し，提示 する機能の開発。 | －コミュニケー <br> ション環境を <br> 考慮し，記号の <br> 意味を的確に <br> 把握し，文字化 <br> などで表現す <br> る機能の開発。 |
| （4）-6 <br> 声かけ・呼び出しへの視覚化対応が可能 であること | 声かけへの反応•内容理解機能の開発 | －利用者の氏名 や，発声者の特定の状況下で の声かけに関 して視覚化で反応する機能 の開発。 | －不特定の人か らの声かけに対しての反応•内容理解機能の開発。 |  |
| （5）職場における職場環境での課題 |  |  |  |  |
| （5）-1 <br> 能力を正しく評価する体制 がとられるこ と | 能力の正当 な評価が行 える体制の整備 | －企業内におけ る障害者の特性の理解のた めの研修など の実施。 | －評価ガイドラ <br> インの作成。 |  |
| ⑥障害者における企業人教育の課題 |  |  |  |  |


| ニ－ズ | 解決策 | 対応すべき方向性 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 短期的 | 中期的 | 長期的 |
| （6）－1 <br> リフレッシ <br> ュ・スキルア <br> ップの体制が <br> 得られること | 整備 | －リフレッシュ内容，スキルア ップ内容の整備。 | －企業との協調 によるリフレ ッシュ・スキル アップ体制の整備。 |  |
| （7）企業における障害者雇用理解の課題 |  |  |  |  |
| （7）－1 <br> 障害者の状況 に適応した労働環境の確保 と改善が得ら れること | 労働環境の確保と改善 の取り組み の整備 | －企業への障害者理解に関す る取り組みの展開。 | －障害者の就労 に関する配慮 マニュアルの作成•啓発。 |  |
| （8）その他，要望など |  |  |  |  |
| （8）－ 1 <br> 状況や場面に応じた機器開発が可能なこ と | 利用者の特性に合わせ た機器開発体制の整備 | －企業間連携に よる障害の内容・レベルの分類と対応開発機器の模索。 | －共通技術内容 の抽出と，ノウ ハウ共有への体制の整備。 | －企業間連携の確立。 |
| （8）－2 <br> 手話による情報提供の確保 が得られるこ と | 手話による情報提供の重要性の確立と体制の整備 | －手話に重要性 の認識の拡大 への体制の整備。 | －手話による情報提供の重要性の確立。 |  |
| （8）－3 <br> 手話通訳者の採用の適正化 が行われるこ と | 手話通訳者 の適正化の整備 | －手話通訳者の訓練体制の整備。 | －手話通訳者の スキル向上の ための情報機器を用いた教育ツールの整備。 |  |
| （8）—4 <br> テレビ電話リ レーサービス <br> の普及がなさ れること | テレビ電話 リレーサー ビスの体制 の整備 | －重要性の告知 と，公的支援の獲得へのアプ ローチの実施。 | －サービス体制 の確立と普及 への整備。 |  |


| ニ ーズ | 解決策 | 対応すべき方向性 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 短期的 | 中期的 | 長期的 |
| （8）－5 <br> テレビ電話の互換性が得ら れること | テレビ電話 の通信互換性の整備 | －企業を限定し た状況下での互 換 性 の開発•整備。 | －有効な利用形態の模索と，通信体系標準化 への取り組み の実施。 |  |
| （8）－6 <br> 字幕の普及が なされること | 字幕の普及 の整備 | －放送局や番組制作者との連携による字幕設置の必要性 の啓発と環境 の整備。 | －地上波デジタ ル環境におけ る対応の検討 と整備。 |  |
| （8）－7 <br> 障害の種類に適応した対応 がなされるこ と | 障害の種類•内容の適応した対応 の整備 | －障害の種類•内容の分類作業の実施と，必要な支援要因 の抽出。 | －障害の種類• <br> 内容に対応し た機器開発に必要な要因の抽出。 | －企業への障害 に適応した機材の開発への支援の実施。 |
| （8）－8 <br> 災害時の対応 <br> が整備される <br> こと | 災害時の対応の整備 | －災害情報をそ のまま伝達す る体制の整備。 | －利用者の内容•要求に対応 した災害情報 を伝達する体制の整備。 |  |

## 5．視覚障害者•聴覚障害者の就労•社会参加促進への情報支援機器のあり方

前項まで，実際に視覚障害者及び聴覚障害者団体などからのヒアリングや検討委員会 からの知見をまとめて，解決しなければならない技術や体制の抽出を行い，その解決に向けた短•中•長期的方向性を検討し，ロードマップの作成を行った。
本項では，「就労」を支援するための情報支援機器を開発•普及するために必要とな る考え方を開発•施策•普及などのさまざまな側面から検討する。

## 5． 1 情報支援機器の位置づけ

視覚障害者及び聴覚障害者が利用する「情報支援機器」は，利用者が就労•社会参加 するための「有効な補助」となるものであるという位置づけが前提であると考えられる。 すなわち，「情報支援機器」は利用者にとって役に立つものであるが，主役は利用者自身であり，利用者自身が就労•社会参加に向けての努力や知識を身につけなければ，彼 らの目標は達成されないものである。
特に「就労」に関しては，健常者の世界の中で働くことからのさまざまなストレスや ギャップが生じるものである。特に会議や普段の会話などのコミュニケーションは，社会生活上で最も重要なものであり，不可欠なものであるが，障害により「資料の把握が困難である」とか「音声による会話が困難である」などの困難さが生じ，最初のうちは同僚が理解し支援してくれていたのに，次第に同僚も面倒になり，それが発端で人間関係がらまくいかなくなるケースも多く生じる状況である。

このような状況は，いかに「情報支援機器」が支援面で有効であり，そのギャップを少なくすることはできたとしても，全く無くすことは不可能である。
裏返して考えれば，このような「情報支援機器」の開発のみでは，視覚障害者•聴覚障害者の就労に完全に役立つものではなく，機器の開発と同時に，「利用者自身の教育• トレーニング」や「受入企業の障害者の就労への理解」が必要であると考える。

## 5． 2 情報支援機器のあるべき姿

「就労」にとって支援となる「情報支援機器」は，普段から持ち運びができる可搬型 であり，例えば「携帯電話への機能搭載」や「小型軽量のパソコンへの機能搭載」など の既存の端末の利用•拡張が有効となる。決して，視覚障害者や聴覚障害者のみしか利用者がいないような特別な端末であってはならない。
企業の形態はさまざまであるが，多くのデスクワークを主とする企業では机の上にパ ソコンが設置されているか，個人用のパソコンを持ち歩き，社内ではそのパソコンを利用して業務を行っている場合が多い。そのようなパソコンの利用に対しては，障害の内容に対応した支援システムや支援ソフトを設置・インストールして，例えば画面の情報

を音声や点字情報に変換して読解しているなどの形態で作業を行うこととなる。よって，机の上のパソコンに関しては，さまざまな企業より支援システム・支援ソフトウェアが開発•製品化されているために，イントラネットでのシステムの情報の音声化などに多少問題がある場合があるが，あえてこの「情報支援機器」を用いなくても業務の遂行は可能な状況である。
この「情報支援機器」は，業務ソフトウェアの利用支援というよりは，会議や会話な どのコミュニケーションへの支援や，通勤•外出時のさまざまな情報獲得•危険回避を支援するものと位置づけられる。よって，可搬型で既存の端末の拡張が不可欠な姿とし て考えられる。

## 5． 3 健常者向け機能との連携と，障害者が利用できるための拡張の

## 取り組み

健常者が便利に利用している機能との連携や，障害者にも利用できるように機能の拡張を行ら体制で開発を拡大して行く必要がある。
例えば，携帯電話を用いた街中の誘導•案内システムは健常者向けで提供されはじめ てきている。このような機能は，入出力インタフェースの多少の工夫•拡張で視覚障害者•聴覚障害者にも利用が可能となり，有効な誘導•案内が可能となる。また，社内の パソコンへのメールの携帯電話への転送機能などは，他の健常者の社員と同じ仕組みで できることが管理者からしても安心な状況である。
このように，さまざまな機能の開発に関しては，最初から視覚障害者専用•聴覚障害者専用として開発するのではなく，既存のシステム・ソフトウェアの拡張として行うこ とが有効であるし，既存のシステムとの通信が可能となる状態での開発が必要であると考える。

## 5． 4 「情報支援機器」の早期開発及び普及実現への施策提言

「情報支援機器」の早期開発及び普及の実現には，「公的な研究開発補助金等の重点的支援」と，「普及支援」，「トレーニング・サポート体制の整備支援」の三者が同時に行われることが必要である。
視覚障害者及び聴覚障害者の就労を促進させるためには，さまざまな側面から大胆な取り組みが必要である。

「情報支援機器」の開発に関しては，一企業が単独で投資を行って開発するには，マ ーケットサイズからみても無理があるために，やはり公的な補助金等を用いる必要があ ると考える。その際，さまざまな技術と開発の投入が行えるに十分な補助金の投入が有効であり，補助金の重点化を行うなどの方策が必要ではないだろうか。
また，開発された「情報支援機器」の普及に関しても，多くの利用者が手にしやすい環境を作る必要があると考える。そのためには，視覚障害者及び聴覚障害者が手にとっ

て試せる機会を増やすことも必要であり，展示会や常設展示場における情報提供体制の充実が望まれる。また，一部の特殊な機器については公的支給対象化など，なんらかの購入支援策を講じる必要があると考える。

そして，利用に関しては，内容や使用方法を理解して利用してもらうことが有効であ ることから，機器利用に関するトレーニングの体制を整備する必要がある。また，メン テナンスの体制も重要となる。

このように，機器開発のみでなく機器の利用面からの体制を強化することにより，よ り有効に利用され，視覚障害者及び聴覚障害者の社会参加の促進が図られると考える。

## 6．おわりに

視覚障害者及び聴覚障害者の「就労」を実現させるために，本調査研究として，既存の統計資料などからのマーケットサイズや有効性の確認，視覚障害者•聴覚障害者関連団体などへのヒアリングの実施，ヒアリング結果や検討委員会の委員からの知見などから必要な機能や体制の抽出と実現へのロードマップの検討•作成を行った。そして，早期実現や有効利用のためのポイントの検討を行った。
本調查研究から，視覚障害者及び聴覚障害者の就労を促進するために支援となる機能 の抽出ができ，その機能を搭載した「情報支援機器」のあり方が定義づけられた。また，有効な利用•普及のための給付・トレーニング・啓発などの同時進行の重要性も確認さ れた。
本調査研究を遂行するにあたり，貴重なご意見をいただいた，多くの視覚障害者団体•聴覚障害者団体•就労支援団体の職員の方々に感謝の意を表する。

## 第 2 部 資料編

# 身体障害者実態調査（平成 1 3 年6月1日調査）（抜粋） 

©出典 http：／／www．mhlw．go．jp／houdou／2002／08／h0808－2．html

厚生労働省 社会•援護局 障害保健福祉部 企画課発表
平成14年8月

## 1 身体障害者総数

- 全国の 18 歳以上の身体障害者数（在宅）は，3， 245,000 人と推計される。
- 前回調査（平成 8 年 11 月）の $2,933,000$ 人と比較すると， $10.6 \%$ 増加している。
- 障害の種類別にみると，視覚障害が 301,000 人，聴覚•言語障害が 346,000 人，肢体不自由が
$1,749,000$ 人であり，肢体不自由者が全体の $53.9 \%$ を占める。また，前回調査（平成 8 年11月）と比較すると，視覚障害，聴覚•言語障害はほぼ横ばいであり，肢体不自由 $5.6 \%$ 増，内部障害は $36.7 \%$増となっている。

表II－1 障害の種類別にみた身体障害者の年次推移

| 推計数（单伩：千人） |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 総数 | 視覚障害 | 聴覚－ | 肢体面自由 | 内部障害 | 重複障害 （再揭） |
| 昭和26年 | 512 | 121 | 100 | － 291 | － | － |
| 30年 | 785： | 179 | 130 | － 476 | － | － |
| 35年 | 829： | 202 | 141 | － 486 | － | 44 |
| 40年 | 1，048 | 234 | 204 | － 610 | － | 215 |
| 45年 | 1，314： | 250 | 235 | ： 763 | 66 | 121 |
| 55年 | 1，977 | 336 | 317 | ： 1,127 | 197 | 150 |
| 62年 | 2，413 | 307 | 354 | － 1,460 | 292 | 156 |
| 平或3年 | 2.722 | －－－－353 | 358 | －1，553 | 458 | 121 |
| 8年 | 2，933 | 305 | 350 | ：$: 1,657$ | 621 | 179 |
| 13年 | 3，245 | 301 | 346 | －：1，749 | 849 | 175 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 昭和26年 | 100．0： | 23.6 | 19.5 | ． 56.8 | － | － |
| 30年 | 100．0： | 22.8 | 16.6 | －60．6 | － | － |
| 35年 | 100．0： | 24.4 | 17.0 | － 58.6 | － | 5.3 |
| 40年 | 100．0： | 22.3 | 19.5 | － 58.2 | － | 20.5 |
| 45年 | 100．0： | 19.0 | 17.9 | 58.1 | 5.0 | 9.2 |
| 55年 | 100．0： | 17.0 | 16.0 | － 57.0 | 10.0 | 7.6 |
| 62年 | 100．0： | 12.7 | 14.7 | －60．5 | 12.1 | 6.5 |
| 平成3年 | 100．0： | 13.0 | 13.2 | － 57.1 | 16.8 | 4.4 |
| 8年 | 100．0 | 10.4 | 11.9 | － 56.5 | 21.2 | 6.1 |
| 13年 | 1000 | －-1.3 | 107 | － 53.9 | 26.2 | 5.4 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 昭和26年 | － | － | － | － | － | － |
| 30年 | 153.3 | 147.9 | 130.0 | 163.6 | － | － |
| 35年 | 105.6 | 112.8 | 108.5 | 102.1 | － | － |
| 40年 | 126.4 | 115.8 | 144.7 | 125.5 | － | 488.6 |
| 45年 | 125.4 | 106.8 | 115.2 | 125.1 | － | 56.3 |
| 55年 | 150.5 | 134.4 | 134.9 | 147.7 | 298.5 | 124.0 |
| 62年 | 122.1 | 91.4 | 111.7 | 129.5 | 148.2 | 104.0 |
| 平成3年 | 112.8 | ＊＊＊＂115．0 | 101.1 | － 106.4 | 156.8 | 77.6 |
| 8年 | 107.8 | 86.4 | 97.8 | － 106.7 | 135.6 | 147.9 |
| 13年 | 110.6 | － 98.7 | 98.9 | － 105.6 | 136.7 | 97.8 |

表II－2 障害の種類別•性別にみた身体障害者の状況 （単位：千人）

| 障害の種類 | 総数 | 性別 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 男 | 女 | 不詳 |
| 総数 | 3，245 | 1,779 | 1，423 | 44 |
|  | （100） | （54．8） | （43．9） | （1．4） |
| 視覚障害 | 301 | 154 | 142 | 5 |
|  | （100．0） | （51．2） | （47．2） | （1．7） |
| 聴覚•言語障害 | 346 | 164 | 176 | 6 |
|  | （100．0） | （47．4） | （50．9） | （1．7） |
| 聴覚障害 | 305 | 135 | 165 | 5 |
|  | （100．0） | （44．3） | （54．1） | （1．6） |
| 平衡機能障害 | 7 | 3 | 4 | － |
|  | （100．0） | （42．9） | （57．1） | （－） |
| 音声•言語・そしやく機能障害 | 34 | 26 | 6 | 1 |
|  | （100．0） | （76．5） | （17．6） | （2．9） |
| 肢体不自由 | 1，749 | 940 | 787 | 22 |
|  | （100．0） | （53．7） | （45．0） | （1．3） |
| 上肢切断 | 98 | 72 | 24 | 2 |
|  | （100．0） | （73．5） | （24．5） | （2．0） |
| 上肢機能障害 | 479 | 287 | 186 | 6 |

2 身体障害者の年齢階級別状況
－年齢階級別に身体障害者数の構成比をみると， 70 歳以上が $45.7 \%$ を占めている。また，前回調査
と比較すると，65歳以上の割合が $54.1 \%$ から $61.8 \%$ に増加しており，高齢化の傾向がらかがえる。
－障害の種類別に年齢階級別の分布をみても，いずれも 70 歳以上の割合が最も高く，年齢階級が低
くなるにしたがって構成比も低くなることがわかる。

表II－3 障害の種類別，年齢階級別にみた身体障害者の分布状況
（単位：千人）

（）内は構成比（\％）

3 身体障害の程度別状況
－身体障害の程度についてみると，1•2級の重い障害を有する身体障害者は $1,464,000$ 人で，身体障害者総数の $45.1 \%$ を占め，前回調査の $43.2 \%$ に比してその割合が増加しており，わずかながら障害の重度化の傾向がみられる。
－障害の種類別に 1 • 2 級をみると，視覚障害では 179,000 人（ $59.5 \%$ ），聴覚•言語障害では 89,000 人（ $25.7 \%$ ），肢体不自由では 688,000 人（ $39.3 \%$ ），内部障害では 507,000 人（ $59.7 \%$ ）と なっており，視覚障害と内部障害では重度の身体障害者が約 6 割を占めている。
－重複障害についてみると，最も重い 1 級が重複障害者全体の $50.3 \%$ を占め， $1 \cdot 2$ 級を合わせる と $77.1 \%$ にのぼり，重度の障害の割合が高いことがわかる。

表II－5 障害の種類別，程度別にみた身体障害者の状況

|  | 推計数（千 人） |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 総数 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 不明 |
| 13年6月 | 3，245 | 850 | 614 | 602 | 660 | 260 | 216 | 45 |
| 8年11月 | 2，933 | 796 | 470 | 501 | 551 | 291 | 212 | 112 |
| 対前回比 | 110．6\％ | 106．8\％ | 130．6\％ | 120．2\％ | 119．8\％ | 89．3\％ | 101．9\％ | 40．2\％ |
| 13年の内訳 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 視梘障害 | 301 | 105 | 74 | 27 | 28 | 34 | 32 | 1 |
| 聴覚•言語障害 | 346 | 1 | 88 | 70 | 64 | 5 | 101 | 17 |
| 钴体不自＂畕＂ | ＂1749＂ | 243 | 445 | 341 | 397 | 221 | 83 | 19 |
| 内部障害 | 849 | 501 | 6 | 165 | 170 | － | － | 7 |
| 重複障害（再揭） | 175 | 88 | 47 | 22 | 8 | 4 | 1 | 6 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 構成比（\％） |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 総数 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 不明 |
| 13年6月 | 100.0 | 26.2 | 18.9 | 18.6 | 20.3 | 8.0 | 6.7 | 1.4 |
| 8年11月 | 100.0 | 27.1 | 16.0 | 17.1 | 18.8 | 9.9 | 7.2 | 3.8 |
| 13年の内訳 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 視梘障害 | 100.0 | 34.9 | 24.6 | 9.0 | 9.3 | 11.3 | 10.6 | 0.3 |
| 聴覚•言語障害 | 100.0 | 0.3 | 25.4 | 20.2 | 18.5 | 1.4 | 29.2 | 4.9 |
| 肢体不自田 | 100.0 | 13.9 | 25.4 | 19.5 | 22.7 | 12.6 | 4.7 | 1.1 |
| 内部障害 | 100.0 | 59.0 | 0.7 | 19.4 | 20.0 | － | － | 0.8 |
| 重複障害（再揭） | 100.0 | 50.3 | 26.9 | 12.6 | 4.6 | 2.3 | 0.6 | 3.4 |

## 4 身体障害の原因別状況

－身体障害者の身体障害の原因についてみると，疾病によるものが $26.2 \%$ ，事故によるものが $17.0 \%$ ，加齢によるものが $4.7 \%$ ，出生時の損傷によるものが $4.5 \%$ である。

表II－6障害の種類別にみた身体障害の原因別状況


[^1]5 身体障害者の疾患別状況
－身体障害者の原因を疾患別にみると，心臓疾患（11．1\％），胶血管障害（ $10.5 \%$ ），骨関節疾患 （ $8.7 \%$ ）の割合が高いことがわかる。
－また，前回調査からの対前回比をみると，肢体不自由の原因となる疾患や，内臓窑患の増加が目立っている。

表II－7 疾患別にみな身体障害者の状況
（単位：千人）

| 疾患名 | 平成13年6月 |  | 平成8年11月 |  | 前回比 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 総数 | 3，245 | （100．0） | 2，933 | （100．0） | 110．6\％ |
| 这性マビ | 80 | （2．5） | 74 | （2．5） | 108．1\％ |
| 层髄性」」少マビ | 55 | （1．7） | 47 | （1．6） | 117．0\％ |
| 层髄損傷（（対マビ） | 58 | （1．8） | 43 | （1．5） | 134．9\％ |
| 层髄損傷II（四肢マビ） | 42 | （1．3） | 33 | （1．1） | 127．3\％ |
| 進行性筋萎縮性疾患 | 22 | （0．7） | 13 | （0．4） | 169．2\％ |
| 脳血管障害 | 341 | （10．5） | 359 | （12．2） | 95．0\％ |
| 脳挫傷 | 17 | （0．5） | 14 | （0．5） | 121．4\％ |
| その他の脳神経疾患 | 72 | （2．2） | 64 | （2．2） | 112．5\％ |
| 骨関䈨疾患 | 281 | （8．7） | 254 | （8．7） | 110．6\％ |
| リウマヂ性疾患 | 98 | （3．0） | 99 | （3．4） | 99．0\％ |
| 中耳性疾患 | 73 | （2．2） | 78 | （2．7） | 93．6\％ |
| 内耳性疾患 | 58 | （1．8） | 66 | （2．3） | 87．9\％ |
| 角膜疾患 | 35 | （1．1） | 48 | （1．6） | 72．9\％ |
| 水晶体疾患 | 17 | （0．5） | 22 | （0．8） | 77．3\％ |
| 網㟲絡膜－視神経系疾患 | 97 | （3．0） | 113 | （3．9） | 85．8\％ |
| じん臓疾患 | 169 | （5．2） | 131 | （4．5） | 129．0\％ |
| 心臓疾患 | 360 | （11．1） | 293 | （10．0） | 122．9\％ |
| 呼吸呂哭疾患 | 83 | （2．6） | 78 | （2．7） | 106．4\％ |
| －ジうこう疾患 | 26 | （0．8） | 22 | （0．8） | 118．2\％ |
| 大腸疾患 | 34 | （1．0） | 34 | （1．2） | 100．0\％ |
| 小腸疾㤩 | 2 | （0．1） | 1 | 0.0 | 200．0\％ |
| その他 | 393 | （12．1） | 605 | （20．6） | 65．0\％ |
| 不明 | 90 | （2．8） | 121 | （4．1） | 74．4\％ |
| 不詳 | 741 | （22．8） | 322 | （11．0） | 230．1\％ |

（）内は構成比（\％）

6．身体障害者手帳の所持の状況
－全国の 18 歳以上の在宅の身体障害者 $3,245,000$ 人のうち，身体障害者福祉法に基づいて身体障害者手帳を所持している者は，3，117， 000 人で全体の $96.1 \%$ であり，所持率は前回調査より増加してい る。
－これを障害の種類別に手帳を所持している者の割合をみると，視覚障害が $95.7 \%$ ，聴覚•言語障害が $93.4 \%$ ，肢体不自由 $96.2 \%$ ，内部障害 $97.2 \%$ となっている。

## 表III－1 障害の種類別におな身体障害者手帳所持の状况

（単位：干人）

| 障害の種類 | 平成13年6月 |  |  |  | 平成8年11月 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 総数 | 手帳有り | 手帳無 | 回答無 | 総数 | 手帳有り | 手帳無 | 回答無 |
| 総数 | 3，245 | 3，117 | 40 | 88 | 2，933 | 2，657 | 129 | 147 |
|  | （1000） | （96．12 | ．．．（12） | ．．．． $\mathrm{S}_{6} 7$ ） | （100．0） | （90．6） | （4．4） | （5．0） |
| －視覚障害 | 301 | 288 | 3 | $10^{\circ}$ | 305 | 281 | 12 | 13 |
|  | （100．0） | （95．7） | （1．0） | （3．3） | （100．0） | （92．1） | （3．9） | （4．3） |
| 聴覚•言語障害 | 346 | 323 | 9 | 14 | 350 | 313 | 13 | 24 |
|  | （100．0） | （93．4） | （2．6） | （4．0） | （100．0） | （89．4） | （3．7） | （6．9） |
| 聴覚障害 | 305 | 286 | 7 | 12 | 304 | 275 | 9 | 20 |
|  | （100．0） | （93．8） | （2．3） | （3．9） | 100．0） | （90．5） | （3．0） | （6．6） |
| 平衡機能障害 | 7 | 6 | － | 1 ： | ： 4 | 2 | 2 | － |
|  | （100．0） | （85．7） | － | （14．3） | （100．0） | （50．0） | （50．0） | － |
| 音声言語機能暲害 | 34 | 30 | 2 |  | ： 43 | 36 | 2 | 5 |
|  | （100．0） | （88．2） | （5．9） | （2．923＊ | （100．0） | （83．7） | （4．7） | （11．6） |
| 肢体不自由 | 1，749 | 1，682 | 20 | 47 | 1，657 | 1，485 | 89 | 83 |
|  | （100．0） | （96．2） | （1．1） | （2．7） | （100．0） | （89．6） | （5．4） | （5．0） |
| 上肢切断 | 98 | 96 | － | 3 | 102 | 91 | 2 | 9 |
|  | （100．0） | （98．0） | － | （3．1） | （100．0） | （89．2） | （2．0） | （8．8） |
| 上肢機能障害 | 479 | 464 | 4 | 11 | 504 | 456 | 26 | 22 |
|  | （100．0） | （96．9） | （0．8） | （2．3） | （100．0） | （90．5） | （5．2） | （4．4） |
| 下肢切断 | 49 | 47 | － | 2 | 47 | 43 | 2 | 2 |
|  | ／10nnil | （nen） |  |  | （1） 1 | （11）¢） | （17） | （19） |

7 点字修得及びコミュニケーション手段の状況
－視覚障害者で「点字ができる」と答えた者は $32,000 人$ 人（ $10.6 \%$ ）である。等級別に「点字ができ る」割合をみると， 1 級が $21.0 \%$ で最も高い。

表III－2 障害の程度別にみた点字修得及び点字必要性の状況

－聴覚障害者のコミコニケーション手段としては，「補聴器や人工内耳等の補聴機器」が $79.0 \%$ と最も高く，次いで「筆談•要約筆記」の $24.6 \%$ ，「手話•手話通訳」の $15.4 \%$ ，「読話」の $6.2 \%$ の順となっている。

表III－3 聴覚障害者のコミュニケーシヨン手段の利用状況（複数回答）

－情報の入手方法の割合をみると，「テレビ」が $81.1 \%$ と最も高く，次いで「一般図書•新聞•雑誌」の $59.7 \%$ ，「家族•友人」の $52.6 \%$ である。
－障害の種類別にみると，聴覚•言語障害，肢体不自由，内部障害では「テレビ（一般放送）」「一般図書•新聞•雑誌」の割合が高いが，視覚障害では「テレビ（一般放送）」「ラジオ」の割合が高く，情報の入手方法が異なっていることを示している。

表III－4 障害の種類別（こみた情報の入手方法の状況（複数回答） （単位：千人）

| 恨青報の入手方法 | 総数 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 視覚障害 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 聴覓• } \\ \text { 言語障害阿 } \end{array}$ | 肢体不自由 | 内部障害 |
| 総数 | 3，245 | 301 | 346 | 1，749 | 849 |
|  | （100．0） | （100．0） | （100．0） | （100．0） | （100．0） |
| 一般図書－新聞•雑誌 | 1，936 | 78 | 233 | 1，053 | 572 |
|  | （59．7） | （25．9） | （67．3） | （60．2） | （67．4） |
| 録音•点字図書 | 25 | 22 | － | 1 | 2 |
|  | （0．8） | （7．3） | － | （0．1） | （0．2） |
| $\begin{aligned} & \text { 杰-ムページ・ } \\ & \text { 電子メール } \end{aligned}$ | 114 | 6 | 11 | 70 | 27 |
|  | （3．5） | （2．0） | （3．2） | （4．0） | （3．2） |
| 携帯＇電話 | 150 | 11 | 21 | 83 | 34 |
|  | （4．6） | （3．7） | （6．1） | （4．7） | （4．0） |
| フアツクス | 111 | 3 | 42 | 45 | 22 |
|  | （3．4） | （1．0） | （12．1） | （2．6） | （2．6） |
| テレビ（一般放送） | 2，632 | 218 | 261 | 1，438 | 715 |
|  | （81．1） | （72．4） | （75．4） | （82．2） | （84．2） |
| 手話放送•字幕放送 | 57 | － | 50 | 4 | 3 |
|  | （1．8） | － | （14．5） | （0．2） | （0．4） |
| ラジオ | 1，014 | 167 | 40 | 532 | 275 |
|  | （31．2） | （55．5） | （11．6） | （30．4） | （32．4） |
| 自治体広報 | 943 | 47 | 91 | 531 | 274 |
|  | （29．1） | （15．6） | （26．3） | （30．4） | （32．3） |
| 家族•友人 | 1，708 | 176 | 190 | 916 | 427 |
|  | （52．6） | （58．5） | （54．9） | （52．4） | （50．3） |
| ₹の他 | 135 | 6 | 19 | 70 | 39 |
|  | （4．2） | （2．0） | （5．5）${ }^{1}$ | （4．0） | （4．6） |

－パソコンの利用状況をみると，「毎日利用する」又は「たまに利用する」と答えた者は，281， 000人（8．7\％）である。これを障害の種類別にみると，内部障害，肢体不自由のパソコン利用率の割合 が比較的高い。

表III－5 障害の種類別にみなノ゚ソコン利用の状況
（単位：千人）

| 障害の種類 | 総数 | 利用する |  | 利用しない |  | 回答なし |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $\begin{gathered} \text { 毎旦 } \\ \text { 利用する } \end{gathered}$ | たまに <br> 利用する | ほとんど利用しない， | $\begin{gathered} \text { 全く利用 } \\ \text { ないい } \end{gathered}$ |  |
| 総数 | 3，245 | 144 | 137 | 100 | 2，228 | 637 |
|  | （100．0） | （4．4） | （4．2） | （3．1） | （68．7） | （19．6） |
|  |  | （8．7） |  | （71．7） |  |  |
| 視覚障害 | 301 | 10 | 5 | 4 | 240 | 42 |
|  | （100．0） | （3．3） | （1．7） | （1．3） | （79．7） | （14．0） |
|  |  | （5．0） |  | （81．1） |  |  |
| 聴覚•- | 346 | 10 | 13 | 10 | 242 | 71 |
|  | （100．0） | （2．9） | （3．8） | （2．9） | （69．9） | （20．5） |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 肢体 | 1，749 | 86 | 77 | 55 | 1，165 | 365 |
|  | （100．0） | （4．9） | （4．4） | （3．1） | （66．6） | （20．9） |
|  |  | （9．3） |  | （69．8） |  |  |
| 内部障害 | 849 | 38 | 42 | 30 | 581 | 159 |
|  | （100．0） | （4．5） | （4．9） | （3．5） | （68．4） | （18．7） |
|  |  | （9．4） |  | （72．0） |  |  |

（ ）内（は緸成比（\％）
－パソコンを「ほとんど利用しない」又は「全く利用しない」と答えた者（2，328，000人）のうち， パソコン利用を希望しているのは457， 000 人（ $19.6 \%$ ）である。

表III－6 障害の種類別にみたノ゚ンコン利用希望の状況
（单位：千人）

|  |  |  | ，障害種類 | 類別 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| パソコン利用希望 | 総数 | 視覚障害 |  | $\begin{aligned} & \text { 肢体 } \\ & \text { 宿自由 } \end{aligned}$ | 内部障害 |
| 総数 | 2，328 | 244 | 252 | ： 1,221 | 611 |
| ： | （100．0） | （100．0） | （100．0） | 【100．0） | （100．0） |
| ：利用したいと思う | 457 | 27 | 37 | 250 | 144 |
|  | （19．6） | （11．1） | （14．7） | （20．5） | （23．6） |
| 利用したいい思才ない | 929 | 123 | 103 | 452 | 251 |
|  | （39．9） | （50．4） | （40．9） | ：（37．0） | （41．1） |
| わからない | 512 | 48 | 73 | 275 | 115 |
|  | （22．0） | （19．7） | （29．0） | ：（22．5） | （18．8） |
| 回答なし | 430 | 47 | 39 | 244 | 101 |
| $:$ | （18．5） | （19．3） | （15．5） | ［（20．0） | （16．5） |

## 10 外出の状況

－過去 1 年間における外出の状況をみると，外出をしたことがある者が全体の $89.9 \%$ となってお
り，これを障害の種類別にみると，それぞれ 8 割以上の者が外出をしており，なかでも内部障害の $93.1 \%$ が最も高い。
－また，外出していない者は全体の $6.1 \%$ であり，障害の種類別にみると肢体不自由が $8.1 \%$ で最も高い。
－外出の回数をみると，「ほぼ毎日」（ $40.4 \%$ ）が最も多く，次に「週に $2 \sim 3$ 回」（ $24.3 \%$ ），「月 に 2 ～ 3 回」（ $15.3 \%$ ）の順となっている。

表III－9 障害の種類別にみた外出の有無及び外出回数の状況
（单位：千人）

| 障害の種類 | 総数 | 外出あり |  |  |  |  | 外出なし | 回答な |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 小計 | ぼず毎曰 | $\begin{aligned} & \text { 週に2 } \\ & \sim 3 \text { 回 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 月に2 } \\ & \sim 3 \text { 回 } \end{aligned}$ | 年に数回 |  |  |
| 総数 | 3，245 | 2，918 | 1，312 | 790 | 495 | 322 | 197 | 130 |
|  | （100） | （89．9） | （40．4） | （24．3） | （15．3） | （9．9） | （6．1） | （4．0） |
| 視䫀障䓊 | 301 | 271 | 91 | 80 | 61 | 40 | 20 | 10 |
|  | （100．0） | （90．0） | （30．2） | （26．6） | （20．3） | （13．3） | （6．6） | （3．3） |
| 聴覚•言語障害 | 346 | 320 | 182 | 67 | 42 | 29 | 11 | 16 |
|  | （100） | （92．5） | （52．6） | （19．4） | （12．1） | （8．4） | （3．2） | （4．6） |
| 肢体不自由 | 1，749 | 1，538 | 654 | 418 | 278 | 188 | 141 | 70 |
|  | （100．0） | （87．9） | （37．4） | （23．9） | （15．9） | （10．7） | （8．1） | （4．0） |
| 内部障害 | 849 | 790 | 386 | 225 | 114 | 65 | 25 | 34 |
|  | （100．0） | （93．1） | （45．5） | （26．5） | （13．4） | （7．7） | （2．9） | （4．0） |

（）内は構成比（\％）
－障害の種類別に外出者総数に対し本人のみで外出している割合をみると，聴覚•言語障害が $47.5 \%$ で最も高く，視覚障害は $33.6 \%$ と最も低い。
－また，外出時の介助者の状況をみると，「配偶者」（ $19.6 \%$ ）が最も多く，次に「子供」（8．4 \％），「他の家族」 $3.0 \%$ ），「ホームヘルパー」 $(2.7 \%)$ の順となっている。

表III－10 障害の種類別にみた外出時の主な介助者の状況
（単位：千人）

－外出するうえで困ることや不満がある人は全体の $42.3 \%$ であり，その内容についてみると，「乗 り物の利用が不便」（ $8.8 \%$ ），「利用する建物の設備が不便」（ $8.0 \%$ ），「車などに危険を感じる」 （ $6.5 \%$ ）の順となっている。また，障害の種類別では，聴覚•言語障害の「人と話をすることが困難」（ $20.0 \%$ ），視覚障害の「乗り物の利用が不便」（11．4 \％），肢体不自由の「利用する建物の設備 が不便」（10．5\％）の割合が高い。

表III－11 障害の種類別にみた外出するこえで困ることの状況（複数回答）
（単位：千人）

| 困ることや不満に思うことが ある外出者数・その内容 | 総数： | 視覚障害 | 障害種数 聴学見•＊ 言語障害 | $\begin{aligned} & \text { 類別 } \\ & \text { 肢体 } \\ & \text { 不自由 } \end{aligned}$ | 内部障害 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 総数 | 2，918 | 271 | 320 | 1，538 | 790 |
|  | （1000 | （100．0） | （100．0） | （100．0） | （100．0） |
| 困ることや不満に思うことがある <br> 外出者総数 | 1，239 | 140 | 137 | ：716 | 242 |
|  | （42．3） | （51．7） | （42．8） | （46．6） | （30．6） |
| 電車•／ズ方クシーー等の乗い物の利用が不便 | 25 | －3id | $\square^{*}$ | 154 | 47 |
|  | （8．8） | （ 11.4$)$ | －（8．1） | （10．0） | （5．9） |
| 道路や駅などの公共の場所の利用が不便 | 170 | 19 |  | 118 | 25 |
|  | （5．8） | （7．0） | （2．5） | （7．7） | （3．2） |
| 利用する建物の設備（階段，トイレ，エレベーター等）が不便 | 234 | 21 | 8 | 162 | 44 |
|  | （8．04） | （7．7） | （2．5） | （10．5） | （5．6） |
| 車などに身の危険を感じる | 190 | \％ 25 | ＊＊＊ $23^{\circ}$ | 111 | 32 |
|  | （6．5） | －${ }^{(920}$ | －（7．2） | （7．2） | （4．1） |
| 介助者がいない | 19 | ${ }^{\circ} \cdot{ }^{\circ}{ }^{\circ} 2$ | 3 | 10 | 4 |
|  | （0．7． | （0．7） | （0．9） | （0．7） | （0．5） |
| 経费がかかる | 73 | 6 | 7 | 43 | 19 |
|  | （2．6 | （2．2） | （2．2） | （2．8） | （2．4） |
| 人の目が気にかかる | $4{ }^{3}$ | 4 | 6 | 33 | 4 |
|  | （1．6！ | （1．5） | （1．9） | （2．1） | （0．5） |
| 入と話をすることが困難 | 86 | 1 | － 64 | － 9 | 7 |
|  | （2．7） | （0．4） | \％（20．0） | （0．6） | （0．9） |
| 外出に必要な情報が得らするない | 16 | 1 | 7－7 | 5 | 2 |
|  | （0．5． | （0．4） | （2．2） | （0．3） | （0．3） |
| 駅などにおりる人間関係のトラブル | 11 | 2 | 4 | 4 | 1 |
|  | （0．4） | （0．7） | （1．3） | （0．3） | （0．1） |
| 駅員等に不当な扱いを受ける | 15 | 3 | 3 | 3 | 2 |
|  | （0．4） | （1．1） | （0．9） | （0．2） | （0．3） |
| 事前に行き先を家族等に告げなければ外出できない | 24 | 3 | 4 | 9 | 9 |
|  | （0．8） | （1．1） | （1．3） | （0．6） | （1．1） |
| ての他 | 63 | 6 | 7 | 31 | 19 |
|  | （2．2） | （2．2） | （2．2） | （2．0） | （2．4） |
| 回答なし | 643 | 36 | 70 | 292 | 247 |
|  | （22．13 | （13．3） | （21．9） | （19．0） | （31．3） |
| （ ）内は構成比（\％） |  |  |  |  |  |

## 11 就業の状況

- 就業の状況をみると，「就業者」は 738,000 人，「不就業者」は2，429， 000 人である。
- 就業者の割合を障害の種類別にみると，聴覚•言語障害が $25.4 \%$ と最も高く，肢体不自由が $21.5 \%$ と最も低い。

表III－23 障害の種類別にみなた就業•不就業の状況
（单位：千人）

| 障害の種類 | 総数 | 就業者 | 不就業者 | 回答な |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 総数 | 3，245 | 738 | 2，429 | 78 |
|  | （109\％） | （22．7） | （74．9） | （2．4） |
| 視覚障害 | 301 | 72 | 221 | 8 |
|  | （100．0） | （23．9） | （73．4） | （2．7） |
| 聴覚－言語障害 | 346 | 88 | 249 | 9 |
|  | （100．0） | （25．4） | （72．0） | （2．6） |
| 肢体不首＂亩＂＂＊ | 14，749 | 376 | 1,331 | 42 |
|  | （100．0） | （21．5） | （76．1） | （2．4） |
| 内部障害 | 849 | 203 | 627 | 19 |
|  | （100．0） | （23．9） | （73．9） | （2．2） |

（ ）内（は構成比（\％）

- 就業率をみると，今回の調査では $23.3 \%$ となっており，前回調査から減少している。
- 前回からの伸び率をみても，前回調査に対して，「一般の就業率」（ $96.6 \%$ ），「身体障害者の就

業率」（77．4 \％）共に減少している。
表III－24 就業状況別身体障害者数及び就業率の年次推移

| 調査年月 | 総数 | 就業者 | 不就業者 | 回答なし | 就業率 |  <br> （15歳以上就業率） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | \％ | \％ |
| 昭和35年7月 | 829 | 387 | 442 | － | 46.7 | 70.6 |
| 40年8月 | 1，048 | 412 | 636 | － | 39.3 | 66.8 |
| 45年10月 | 1，314 | 579 | 735 | － | 44.1 | 68.8 |
| 55年2月 | 1，977 | 638 | 1，320 | 19 | 32.6 | 64.4 |
| 62年2月 | 2，413 | 701 | 1，698 | 13 | 29.2 | 59.0 |
| 平成 3 年11月 | 2，722 | 894 | 1，731 | 97 | 34.1 | 62.0 |
| 8年11月 | 2933 | 845 | 1，958 | 131 | 30.1 | 61.5 |
| 13年6月 | 3，245 | 738 | 2，429 | 78 | 23.3 | 59.4 |
| $\begin{gathered} \text { 前回比 } \\ (13 \text { 年 } / 8 \text { 年) } \end{gathered}$ | 110.6 | 87.3 | 124.1 | 59.5 | 77.4 | 96.6 |

（注）就業率の算定に当たっては，就業者／就業者＋不就業者（「回答なし」を除く。）によった。
－就業者を就業形態別にみると，全体では「常用雇用労働者」が $26.8 \%$ と最も高く，次いで「自営業主」が $26.2 \%$ である。
－障害の種類別にみると，「自営業主」の割合は視覚障害の $48.6 \%$ と，内部障害の $30.5 \%$ が高く，「常用雇用労働者」の割合では聴覚•言語障害及び肢体不自由が共に $29.5 \%$ と高い。

表III－25 障害の種類別にみた就業者の就業形態の状況
（単位：千人）

| 就業形態 | 総数 |  |  |  | 内部障害 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 総数 | 738 | 72 | 88 | 376 | 203 |
|  | （100．0） | （1000） | （1000） | （100．0） | （100．0） |
| 自営業主 | 193 | ＊＊ 35 | － 16 | 81 | 62 |
|  | （26．2） | － 48.6$)^{\circ}$ | －（18．2）${ }^{\circ}$ | （21．5） | （30．5） |
| 家族従事者 | 68 | $\square^{*}{ }^{\circ}$ | $0^{*} 10$ | － 35 | 17 |
|  | （9．2） | ＊ 4 （6．93）${ }^{\circ}$ | － 11.4$)^{4}$ | （9．3） | （8．4） |
| 会社，団体の役員 | 68 | 4 | 7 | 35 | 21 |
|  | （9．2） | （5．6） | （8．0） | （9．3） | （10．3） |
| 常用雇用労働者 | 198 | $0^{*-*} 1$ | － 26 | 111 | 50 |
|  | （26．8） | ＂，（15．3）${ }^{\text {a }}$ | $\cdots \cdot(29.5)^{*}$ | （29．5） | （24．6） |
| 臨時雇•日雇 | 63 | 4 | 7 | 37 | 15 |
|  | （8．5） | （5．6） | （8．0） | （9．8） | （7．4） |
| 内職 | 18 | 2 | 1 | 11 | 4 |
|  | （2．4） | （2．8） | （1．1） | （2．9） | （2．0） |
| 授産施設等で就労 | 9 | 2 | 1 | 7 | － |
|  | （1．2） | （2．8） | （1．1） | （1．9） | － |
| 地域の作業所に通っている | 11 | 1 | 3 | 4 | 3 |
|  | （1．5） | （1．4） | （3．4） | （1．1） | （1．5） |
| その他 | 49 | 2 | 7 | 26 | 14 |
|  | （6．6） | （2．8） | （8．0） | （6．9） | （6．9） |
| 回答なし | 60 | 4 | 8 | 31 | 16 |
|  | （8．1） | （5．6） | （9．1） | （8．2） | （7．9） |
| ）内は，構成比（\％） |  |  |  |  |  |

－就業者の職業について，全体では「農業•林業•漁業」が $14.0 \%$ と最も高く，次いで「専門的•技術的職業」が $13.8 \%$ とその割合が高い。
－これを障害の種類別にみると，それぞれ最も割合の高い職種は，視覚障害は「あんま・マッサー ジ・はり・きゅう」で $33.3 \%$ ，聴覚•言語障害は「生産工程•労務」で $18.2 \%$ ，肢体不自由は「農業•林業•漁業」で $14.6 \%$ ，内部障害は「専門的•技術的職業」で $17.2 \%$ である。

表III－26 障害の種類別にみな職種別従事の状況
（単位：千人）

| 職業 | 総数 | 新見覚障害 |  | 内部障害 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 総数 | 738 | 72 | 88 376 | 203 |
|  | （100．0） | （100．0） | （100．0）（100．0） | （100．0） |
| 農業•林業•漁業 | 103 | ＊＊＊ | \％ 145 | 27 |
|  | （14．0） | ＂－（12．5）${ }^{\text {a }}$ | －（15．9）${ }^{\circ}$（14．6） | （13．3） |
| 事務 | 80 | 3 | 5 5 48 | 25 |
|  | （10．8） | （4．2） | （5．7）（12．8） | （12．3） |
| 管理的職業 | 60 | 1 | 2.29 | 28 |
|  | （8．1） | （1．4） | （2．3）（7．7） | （13．8） |
| 販売 | 50 | 4 | 6 6 23 | 19 |
|  | （6．8） | （5．6） | （6．8）（6．1） | （9．4） |
|  | 24 | $*^{* * *}{ }^{\text {24 }}$ | － 1 | － |
|  | （3．3） | －（33．3）${ }^{\text {a }}$ | －（0．3） | － |
| 専門的，技術的職業 | 102 | 5 | \％ 9 | 35 |
|  | （13．8） | （6．9） | － $0^{(10.22 * * ~(14.1) ~}$ | （17．2） |
| サービス職業 | 68 | 5 | 636 | 20 |
|  | （9．2） | （6．9） | （6．8）（9．6） | （9．9） |
| 生産工程•労務 | 80 | $\%^{*}$ | 16 47 | 8 |
|  | （10．8） | ${ }^{\circ} \cdot 9.9 .70^{\circ}$ | －$\cdot(18.2)^{\prime \prime}$（12．5） | （3．9） |
| ₹ $\omega$ 他 | 91 | 5 | 16 44 | 25 |
|  | （12．3） | （6．9） | （18．2）（11．7） | （12．3） |
| 回答なし | 80 | 8 | $13: 41$ | 16 |
|  | （10．8） | －（11．1） | （14．8）；（10．9） | （7．9） |

- 不就業者ついてみると，過去に就業経験を有する者は979，000人（ $40.3 \%$ ）である。
- これを障害の種類別にみると，聴覚•言語障害が $46.6 \%$ と最も割合が高く，次いで内部障害が $40.4 \%$ ，肢体不自由が $39.7 \%$ ，視覚障害が $36.7 \%$ となっている。
－辞職理由をみると，「病気のため」が $13.8 \%$ と最も高く，次いで「定年のため」 $11.2 \%$ となって いる。

表III－27 障害の種類別にみた不就業者の就業経験の有無及び辞職理由の状況
（単位：千人）

| 過去に就業経験のある障害者数辞職理由 | 総数 | $\square$ <br> 䘽＂筧障害 |  | $\begin{aligned} & \text { 穎別 } \\ & \hline \text { 㮦体 } \\ & \hline \text { 年 } \end{aligned}$ | 内部障害 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 総数 | 2，42妥 | 221 | 249 ： | 1：331 | 627 |
|  | （1000\％ | 4，（100．0） | ． 1.0000 .8 | 80.0 | （100．0） |
| 過去に就業経験のある障害者数 |  | － 81 | 116 | \％ | 253 |
|  | （40．3 | （36．7） | （46．6） | （49．7） | （40．4） |
|  | －＂ち2＂ | － | ＂－＂－－＂8 | －32 | 7 |
|  | （2．15 | \％（2．3）${ }^{\circ}$ | －（3．2） | （2．4） | （1．1） |
| 事業がうまくいかなかったため | 16 | － 1 | 2 | ：9 | 3 |
|  | （0．7 ${ }^{\text {² }}$ | （0．5） | （0．8） | （0．7） | （0．5） |
| 仕事に自分の能力が生かされなかったため | $1 ?$ | － 2 | 1 | ：11 | 2 |
|  | （0．7） | （0．9） | （0．4） | （0．8） | （0．3） |
| 入間関係がうまくいかなかっっため | 20 | 1 | 5 | ：12 | 5 |
|  | （0．95 | （0．5） | （2．0） | （0．9） | （0．8） |
| 通勤に負担がかかるため | 16 | －－ | － | ： 8 | 2 |
|  | （0．4） | －－ | － | （0．6） | （0．3） |
| 賃金，労働時間が不満足のため | 6 | －－ | 1 | ： 4 | 1 |
|  | （0．2） | － | （0．4） | （0．3） | （0．2） |
| 病気のため | 336 | － 28 | \％＊＊＊ 20 | －174 | 114 |
|  | （13．8） | ＊－ $12.72{ }^{\text {d }}$ | ＊$(8.0)^{*}$ | （18．1） | （18．2） |
| 結婚，育児のため | 25 | － 2 | 5 | ： 15 | 3 |
|  | （1．0 ${ }^{\circ}$ | （0．9） | （2．0） | （1．1） | （0．5） |
| 定年のため | 276 | 16 | \％＊＊ 37 | ：149 | 71 |
|  | （11．2） | （7．2） | \％－（14．9）${ }^{\circ}$ | （101．2） | （11．3） |
| その他 | 14 ？ | －17 | 27 | ： 73 | 31 |
|  | （6．15 | （7．7） | （10．8） | \％ 5 | （4．9） |
| 回答なし | 78 | － 9 | 10 | ： 43 | 14 |
|  | （3．15 | （4．1） | （4．0） | 8．2） | （2．2） |
| （）内は構成比（\％） |  | －．＂．．＂． | ．．．．＂＊ |  |  |

－就業経験を有する者について，就業希望の有無をみると，就業を希望しているのは304，000人 （31．1\％）である。これを障害の種類別にみると，肢体不自由が $33.3 \%$ と最も割合が高く，次い で，聴覚•言語障害が $30.2 \%$ ，内部障害 $28.9 \%$ ，視覚障害 $23.5 \%$ の順となっている。
－また，就業を希望しない理由をみると，「病気療養中のため」が $21.3 \%$ と最も高い。

表III－28 障害の種類別にみた過去に就業経験有する不就業者の就業希望の有無及び希望しない理由の状況
（単位：千人）

| 就業希望の有無希望しない理由 |  | 総数 | 視覚障害 |  | 類別 <br> 肢体 <br> 不自由 | 内部障害 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 総数 |  | 979 | 81 | 116 | 529 | 253 |
|  |  | （100．0） | （100） | （1000） | （100．0） | （100．0） |
| 希望する |  | 304 | 19 | 35 | \％： 176 | 73 |
|  |  | （31．1） | （23．5） | （30．2） | \％ 33.3 | （28．9） |
| 希望しない | 小計 | 593 | 54 | 75 | ： 302 | 162 |
|  |  | （60．6） | （66．7） | （64．7） | （57．1） | （64．0） |
|  | 家事，修学のため | 11 ： | ： 1 | 1 | 6 | 3 |
|  |  | （1．1） | （1．2） | （0．9） | （1．1） | （1．2） |
|  | 病気療養中のため | 209 | \％＊＊＊ | \％ 17 | － 88 | 88 |
|  |  | （21．3） | －（21．0） | \％（14．7） | （16．6） | （34．8） |
|  | 常に介護を必要とするため | 47 | 8 | 6 | 30 | 4 |
|  |  | （4．8） | （9．9） | （5．2） | （5．7） | （1．6） |
|  | 適職がないため | 31 | 2 | 4 | 17 | 7 |
|  |  | （3．2） | （2．5） | （3．4） | （3．2） | （2．8） |
|  | 働く必要がないため | 157 | －${ }^{* * * *} 1$ | ＊＊＊＊＊＊ | ： 91 | 31 |
|  |  | （16．0） | －（16．0） | $0^{2} \cdot(19.0)$ | （17．2） | （12．3） |
|  | ₹の他 | 96 | 10 | 19 | 47 | 20 |
|  |  | （9．8） | （12．3） | （16．4） | （8．9） | （7．9） |
|  | 回答なし | 42 | 4 | 6 | 22 | 10 |
|  |  | （4．3） | （4．9） | （5．2） | （4．2） | （4．0） |

## 12 補装具•日常生活用具の所有状況

－補装具の所有状況をみると，「所有している」が $34.0 \%$ ，「所有していない」が $41.7 \%$ である。
これを障害の種類別にみると，「所有している」者の割合は，聴覚•言語障害者が $55.2 \%$ で最も高
く，次いで肢体不自由者 $38.5 \%$ ，視覚障害者 $35.9 \%$ ，内部障害者 $15.4 \%$ の順である。

## 表III－42 障害の種類別にみな補装具の所有の状況

（単位：千人）

| 補装具 $の$ | 総数 | 障害種類別 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 視覚障害 |  | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 肢体 } \\ \text { 不自由 } \end{array}$ | 内部障害 |
| 総数 | 3，245 | 301 | 346 | 1，749 | 849 |
|  | （100．0） | （100．0） | （100．0） | （100．0） | （100．0） |
| 所有している | 1，104 | 108 | 191 | 673 | 131 |
|  | （34．0） | （35．9） | （55．2） | （38．5） | （15．4） |
| 所有していない | 1，352 | 124 | 88 | 713 | 427 |
|  | （41．7） | （41．2） | （25．4） | （40．8） | （50．3） |
| 回答なし | 790 | 69 | 67 | 363 | 291 |
|  | （24．3） | （22．9） | （19．4） | （20．8） | （34．3） |

（）内（は構成比（\％）
－日常生活用具の所有状況をみると「所有している」が $22.5 \%$ ，「所有していない」が $53.2 \%$ であ る。これを障害の種類別にみると，肢体不自由が $27.8 \%$ で最も高く，次に視覚障害 $25.9 \%$ ，聴覚•言語障害 $22.0 \%$ ，内部障害 $10.4 \%$ である。

表III－44 障害の種類別にみた日常生活用具の所有の状況
（単位：千人）

| 日常生活用具の所有状況 | 総数 | 障害種類別 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 視覚障害 | 聴覚• | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 肢体 } \\ \text { 不自由 } \end{array}$ | 内部障害 |
| 総数 | 3，245 | 301 | 346 | 1，749 | 849 |
|  | （100．0） | （100．0） | （100．0） | （100．0） | （100．0） |
| 所有している | 730 | 78 | 76 | 487 | 88 |
|  | （22．5） | （25．9） | （22．0） | （27．8） | （10．4） |
| 所有していない | 1,726 | 154 | 203 | 899 | 470 |
|  | （53．2） | （51．2） | （58．7） | （51．4） | （55．4） |
| 回答なし | 790 | 69 | 67 | 363 | 291 |
|  | （24．3） | （22．9） | （19．4） | （20．8） | （34．3） |

－国の制度で交付された補装具は，全体の $70.8 \%$ である。補装具の種類別にみると，「歩行補助つ え」を所有する者が 350,000 人で最も多く，次いで「車いす」が302，000人，「装具」が224，000人で ある。

## 表III－43 制度別補装具の所有の状況（複数回答）

（単位：千人）

| 補装具の種類 | 総数 | 福祉制度 | 労災制度 | 年金制度 | 医療保険制度 | その他 | 制度不詳 | （再揭） <br> 国の制度で交付 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 所有者延べ総数 | 1，503 | 884 | 46 | 32 | 102 | 236 | 203 | 1，064 |
|  | （100．0） | （58．8） | （3．1） | （2．1） | （6．8） | （15．7） | （13．5） | （70．8） |
| 義肢 | 77 | 41 | 16 | 7 | 4 | 5 | 4 | 68 |
|  | （100．0） | （53．2） | （20．8） | （9．1） | （5．2） | （6．5） | （5．2） | （88．3） |
| 装具 | 224 | 128 | 9 | 3 | 67 | 11 | 6 | 207 |
|  | （100．0） | （57．1） | （4．0） | （1．3） | （29．9） | （4．9） | （2．7） | （92．4） |
| 座位保持装置 | 13 | 6 | － | － | － | 4 | 2 | 6 |
|  | （100．0） | （46．2） | － | － | － | （30．8） | （15．4） | （46．2） |
| 盲人安全－つえ | 69 | 57 | 1 | － | － | 7 | 4 | 58 |
|  | （100．0） | （82．6） | （1．4） | － | － | （10．1） | （5．8） | （84．1） |
| 義眼 | 16 | 8 | 1 | － | 1 | 4 | 2 | 10 |
|  | （100．0） | （50．0） | （6．3） | － | （6．3） | （25．0） | （12．5） | （62．5） |
| 眼鏡 | 42 | 19 | 1 | － | － | 9 | 14 | 20 |
|  | （100．0） | （45．2） | （2．4） | － | － | （21．4） | （33．3） | （47．6） |
| 点字器 | 17 | 11 | － | － | － | 3 | 2 | 11 |
|  | （100．0） | （64．7） | － | － | － | （17．6） | （11．8） | （64．7） |
| 補聴器 | 206 | 146 | 1 | 6 | － | 27 | 26 | 153 |
|  | （100．0） | （70．9） | （0．5） | （2．9） | － | （13．1） | （12．6） | （74．3） |
| 入工喉頭 | 10 | 6 | － | － | － | 1 | 3 | 6 |
|  | （100．0） | （60．0） | － | － | － | （10．0） | （30．0） | （60．0） |
| 車いす | 302 | 211 | 6 | 15 | － | 42 | 29 | 232 |
|  | （100．0） | （69．9） | （2．0） | （5．0） | － | （13．9） | （9．6） | （76．8） |
| 電動車いす | 32 | 19 | 1 | 1 | － | 6 | 6 | 21 |
|  | （100．0） | （59．4） | （3．1） | （3．1） | － | （18．8） | （18．8） | （65．6） |
| 歩行器 | 31 | 19 | 1 | － | 1 | 6 | 4 | 21 |
|  | （100．0） | （61．3） | （3．2） | － | （3．2） | （19．4） | （12．9） | （67．7） |
| 頭部保護帽 | 7 | 4 | － | － | － | 1 | 1 | 4 |
|  | （100．0） | （57．1） | － | － | － | （14．3） | （14．3） | （57．1） |
| 収尿器 | 31 | 11 | 2 | － | － | 9 | 8 | 13 |
|  | （100．0） | （35．5） | （6．5） | － | － | （29．0） | （25．8） | （41．9） |
| ストマ用装具 | 75 | 65 | 1 | － | － | 4 | 4 | 66 |
|  | （100．0） | （86．7） | （1．3） | － | － | （5．3） | （5．3） | （88．0） |
| 歩行補助つえ | 350 | 133 | 6 | － | 29 | 94 | 88 | 168 |
|  | （100．0） | （38．0） | （1．7） | － | （8．3） | （26．9） | （25．1） | （48．0） |

－福祉制度で給付または貸与された日常生活用具をみると，特殊寝台，入浴補助用具，歩行支援用具，盲人用時計，ファックス，便器等が多く給付（貸与）されている。

表III－45 障害の種類別にみみた福祉制度で給付等されたに日常生活用具の所有 $\sigma$ 状況（複数回答）
（単位：千人）

| 曰常生活用具の種類 | 総数 | 視覚障害 | 聴覚• <br> 言語障害 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 肢体 } \\ \text { 不自由 } \end{array}$ | 内部障害 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 総数 | 330 | 43 | 45 | 205 | 38 |
| 盲人用テープレコーダー | 14 | 13 | － | － | 1 |
| 皃人用時計 | 29 | 26 | 1 | 1 | 1 |
| 目入用夕イムスイッヂ | － | － | － | － | － |
| 目入用力ナタイブライター | 2 | 1 | － | － | 1 |
| 点字夕イプライター | 4 | 4 | － | － | － |
| 盲人用電卓 | 6 | 6 | － | － | － |
| 電磁調理㕲骂 | 6 | 6 | － | － | － |
| 盲人用体温計（音声式） | 9 | 9 | － | － | 1 |
| 宜人用秤 | － | － | － | － | － |
| 点字図書 | 3 | 3 | － | － | － |
| 皃人用体重計 | 6 | 6 | － | － | 1 |
| 視覚障害者用拡大読書呂口 | 9 | 7 | － | 1 | 1 |
| 祡行時間延長信号機用小型送信機 | － | － | － | － | － |
| 点字ディスブレイ | － | － | － | － | － |
| 聴筧障害者用屋内信号装置 | 19 | － | 19 | － | － |
| 聴覚障害者用通信装置 | 9 | － | 9 | － | － |
| 文字放送デコーダー | 10 | － | 9 | 1 | 1 |
| 浴槽 | 19 | 1 | 1 | 14 | 3 |
| 湯沸呂咢 | 9 | 1 | － | 7 | 1 |
| 便楟呂 | 25 | 1 | 1 | 20 | 3 |
| 特殊便噐吕 | 17 | 1 | － | 17 | － |
| 特殊マット | 23 | － | － | 23 | － |
| 特殊寝台 | 103 | 3 | 1 | 96 | 3 |
| 電動ターイブライター | 1 | － | － | 1 | － |
| ワードプロナッサー | 11 | － | － | 11 | － |
| 電動歯ブラジ | 2 | － | － | 2 | － |
| 特殊尿㕲吕 | 4 | － | － | 2 | 2 |
| 入浴担架 | 3 | － | － | 3 | － |
| 体位変換呂呂 | 3 | － | － | 3 | － |
| 重度障害者用意志伝達装置 | 4 | － | － | 4 | － |
| 携帯用会話補助表置 | 4 | － | 3 | 1 | － |
| 入浴補助用具 | 65 | 1. | 3 | 57. | 4 |
| 麻多動用リフト | 6 | － | － | 6 | 1 |
| 步行支援用具 | 51 | 1 | 1 | 47 | 3 |
| 透析液力口温呂呂 | 4 | － | － | 1 | 4 |
| 酸素ボンべ傕搬車 | 12 | － | － | 2 | 10 |
| 亦ブライザー | 4 | － | － | 1 | 2 |
| 人㛐警報噐吕 | 6 | 1 | 1 | 4 | － |
| 自動消化呂口 | 2 | － | － | 2 | － |
| 臤急通報裝置 | 17 | 2 | 2 | 9 | 4 |
| 電気式た人吸弓l呂吕 | 8 | － | － | 6 | 1 |
| 福祉電話 | 14 | 1 | － | 7 | 6 |
| フアックス | 26 | － | 23 | 3 | － |
| 視覚障割者用ワードブロセッサー | 1 | － | － | 1 | － |

13 必要な福祉サービスについての要望の状況
－必要な福祉サービスの要望についてみると，全体的には「年金や手当などの所得保障の充実」が $37.3 \%$ で最も高く，次いで「医療費の負担軽減」が $31.5 \%$ ，「道路，交通機関，公共建築物等の利用を容易にするための施策の充実」が $21.6 \%$ となっている。
－これを障害の種類別にみると，いずれも「年金や手当などの所得保障の充実」が最も高く，「医療費の負担軽減」，「在宅福祉サービスの充実」は各障害者とも共通して上位にあり，「道路，交通機関，公共建築物等の利用を容易にするための施策の充実」，「障害者が暮らしやすい住宅の整備」の要望については，障害別に若干の差異はあるが比較的割合が高い。

表III－48 障害の種類別にみた必要な福祉サービスの要望の状況（複数回答）
（単位：千人）

| 必要な福祉サービスの種類 | 総数 | 障害種類別 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 視覚障害 |  | "䁌体 <br> 不自由 | 内部障害 |
| 総数 | 3，245 | 301 | 346 | －1，749 | 849 |
|  | （100．0）： | （100．0） | （100．0） | （000） | （100．0） |
| 障害者世帯向け公営住宅や福祉ホーム等の障害者が暮らしやすい住宅の整備 | 529 | 49 | 45 | － 302 | 133 |
|  | （16．3）${ }^{\text {¢ }}$ | （16．3） | （13．0） | （17．3） | （15．7） |
| 授産施設，福祉工場等の福祉的配慮のされた働く場ないい活動の場の確保 | 145 | 9 | 19 | － 85 | 32 |
|  | （4．5） | （3．0） | （5．5） | （（4．9） | （3．8） |
| ホームヘルパー，ショートステイ等在宅福祉サービスの充実 | 551 | 49 | 42 | －358 | 103 |
|  | （17．0）${ }^{4}$ | （16．3） | （12．1） | （20．5） | （12．1） |
| 入所施設の整備 | 297 | 23 | 24 | ： 194 | 55 |
|  | （9．2） | （7．6） | （6．9） | （11．1） | （6．5） |
| 機能訓練の充実 | 353 | 14 | 17 | －287 | 35 |
|  | （10．9） | （4．7） | （4．9） | （16．4） | （4．1） |
| 総合的な相談や日常生活の訓練を行う事業の充実 | 313 | 22 | 24 | ： 206 | 62 |
|  | （9．6） | （7．3） | （6．9） | （11．8） | （7．3） |
| 年金や手当などの所得保障の充実 | 1，209 | －＊－ $12 \times 2$ | －＂1006， | \％69 | 313 |
|  | （37．3） | （40．5） | （30．6） | （38．3） | （36．9） |
| 医療费の負担軽減 | 1，021 | ＂morsi | ＂－4\％60 | 573 | 265 |
|  | （31．5） | （27．6） | （28．9） | － 32.8 ） | （31．2） |
|  | －905＂ | － | －${ }^{\text {¢ }}$ ， | ${ }^{-182}$ | 63 |
|  | （9．4）${ }^{4}$ | （7．3） | （11．0） | －10．4） | （7．4） |
| 道路，交通機関，公共建築物等の利用を容易にするための施策の充実 | 700 | －＂ 759，$^{\text {a }}$ | 41 | － 438 | 147 |
|  | （21．6）${ }^{7}$ | －（24．9） | ：（11．8） | （25．0） | （17．3） |
|  | － 72 | ＂4－n－22 | － $0^{4}$ | F 4 | 4 |
|  | （2．2） | （7．3） | －（12．1） | （0．2） | （0．5） |
| 手話通訳，要約筆記制度の充実 | 34 | － | － $4.33^{2}$ | － 1 | 1 |
|  | （1．0） | － | （9．2） | （0．1） | （0．1） |
| プソコン教室の充実 | 221 | 19 | 18 | ： 130 | 54 |
|  | （6．8） | （6．3） | （5．2） | （7．4） | （6．4） |
| 障害者のスポーツ，芸術，文化活動等に対する支援 | 178 | 17 | 17 | 100 | 45 |
|  | （5．5） | （5．6） | （4．9） | ： 5.7 ） | （5．3） |
| 匘害時•緊急時の情報提供•通信体制•避難誘導対策の充実 | 394 | 48 | 40 | 209 | 98 |
|  | （12．1）${ }^{\text {／}}$ | （15．9） | （11．6） | （11．9） | （11．5） |
| 福祉教育やボランテイア活動などの障害者理解や障害者との交流の促進 | 279 | 33 | 29 | － 151 | 66 |
|  | （8．6） | （11．0） | （8．4） | （8．6） | （7．8） |
| 就労•就学のためのコミユニケーションサービスの充実 | 72 | 3 | 9 | － 44 | 17 |
|  | （2．2） | （1．0） | （2．6） | （2．5） | （2．0） |
| その他 | 115 | 12 | 12 | － 59 | 32 |
|  | （3．5） | （4．0） | （3．5） | （ 3.4 | （3．8） |
| 回答な | 1，064 | 101 | 137 | 506 | 320 |
|  | （32．8） | （33．6） | （39．6） | （28．9） | （37．7） |
| （ ）内は構成比（\％） |  | ．－．．． | （3．8） |  |  |

## 平成15年度障害者雇用実態調査（抜粋）

©出典 http：／／www．mh1w．go．jp／houdou／2004／10／h1019－1．html
厚生労働省 職業安定局 高齢•障害者雇用対策部 障害者雇用対策課発表
平成16年10月

## 〔調査の概要〕

－事業所調査票の回収数は，5，007事業所（回収率 $71.5 \%$ ），個人票調査票の回収数は身体障害者 10,190 人（回収率 $63.2 \%$ ），知的障害者 986 人（回収率 $62.0 \%$ ），精神障害者 47 人（回収率 23．5\％）であった。
－事業所調査による雇用状況については，産業•規模別の回収結果をもとに復元を行った推計値である。

- この調査は， 5 年ごとに実施しているものであり，前回は平成 10 年に行っている。
- 今回の調査においては，精神障害者の雇用支援策の充実を図るため，精神障害者の雇用の実態を詳細に把握することとし，身体障害者及び知的障害者と同様な調査を行ったものである。


## 〔調査結果の概要〕

事業所調査
○障害者の雇用に当たっての課題•配慮事項
■雇用するに当たっての課題
－身体障害者の雇用上の課題について，身体障害者を雇用している事業所の $69.0 \%$ が「ある」
としている。
－課題として最も多いのが，「会社内に適当な仕事があるか」で $76.6 \%$ ，次いで「職場の安全面の配慮が適切にできるか」（ $45.4 \%$ ），「設備•施設•機器の改善をどうすればよいか」 （37．9\％），「採用時に適性，能力を十分把握できるか」（35．0\％）となっている。
■雇用している障害者への配慮事項
－身体障害者を雇用している事業所のらち，雇用上何らかの配慮をしている事業所は $68.7 \%$ で ある。配慮の内容として最も多いのが，「配置転換等人事管理面についての配慮」で $54.5 \%$ ，次いで「通院•服薬管理等医療上の配慮」（ $39.4 \%)$ ，「駐車場，住宅の確保等通勤への配
慮」（30．3\％）となっている。

## ©個人調査

～身体障害者が仕事を続けるために職場に求めることは，処遇やコミュニケーションに関すること～

- 転職経験のある身体障害者の比率は $34.1 \%$ ，平均転職回数は 2.1 回である。
- 転職の主な理由は，「個人的理由」（ $62.3 \%$ ），「事業主の都合」（ $17.6 \%$ ）である。個人的理由の主なものとしては，「賃金•労働条件」（ $20.5 \%$ ），「職場の人間関係」 （19．9\％），「仕事の内容 」（19．2 \％）など職場や職務の状況に関することが多い。
－仕事や職場に関して，悩みや不安を抱いたときの相談相手として最も多いのが，「家族•親族」で $44.9 \%$ ，次いで「職場の同僚•友人」（ $39.6 \%)$ ，「職場の上司や人事担当者」
（31．7\％）となっている。なお，相談相手がいないとしたのは， $15.2 \%$ である。
－身体障害者が仕事を続けるために職場に求めることとして最も多いのが，「能力に応じた評価，昇進」と「コミュニケーション手段•体制の整備」で $29.8 \%$ ，次いで「労働条件」 （24．6\％）となっている。

付録資料 3 。

## 身体障害者及び知的障害者の雇用状況について

～民間企業に雇用されている障害者の数は前年より 4．4 \％増加～ （民間企業の実雇用率は1．46\％）（抜粋）
（○出典 http：／／www．mhlw．go．jp／houdou／2004／12／h1228－3．htm1

厚生労働省 職業安定局 高齢•障害者雇用対策部 障害者雇用対策課 発表平成16年12月

今回とりまとめた身体障害者及び知的障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況は，障害者の雇用の促進等に関する法律により 1 人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけられている事業主等から，本年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況の報告を求め， これを集計したものである。
障害者雇用率制度については，平成 16 年 4 月 1 日から，民間企業においては，除外率が設定 されているすべての業種について一律 $10 \%$ ポイントの引き下げが行われ，国，地方公共団体にお いては，除外職員の範囲の縮小及び旧除外職員の総職員数に占める割合に基づく除外率への転換 が行われている（この制度改正のため，実雇用率については，本年と前年の数値をそのまま単純 に比較することが適当でない状況となっている。）。

一般の民間企業においては，雇用されている障害者の数は前年より $4.4 \%$ 増加（約 1 万人）し たものの，上記の制度改正（除外率の引き下げ）の影響を受け，実雇用率は $1.46 \%$ であった（前年は $1.48 \%$ 。仮に，本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると， $1.50 \%$ 程度となる ものと推計される。）。

また，国及び地方公共団体の実雇用率も，上記の制度改正（除外職員の範囲の縮小等）の影響 を受けている。

## 1 民間企業における雇用状況

（1）一般の民間企業
○雇用されている障害者の数，実雇用率
$1.8 \%$ の法定雇用率が適用される一般の民間企業（常用労働者数 56 人以上規模の企業）に おいて雇用されている障害者の数は 257 ， 939 人で，前年より $4.4 \%$ 増加（約 1 万人）した。

実雇用率は，除外率の引き下げの影響を受け，1． $46 \%$ であった（前年は $1.48 \%$ 。仮に，本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると， $1.50 \%$ 程度となるものと推計され る。）。
○企業規模別状況
企業規模別にみると，雇用されている障害者の数は，すべての企業規模で前年より増加し た。

実雇用率は，56～99 人規模企業では $1.46 \%, 100 \sim 299$ 人規模企業では $1.25 \%$ ， $300 \sim 499$人規模企業では $1.44 \%$ ， $500 \sim 999$ 人規模企業では $1.44 \%$ ， 1,000 人以上規模企業では $1.60 \%$ であった。法定雇用率未達成企業割合は，すべての企業規模で前年より上昇した。

## ○産業別状況

産業別では，雇用されている障害者の数は，農，林，漁業以外のすべての業種で増加した。
一般の民間企業における実雇用率と比較すると，医療•福祉（1．79\％），電気・ガス・熱供給•水道業（ $1.73 \%$ ），鉱業（ $1.67 \%$ ），製造業（ $1.66 \%$ ），農，林，漁業（ $1.64 \%$ ）及び運輸業 （ $1.59 \%$ ）ではそれぞれ上回ったが，金融•保険•不動産業（ $1.40 \%$ ），サービス業（ $1.35 \%$ ），飲食店•宿泊業（ $1.34 \%$ ），建設業（ $1.29 \%$ ），複合サービス事業（ $1.25 \%$ ），卸売•小売業（ $1.20 \%$ ），教育•学習支援業（ $1.20 \%$ ）及び情報通信業（ $1.09 \%$ ）ではそれぞれ下回った。

## （2）特殊法人等

2．1 \％の法定雇用率が適用される一定の特殊法人及び独立行政法人（常用労働者数 48 人以上規模の法人）における雇用されている障害者の数は 6,876 人で，前年より $25.2 \%$ 増加した（第 1表）。

実雇用率は，除外率の引き下げの影響を受け，1．71\％であった（第 1 表。前年は $2.09 \%$ 。仮 に，平成 15 年から存続している法人について，本年について改正前の制度に基づいて計算し たとすると，2． $17 \%$ 程度となるものと推計される。）。

2 国，地方公共団体における在職状況
$2.1 \%$ の法定雇用率が適用される国，地方公共団体の機関における雇用されている障害者の数 は，国の機関では前年より減少したが，都道府県の機関，市町村の機関及び都道府県等の教育委員会では，それぞれ前年より増加した。

実雇用率は，除外職員の範囲の縮小等の影響を受け，国の機関では $2.15 \%$ ，都道府県の機関で は $2.28 \%$ ，市町村の機関では $2.20 \%$ となり，全体としては $2.21 \%$ であった（国の機関について前年は $2.19 \%$ 。仮に，本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると， $2.34 \%$ 程度にな るものと推計される。）。

また， $2.0 \%$ の法定雇用率が適用される都道府県等の教育委員会では， $1.33 \%$ であった。
（注）雇用されている障害者の数においては，重度障害者（短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者）についてはダブルカウントを行っている。

付録資料 4 ．

# 「障害者のIT利活用支援の在り方に関する研究会」報告書の公表 

©出典 http：／／www．soumu．go．jp／s－news／2005／050926＿4．html

## 総務省 報道資料 <br> 平成17年9月

総務省では，障害者が IT を利活用するに当り，身近な地域で信頼できる十分な支援 が得られるよう，地域における障害者のIT 利活用支援の体制を確立することを目的と して，平成16年5月18日から「障害者のIT利活用の在り方に関する研究会」（座長：高橋 紘士（たかはし ひろし）立教大学コミュニティ福祉学部教授）を開催してきまし た。

このたび，本研究会において報告書が取りまとめられましたので公表します。

IT が国民の生活にとつて不可欠な新しい社会基盤となりつつある今日，障害者をは じめ誰もがIT を容易にかつ主体的に利活用でき，その価値や便益を享受できることが一層重要となっています。しかしながら，依然として多くの障害者にとって，IT や IT を通じて提供される各種サービスを十分に利活用できる環境にあるとはいえません。

こらした状況を踏まえ，本研究会では，障害者が IT を利活用するに当り，身近な地域で信頼できる十分な支援が得られるよう，（1）障害者の IT 利活用を支援する人材に求められる資質の向上と育成の方策及び（2）地域における障害者の IT 利活用支援の体制のモデルについて検討を行い，このたび報告書をとりまとめました。報告書のポイ ントは別紙のとおりです。
総務省では，本報告書の内容を踏まえ，障害者の IT 利活用支援の促進に向けた検討 を引き続き進めてまいります。

# 「障害者の I T利活用支援の在り方に関する研究会」報告書のポイント 

## 1 目的•経緯

IT はもはや経済活動の面でも必要不可欠なツールとなっており，特に，障害者にと っては，在宅での就労や社会参加を可能とし，様々な情報にアクセスできるようになる ことなど，より大きなメリットが期待される。ところが，現状では必ずしも障害者の IT 利活用が進んでいるとは言えない。
現在，障害者の IT 利活用への支援（以下，「IT 支援」という。）については，ボラ ンティアが中心となって活動が行われているが，公的サービスなどによる IT 支援はま だまだ不十分な感があり，様々な問題点が顕在化している。こうした状況を踏まえ，障害者が身近な地域で信頼できる支援が受けられるよう，（1）IT 支援を行う人材に求め られる資質の向上や育成方法及び（2）地域における IT 支援の体制モデルについて検討を行うため，平成 16 年 5 月から 7 回にわたつて「障害者のIT利活用支援の在り方に関する研究会」を開催するとともに，平成16年7月から17年2月まで実証実験（神奈川県及び練馬区）を実施した。

## 2 成果

1）求められる支援人材の資質と育成方法
支援人材を役割ごとに「支援企画責任者」，「支援統括者」及び「支援者」の 3 つに分け，それぞれに求められる資質を明らかにするとともに，「支援統括者」及び「支援企画責任者」について，その育成に必要なカリキュラムを提示（「支援者」については，既存の研修等で対応可能）。

支援企画責任者…様々な資源（人的資源や地域資源）を障害者にとって最適な IT 支援環境となるよう配置•調整する。
支援統括者 $\cdot \cdots$ 支援者を統括し，障害者にとって最適な IT 支援の実践に責任を持 つ。
支援者…障害者の IT 利活用を直接的に支援する（従来のボランティアを含む）。
2）IT 支援体制モデルの提示
効率的•効果的な IT 支援を行らための体制モデルとして，「全国レベル」，「県域 レベル」及び「市区町村レベル」の 3 レベルに分けたモデルを提示するとともに，その モデルを実現するための道筋について提示。また，こうした体制の実現により，福祉專門職等との連携の構築を促進。

「全国レベル…IT支援人材をサポートするIT支援基盤，「支援企画責任者」の育成県域レベル…「支援企画責任者」による支援計画作成•調整，市区町村レベルでは対応困難な事例のフォロー，「支援統括者」の育成
市区町村レベル …窓口機能，「支援統括者」による相談•地域内の調整•指導，
「支援者」による直接支援，「支援者」の育成

## 3 今後の取組

本報告書は，IT 支援基盤の実現に向けた取組として，国は，IT 支援基盤が持つべき情報の収集•提供機能の在り方を検討すべきであることなどを提言。
本提言を受けて，総務省は，17年度以降，
1）IT 支援を効果的•効率的に行うために必要な各種情報を収集する仕組みの確立と， それを提供するポータルサイト（入り口となるウェブサイト）の実証（17年度中 に実施）

2）IT 支援の効果を定量的に把握するための手法の確立に向けた検討
「支援企画責任者」等の高度なスキルを持つ人材の育成を進めるため，人材育成事
3）
業への助成を実施していく予定。

障害者のIT利活用支援の在り方に関する研究会 報告書のボイント


障害者のIT利活用支援の担い手は，リハビリや介護等とは異なりボランティアが中心となっており，樣々な課題が存在している。
リハビリ，介護，生活支援，就労支援等
（ボランティアは補完）

民間サーヒス
ボランティア
$\rightarrow$ 公的サービスと連携をとりながら後方支援の形で貢献している


## IT支援 <br> \section*{（ボランティアが中心）}

ボランティア主体であるがゆえの課題
ホランテイア 主体てあるかゆえの課起
適切な機器の選択や調整
障害状況に合った機器等の選択やサポート方法の検討の際に，専門的な知識等が必要。 サポート範囲と責任
OSや支援ソフトウェア同士の相性などのシステム上の問題は，高度な技術的専門性が必要。制度面
購入相談
支援機器等の購入には，障害に対する知識と対応方法，機器や製品に対する知識や正確な情報を総合的に判断する能力が必要。障害者のI T 利活用支援の在り方に関する研究会報告書 概要


実証実験による検証

あるべき像への道筋

| IT支援基盤の早急な立ち上げと実証 |
| :--- |
| （今年度中にポータルサイトを立ち上げ，実証） |
| ＠リソース情報の提供 |
| 全国のIT支援人材が必要とする最新情報等の収集•提供 |
| ＠情報収集の仕組みづくり |
| 効果的に上記の情報の収集•提供を実施するため，関連機関等と |
| の相互連撨体制の構築 |
| ＠横断的連携の検討 |
| ポータルサイトで提供される情報を有効に活用しIT支援ができるよ |
| う，関係機関等の横断的連携を検討 |



| IT支援専門機関の拡充 |
| :--- |
| まずは地域への周知•窓口機能から。その後，あるべき姿を目指す。 |
| 関係分野との連携 |
| 福祉等関連分野の既存の組織•人材等を活かした体制を構築。 |
| 行政の取組 |
| IT支援を行政が担うべき機能と位置づけ，IT支援専門機関と関係機 |
| 関の連携体制を整備。 |
| 人材育成の環境整備 |
| IT支援のマネジメ恃が可な人能なを育成するより実践的なプロ |
| グラム開発と人材育成事業への助成。 |

■ I T支援基盤に関する実証イメージ

| 機器・ソフト等 |
| :--- |
| 関連企業 |

付録資料 5
就労支援機器貸出リスト
－視覚障害 68品目

| 連番 | 新製品 | 障害種別 | 機器名 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 |  | E：視覚 | 95 Re a d e r |
| 2 |  | E ：視覚 | PC－Talker XP |
| 3 |  | E：視覚 | JAWS for Windows Profes sionalVersion 7． 1 日本語版 |
| 4 | 新製品 | E ：視覚 | Focus Talk Ver 2． 0 |
| 5 | 新製品 | E：視覚 | PC－Talker Vista |
| 6 |  | E ：視覚 | $\begin{aligned} & \text { ZoomTex t Magni f i e r (ズー } \\ & \text { ムテキスト マグニファイア) } \end{aligned}$ |
| 7 |  | E：視覚 | MAGic for Windows V er s i on 9． 5 日本語版 |
| 8 |  | E ：視覚 | MYREAD 5 |
| 9 |  | E：視覚 | よみとも |
| 10 |  | E：視覚 | らくらくリーダー |
| 11 |  | E：視覚 | ヨメール |
| 12 |  | E ：視覚 | MYWORD 5 Pro |
| 13 |  | E：視覚 | アドボイスIII |
| 14 |  | E ：視覚 | MYMAIL II |


| 価格 | 会社名 | 用途 | 用途 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 36，540円 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { システムソリューション } \\ \text { センターとちぎ } \end{array}$ | 画面読み上げソフト | スクリーンリーダー |
| 39，900円 | 高知システム開発 | 画面読み上げソフト | スクリーンリーダー |
| 149，100円 | エクストラ | 画面読み上げソフト | スクリーンリーダー |
| 39， 000 円 | スカイフィッシュ | 画面読み上げソフト | スクリーンリーダー |
| 39，900円 | 高知システム開発 | 画面読み上げソフト | スクリーンリーダー |
| 60，900円 | 日本電気 | 画面拡大ソフト |  |
| 44，100円 | エクストラ | 画面拡大ソフト |  |
| 92， 400 円 | 高知システム開発 | 活字音訳•拡大読書ソフト |  |
| 69，800円 | アイフレンズ | 活字音訳•拡大読書ソフト |  |
| 72，450円 | アイネット | 活字音訳•拡大読書ソフト |  |
| 99，750円 | アメディア | 活字音訳•拡大読書ソフト |  |
| 92，400円 | 高知システム開発 | 視覚障害者向けワープロソフト |  |
| 39，900円 | 高知システム開発 | 視覚障害者向け宛名書き住所録ソフト |  |
| 18，900円 | 高知システム開発 | 音声メールソフト |  |


| 15 |  | E：視覚 | ホームページ・リーダーW i n d o w s版 バージョン3．04 | 15，750円 | 日本I BM・アクセシビ リティセンター | 音声ブラウザソフト |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 16 |  | E ：視覚 | ボイスサーフィン | 16，800円 | アメディア | 音声ブラウザソフト |  |
| 17 |  | E：視覚 | ブレイルリーダー | 39，900円 | 高知システム開発 | 点字読み取り・読み上げソフト |  |
| 18 |  | E：視覚 | ブレイルメモBM46 | 449，000円 | ケージーエス | 点字ディスプレイ | 点字キーボード・読み取り機，他情報管理 |
| 19 |  | E：視覚 | ブレイルメモBM24 | 238，000円 | ケージーエス | 点字ディスプレイ | 点字キーボード・読み取り機，他情報管理 |
| 20 |  | E ：視覚 | ブレッキー（点字キーボード） | 49，875円 | $\begin{aligned} & \text { ナレッジクリエー } \\ & \text { ション } \end{aligned}$ | 点字ディスプレイ | 点字キーボード |
| 21 |  | E ：視覚 | ブレイルセンス 日本語版 | 630，000円 | エクストラ | 点字ディスプレイ | 音声•点字PDA |
| 22 | 新製品 | E ：視覚 | ブレイルメモポケット | 249，000円 | ケージーエス | 点字ディスプレイ | 点字キーボード・読み取り機，他情報管理 |
| 23 |  | E ：視覚 | ドットビューD V－ 1 | 680，000円 | ケージーエス | 点図ディスプレイ |  |
| 24 |  | E ：視覚 | ドットビューD V－ 2 | 1，460，000円 | ケージーエス | 点図ディスプレイ |  |
| 25 |  | E ：視覚 | VS－3000AF | 298，000円 | ナイツ | 卓上型カラー拡大読書器 |  |
| 26 |  | E ：視覚 | アシストビジョンネオ A V－ 100 | 198，000円 | $\begin{aligned} & \text { タイムズコーポ } \\ & \text { レーション } \end{aligned}$ | 卓上型カラー拡大読書器 |  |
| 27 |  | E：視覚 | スペクトラム | 198，000円 | $\begin{aligned} & \text { ティィーマン・トウ } \\ & \text { キョウ・オフィス } \end{aligned}$ | 卓上型カラー拡大読書器 |  |
| 28 |  | E ：視覚 | ポケットMA X | 198，000円 | おんでこ | 卓上型カラー拡大読書器 |  |
| 29 |  | E：視覚 | ポケットTYP E－L | 268，000円 | おんでこ | 卓上型カラー拡大読書器 |  |
| 30 |  | E ：視覚 | VS－5000 LCD | 380，000円 | ナイツ | 卓上型カラー拡大読書器 |  |
| 31 |  | E ：視覚 | VS－2000AF | 198，000円 | ナイツ | 卓上型カラー拡大読書器 |  |
| 32 |  | E ：視覚 | クリアビュースペクトラム | 198，000円 | $\begin{aligned} & \text { ティーマン・トウ } \\ & \text { キョウ・オフィス } \end{aligned}$ | 卓上型カラー拡大読書器 |  |


| 33 |  | E：視覚 | As s i st Master | 253，000円 | $\begin{array}{\|l} \text { インフォメーショ } \\ \text { ンヒーローズ } \end{array}$ | 卓上型カラー拡大読書器 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 34 | 新製品 | E ：視覚 | VS－2000AFタイプT | 268，000円 | ナイツ | 卓上型カラー拡大読書器 |  |
| 35 | 新製品 | E ：視覚 | アラジン・エーペックス | 348，000円 | 日本インシフィル | 卓上型カラー拡大読書器 |  |
| 36 |  | E ：視覚 | トラベラー | 168，300円 | $\begin{aligned} & \text { ティーマン・トウ } \\ & \text { キョウ・オフィス } \end{aligned}$ | 携帯型カラー拡大読書器 |  |
| 37 |  | E ：視覚 | オリンピア | 198，000円 | 日本インシフィル | 携帯型カラー拡大読書器 |  |
| 38 |  | E ：視覚 | $A V-300$ | 198，000円 | $\begin{aligned} & \text { タイムズコーポ } \\ & \text { レーション } \end{aligned}$ | 携帯型カラー拡大読書器 |  |
| 39 |  | E ：視覚 | クイックルック | 129，000円 | $\begin{aligned} & \text { タイムズコーポ } \\ & \text { レーション } \end{aligned}$ | 携帯型カラー拡大読書器 |  |
| 40 |  | E ：視覚 | クリアビュートラベラー | 198，300円 | $\begin{array}{\|l} \text { ティィーマン・トウ } \\ \text { キョウ・オフィス } \end{array}$ | 携帯型カラー拡大読書器 |  |
| 41 |  | E ：視覚 | クリアビューコンパクト | 89，600円 | $\begin{aligned} & \text { ティィーマン・トウ } \\ & \text { キョウ・オフィス } \end{aligned}$ | 携帯型カラー拡大読書器 |  |
| 42 |  | E ：視覚 | パワード・アイ | 198，000円 | パワードアイ | 携帯型カラー拡大読書器 |  |
| 43 | 新製品 | E ：視覚 | $\begin{array}{lll} \hline \text { MAXLUP E (マックスルーペ) } & \text { V } \\ -3 \text { タイプ } 4 \end{array}$ | 198，000円 | ナイツ | 携帯型カラー拡大読書器 |  |
| 44 | 新製品 | $E$ ：視覚 | AMIGO（アミーゴ） | 198，000円 | 日本テレソフト | 携帯型カラー拡大読書器 |  |
| 45 | 新製品 | E ：視覚 | センスビュー P 4 0－筆記用カメラ付） | 148，000円 | $\begin{aligned} & \text { タイムズコーポ } \\ & \text { レーション } \end{aligned}$ | 携帯型カラー拡大読書器 |  |
| 46 |  | E：視覚 | ブライト | 275，400円 | $\begin{aligned} & \hline \text { ティーマン・トウ } \\ & \text { キョウ・オフィス } \\ & \hline \end{aligned}$ | パソコン接続型カラー拡大読書器 |  |
| 47 |  | E ：視覚 | アラジン・ジニープロ | 248，000円 | 日本インシフィル | パソコン接続型カラー拡大読書器 |  |
| 48 |  | E：視覚 | デジタルルーペVRe a der | 50，400円 | おんでこ | パソコン接続型カラー拡大読書器 |  |
| 49 |  | E：視覚 | ノートパソコン用拡大読書器 | 198，000円 | おんでこ | パソコン接続型カラー拡大読書器 |  |
| 50 |  | E ：視覚 | スペクトラムVGA | 198，000円 | $\begin{aligned} & \text { ティーマン・トウ } \\ & \text { キョウ・オフィス } \end{aligned}$ | パソコン接続型カラー拡大読書器 |  |


| 51 |  | E ：視覚 | クリアビュースペクトラムVGA | 238，000円 | $\begin{array}{\|l} \text { ティィーマン・トウ } \\ \text { キョウ・オフィス } \end{array}$ | パソコン接続型カラー拡大読書器 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 52 |  | E ：視覚 | クリアビューブライト | 277，000円 | $\begin{array}{\|l} \hline \text { ティィマン・トウ } \\ \text { キョウ・オフィス } \end{array}$ | パソコン接続型カラー拡大読書器 |  |
| 53 | 新製品 | E ：視覚 | アトラス710 | 198，000円 | 日本インシフィル | パソコン接続型カラー拡大読書器 |  |
| 54 |  | E ：視覚 | クリアノート | 198，000円 | $\begin{array}{\|l} \hline \text { ティィママン・トウ } \\ \text { キョウ・オフィス } \end{array}$ | パソコン接続型カラー拡大読書器 |  |
| 55 |  | E ：視覚 | アイファイン | 198，000円 | ケイメイ | 眼鏡型拡大鏡 |  |
| 56 |  | E ：視覚 | らくらく予定帳 | 24，000円 | アイネット | 作業スケジュール管理支援ソフト |  |
| 57 |  | E ：視覚 | マイディック | 29，400円 | 高知システム開発 | インターネット辞書検索ソフト |  |
| 58 |  | E ：視覚 | マイニュース | 29，400円 | 高知システム開発 | インターネットニュース検索ソフト |  |
| 59 |  | E ：視覚 | 名刺の助つ人 | 29，400円 | アイネット | 名刺管理ソフト |  |
| 60 |  | E ：視覚 | EXTRA for Windows Version 4 | 79，800円 | エクストラ | 自動点訳•点訳支援ソフト |  |
| 61 |  | E ：視覚 | テルミー | 99，800円 | 日本福祉サービス | 活字文書読み上げ装置 |  |
| 62 |  | $E$ ：視覚 | よむべえ | 207，900円 | アメディア | 音声•拡大読書器 | 録音再生機 |
| 63 |  | E：視覚 | ハリQマスター ver ${ }^{\text {a }}$ ， 0 | 41，790円 | $\begin{aligned} & \text { インフォメーショ } \\ & \text { ンヒーローズ } \end{aligned}$ | カルテ管理•予約管理•出納管理ソフト |  |
| 64 |  | E ：視覚 | プレクストーク P T R 2 | 85，000円 | シナノケンシ | 録音再生機 |  |
| 65 |  | E ：視覚 | 受付名人 | 198，000円 | アイネット | 受付業務支援ソフト |  |
| 66 | 新製品 | E ：視覚 | らくらくボイス | 29，400円 | アイネット | 音声データ作成ソフト |  |
| 67 |  | E：視覚 F：聴覚 | メール着信通知装置ML－1m i n i 2 | 4，725円 | 東亜無線電機 | メール着信通信装置 |  |
| 68 |  | $\begin{aligned} & \mathrm{E} \text { : 視覚 } \\ & \mathrm{G}: \text { 上肢 } \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { D r a g o n } \\ & \text { e a a t t u r a l l l y } \mathrm{y} \\ & \hline \end{aligned}$ | 18，900円 | $\begin{aligned} & \text { \|ニュアンス コミュニ } \\ & \text { ケーションズ ジャパン } \end{aligned}$ | 音声認識ソフト |  |


| 就労支援機器貸出リスト |  |  |  | （参考 独 | 虫立行政法人 高齢•障害者雇用支援機構HP） |  | 07／9／10現在 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| －聴覚障害 15品目 |  |  |  |  |  |  |  |
| 連番 | 新製品 | 障害種別 | 機器名 | 価格 | 会社名 | 用途 | 用途 |
| 1 |  | F：聴覚 | 骨伝導受話器コンタ | 21，000円 | 自立コム | 電話関連機器 |  |
| 2 | 新製品 | F：聴覚 | セルコンタ 携帯電話用骨伝導ハンズフ リーキット | 12，075円 | 自立コム | 電話関連機器 |  |
| 3 |  | F：聴覚 | テレアンプ | 8，190円 | 自立コム | 電話関連機器 | 電話音量増幅器 |
| 4 |  | F：聴覚 | マイアンプ | 5，775円 | 自立コム | 電話関連機器 | 携帯型電話音量增幅器 |
| 5 |  | F：聴覚 | アラウド | 39，900円 | 自立コム | 電話関連機器 | 音量增幅機能付電話機 |
| 6 | 新製品 | F：聴覚 | Tーループ 携帯電話用ハンズフリー キット | 19，950円 | 自立コム | 電話関連機器 |  |
| 7 |  | F：聴覚 | シルウオッチ | 172，000円 | 東京信友 | 屋内信号装置 | 既時計型メッセージ受信機 |
| 8 |  | F ：聴覚 | メルサイン | 300，000円 | インテグラル電子 | 屋内信号装置 | メール受信型液品デイスブレー |
| 9 |  | F ：聴覚 | 合図くん 05 | 33，000円 | ワールドパイオニア | 屋内信号装置 | 送方向型呼出器 |
| 10 |  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \mathrm{F} \text { :聴覚 } \\ \mathrm{J}: \text { 知的 } \end{array}$ | ワイヤレスフラッシュチヤイム | オープン価格 | 朝日電器 | 屋内信号装置 | ワイヤレス通知器 |
| 11 |  | F：聴覚 | かきポンくん | 2，835円 | ワールドパイオニア | 筆談支援機器 | 磁気式メッセージボード |
| 12 | 新製品 | F：聴覚 | C o B o | 1，575円 | 阿波グローカルネット | 筆談支援機器 | 磁気式メッセージボード |
| 13 |  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { E:視覚 } \\ \text { F:聴覚 } \\ \hline \end{array}$ | メール着信通知装置ML－1min i 2 | 4，725円 | 東亜無線電機 | メール着信通信装置 |  |
| 14 |  | F ：聴覚 | ピパ | 3，200円 | ワールドパイオニア | 聴覚障害者向けタイマー |  |
| 15 |  | F：聴覚 | $\begin{array}{\|l} \hline \text { ループ誘導パッド 簡易型ループシステ } \\ \hline \end{array}$ | 42，000円 | 自立コム | 磁気ループシステム |  |

付録資料 6 。

## 障害者関連団体へのヒアリング

付録資料 $6-1$ ．

| 実施機関 | A視覚障害者団体 |
| :--- | :--- |
| 日時 | 平成 19 年 8 月 21 日（火） 11 時 |
| 対応人数 | 3 名 |

（通勤途中について）
－大きなターミナル駅やバス停などの場合，行き先案内アナウンスを一度しかしない。一度だけでは聞き逃してしまらケースがあり，エンドレスで流して欲しい。

- 点字ブロックの設置しすぎは，かえって理解しづらいものとなる。
- また，バスの場合，待っている時だけでなく，バス停にバスが停車した際，必ずその都度行き先案内アナウンスをしてほしい。
－停車したバスが，ノンステップバスなのか，ワンステップバスなのか，あるいは普通の バスなのか，乗車するバスの形態についての情報も必要である。
- バスカードを使用した場合，引かれた金額や残額が確認できない。
- 前乗りや後ろ乗りなど，会社によって異なり統一されていない。
- ドアの開く位置や乗車（整列）する位置が統一されていない。割り込みするような形と なってしまう。
－バス会社によって仕様が異なる。昇降方法やバス内での機器の操作方法は統一してほし い。
－交通機関における運行状況の把握については，主に文字で流されケースが多く，理解す るまで時間を要する。
－電車から下車する際に，出口付近でのアナウンスはあるが，逆に乗車の際に，入口付近 でも案内がほしい。
－公衆トイレでは，男女の区別をアナウンスするだけでなく，もう少し詳細な情報案内が ほしい。
－自動改札の入口と出口の位置の違いがわからない。また，向かって右側だけに切符の挿入口や，スイカをタッチする場所があり，不便さを感じる。
－通常，通勤で交通機関を利用する場合，利用する駅の状況や時刻表，設備の設置状況等 について，下調べをしているところであるが，突然の工事や普段とことなる状況や環境 の変化には対応しづらい。事故に繋がるケースも想定され，十分に注意をはらう必要が ある。
－携帯電話の利用はかかせないものとなっている。具体的には，必要な時刻表を事前に登

録したり，運行状況や経路案内をウェブサイトから検索したり，あるいは乗車したい特急列車の予約を行ったりしている。
（就労場面について）
－ホームページや企業が独自に構築しているイントラネット，スケジュール管理など，ス クリーンリーダーでは読み上げできないケースがあり，情報の共有化を図ることができ ない。
－一般企業においてよく使われている，ワープロソフトや表計算ソフトについて，細かな設定をすることによって，スクリーンリーダーが対応不能になる場合がある。
－スクリーンリーダーと使用するビジネスソフトの相性に問題があり，起動に時間を要し たり，手順が複雑だったりする。

- ワープロソフトなどで一般によく使用されるレイアウト表示の機能が使用できない。
- 一般企業では必要な情報の全てを点訳することはできず，睛眼者と同様に視覚障害者が ビジネスワークをこなしていくためには，パーソナルコンピュータを活用した読み上げ装置等の機器の活用が不可欠である。
－会議などで使用される資料について，できれば事前にデータでほしい。会議に参加する場合，進行が区々だったり，議論が進むにつれて取り残されたりしてしまう。その都度人の助けをかりることについても限界がある。
－会議などで人に助け（読み上げ）を求めることには限界がある。相手のことを考えると お願いしづらい。
－状況に応じて，点字版やS P コード，データでの情報提供が必要である。スクリーンリ ーダーについては，その存在すら知らない視覚障害者も多く存在している。
－雇用率を向上させるためには，コミュニケーションを支援するための機器，視覚障害者 を理解するための配慮マニュアルみたいなものが必要である。
－一般企業において，睛眼者に混じってデスクワークを行っていくためには，情報支援技術と情報保証が極めて重要である。その部分の課題が改善されれば，大半の問題は解決 するものと思われる。
－視覚障害者の場合，特に次の勤務先を探すことは容易なことではなく，簡単に辞めるこ とはできず，我慢してしまう。
- 社内回覧や重要な書類には，S P コードの普及と活用を願いたい。
- スクリーンリーダーは，誰もが簡単に利用できるように配慮してほしい。
- 視覚障害者であっても一般企業に就職したいという意向は多くある。障害者における法定雇用率が 1.8 を超えたとの統計があるものの，障害の種類が明らかになっておらず， その実態はわからない。障害の種類を加味した制度や環境の構築が大切である。
－総務省において「窓口における障害者配慮マニュアル」というものが作成されているが，企業における障害者配慮マニュアルみたいなものが必要ではないか。障害の種類によっ

て，企業側でもどのように対応したら良いかを悩んでいる。
－情報保証という面では，機器で可能な部分と，人の助けを必要とする部分がある。職場 での定着率を向上させるためには，どうしても人の手助けが必要であり，与えられた仕事をどう進めるかと云うことについては，職場の理解と機器が上手に活用できれば可能 であると思われる。
－職場内で移動支援については，狭い場合は対応しやすく，広い場合は慣れるまで時間が かかる。最初に職場からオリエンテーションを受け，後は順番に覚えていくしかない。但し，普段と異なる環境の変化には対応しづらい。例えば，お茶の置き場は，定位置を決めておくなど工夫が必要と思われる。
－視覚障害者の場合，晴眼者とことなり視覚によるデータの蓄積ができない。読み上げソ フトなどを使用して時間軸で内容を理解していくしか方法がない。
－様々な機器が開発されているが，仕様が異なり，操作方法が異なる。できるだけ統一化 されることを望む。
－緊急時における情報の欠如を心配している。

付録資料 $6-2$ ．

| 実施機関 | $B$ 視覚障害者団体 |
| :--- | :--- |
| 日時 | 平成 19 年 8 月 21 日（火） 13 時 30 分 |
| 対応人数 | 1 名 |

（職場において）
－パソコンが出てきて状況が改善された。パソコンが使えれば晴眼者とほとんど同じ仕事 も大丈夫である。

- パソコンの使用で晴眼者と情報を昔より共有しやすくなった。
- パソコンの性能がよくなったが，解決できないこともある。
- 画像がどうなっているかを理解するには，人の介在（他人の人力）が必要である。
- 画像については，画像発信者がどんな画像を付けたか文書で説明を添付したらいい。
- パソコンを使いこなすにはソフトが重要だが，ソフトはいいのが出ている。（昔はExcel が読めなかった）
- 資料の読み取りも本人で解決するしかない。資料は読めても時間はかかる。
- 資料は要点だけをかいつまんで読めない。全部読まないといけない。
- 晴眼者と時間的に対抗できない。パッと一目で理解することはできない。
- 結局は人力で解決するしかない。
- 営業に向いている人がいても，人力が必要（家から会社までのように決まったところへ いくことは訓練を受ければ問題ないが，不特定のところへは一人では行けない。）
－パソコンに音声機能のソフトをインストールして，機器を使いこなせれば，きちんと就労ができると思うし，実際に働いている人もいる。
－高等部の職業訓練ではダメ。小さいころから盲学校から学んでいた人は晴眼者と普通に付き合えない，コミュニケーションができない。一般常識は口で言われても身に着かな い。
－一般大学などの環境に放り込まれて，睛眼者にもまれないとだめ。そうしたら 4 年後の卒業するころには就職できるかも知れない。
－一般企業は障害者を理解していない。（高齢•障害者雇用支援機構で啓発資料をたくさ ん出している。）
- 機器を視覚障害者側で，今使っているものと同じものを用意しろという企業もある。
- 企業側は，会社も人も含めて過保護なのが問題で，かえって障害者は居にくくなる。「自然」•「普通」でよいことを会社も同僚も一般人もわかっていない。
- ものを書く時，メールを送る時に正しい漢字をどうやって選ぶか。校正の必要性がある。
- バリバリ仕事をしている視覚障害者もいる。
（日本語では時間はかかるが，英語なら一人でやっている人もいる。英語はアルファベ

ットであって，そのおかげで入力もしやすい。日本語はひらがな，カタカナ，漢字があ る。）
－企業向け福祉用具の貸出制度は役に立つ。こういったものは最低限必要であり，企業で用意してほしい。

## （外出に際して）

- 過去に何度かホームから転落したが，駅にホームドアや柵をつくれば心配なくなる。
- とても多くの歩行補助の研究中の福祉用具があるが，実用の段階に至っていない。
（いずれできるかどうかもわからないし，できても視覚障害者がつからか疑問）
－端末があれば確実に目的地にいけるが，視覚障害者がそれをもつて歩かないし使わない。
（首からぶらさげてボタンを押すだけのもの（信号が反応して音声メッセージも出る。信号受信装置）も使える信号と使えない信号とがある。）
（その他）
- 福祉機器を開発しても開発費を回収できない。
- 資料をスキャナーで読み取って視覚障害者が読めるようにデータ処理するのは時間の ムダ。視覚障害者が資料を読むのは時間がかかるため，人力のほうが効率的である。日本語の形態（ひらがな・カタカナ・漢字）が影響している。（アルファベットなら 26 文字）
－録音雑誌（400 種類くらい出ている。（ただし，記事を選択して読んでいるので，全部の記事を録音している雑誌は少ない。）ネットから入手できる。）を $2 \sim 3$ 倍速で聞く（時間短縮になるし，つまらないところは飛ばして聞ける。）
－今度，障害者権利条約が採択 $\rightarrow$ 統合教育により晴眼者と一緒に教育•育っていくと就労 の状況も前述したようになるのでは。
- 絵，図はどうにもならない。機器ができても視覚障害者が理解できるか。
- 発信者が言葉で図の説明を付ける。今は善意に頼っている。
- テキスト添付を義務化にすればいいと思う。
- これがあるといいと思うことと，自分が実際使うものとはイコールではない。
- 最終的には人である。

付録資料 $6-3$ 。

| 実施機関 | C 視覚障害者団体 |
| :--- | :--- |
| 日時 | 平成 19 年 8 月 22 日 （水） 13 時 30 分 |
| 対応人数 | 2 名 |

（移動場面において）

- 働くためには，職場まで一人で歩き通勤できることが必要である。
- 目的地までのシミュレーションを行い，利用する駅の設置状況，交通機関の停車位置や運行状況，歩行位置など，具体的なことを事前に調べている。それでも遅れることがあ り，かなりの余裕が必要である。
－ホーム側に設置する可動冊は，危険を回避するものとして大変有効である。駅の構造上 に問題があったり，様々な種類の電車が乗り入れたりするホームでは，可動柵の設置は難しい。
－乗車は，点字ブロックから杖先でホームの先を確認して，ホームに対して直角に乗車す るようにしている。この場合，駅がカーブしていたり，ホームと車両に高低差があった りすると大変危険である。乗車する際，必ず車両の中を杖先で一度確認してから乗車す るようにしている。
－点字表示は「ここはどこか」という位置情報と，「この先は何か」という案内情報が必要である。しかしなから，駅によって統一されていない。また，重要なことが最後に書 かれていることが少なからずあり，必要としている情報にたどり着くまでに時間がかか る。逆さまや誤表示されている場合も少なくなく，修正を希望してもその対応に時間が かかる。
－バリアフリー法により，音や点字による案内表示が普及しているものの，一般の市街地 では，まだまだ不便さを感じる。G P Sを利用した人ナビゲーションの開発に期待した い。 なお，ナビゲーションには，ハザードマップや観光案内などの情報も加味するな ど多層性のあるものを望む。
－I Cタグの進歩により，地面の点字ブロックに I C タグを埋め込む検討がなされている が，個人差はあるものの杖の重さは，概ね 190 公 $~ 200$ 公公が最適だとすると，杖先にあ まり重いものは取り付けられない。また，杖先は，あくまで消耗品であることから頻繁 に交換する。手元に機器を置きアンテナのみを通すなど何らかの工夫がなされることに期待したい。
－視覚障害者が得る情報には，近づくことによって自然に入ってくる情報と，その後，自分から探って得る情報がある。全盲や弱視，網膜色素変性症など，障害の種類や程度に よって，必要とされる情報提供の在り方も変わってくる。
－人によっては，信号機の色で判別するのではなく，点灯している位置で区別している人

もいる。
－また，最近LEDの普及により，一箇所で色を変えるタイプの電話機や電化製品などが あるが，位置で区別している人にとっては，大変苦慮している。
－機器開発にあたっては，一部分だけの改善を目指すのではなく，日常生活全般を視野に入れて行ってほしい。視覚障害者の場合，触覚により情報を得ることが多く，その安全性は勿論のこと，サイズや材質，種類等に注意をはらいつつ，最も伝えなければならい ない重要な情報を精選のうえ，強調するものと，そうでないものを整理することが必要 である。
－通勤の場合は，毎日通ら経路であることから順番になれていくが，やはり初めて行く場所や，日頃あまり行かないところでは不安を感じる。GP S などを利用した位置情報や，地域ごとのデータが引き出せるようなデータベースの開発をお願いしたい。
－駅の補修工事など予期せぬ環境の変化に対応しづらい。

## （就労場面について）

－視覚障害者が就労するためには，歩行訓練やコミュニケーション訓練，P C のスキルア ップ等が必要である。
－職場では，ものの配置やレイアウトを変更することがよくあることであり，安全面から職場側の配慮も必要であるが，障害者自身も環境が一定でないことを認識する必要があ る。普段からのコミュニケーションが重要である。
－慣れた機器やソフトから，全く新しい機器やソフトに変更した場合，その対応に時間を要する。

- イントラネットの場合は，スクリーンリーダーで対応できない場合がある。
- 視覚障害者にとって，スクリーンリーダーは極めて重要な機器であるものの，ソフトと の相性，対応可能な範囲が不明確である。また，問題が発生した場合，相談する機関が ない。第三者的な機関において，製品の評価や実証実験を行ったり，既存の技術を集約 させたり，あるいは製品の情報提供等をすることができないか。開発する企業側もニー ズの収集に苦慮しているのではないか。
－職場では，視覚に障害を有していることから，挨拶などがスムーズにできず，コミュニ ケーションが崩れてしまらケースがある。
－視覚障害者と聴覚障害者がお互いにコミュニケーションできるような，機器の開発を望 む。例えば，文字と音声の機能の両方を持ち合わせたもの。
－ワードやエクセルの技術を身につけるものの，直接そのこと自体で就職と結びつくわけ ではない。一般企業では様々なことが要求されている。
－しかしながら，中には大企業の人事業務に配属され，インターネットを利用した人材募集に対して，求人者との間でメールのやり取りをしたり，面接の日程調整をしたりして いる視覚障害者もいる。本人の能力と，新たな職種の開拓，さらには職場の理解により，

実現したケースである。
－それぞれの企業が望んでいる，具体的な業務訓練まで対応できている訳ではない。企業側が望んでいる業務と障害者の能力がらまく結合すれば就職率は向上する。しかしなが ら現実的には，なかなか理解が得られない。
－一言に云って，職場における人と人とのコミュニケーションは，IT機器の活用で解決 できることではない。
－会議に参加する場合，事前にその資料のデータがあれば理解するための準備ができるが，現実的には難しく，どうしても人の助けが必要となる。
－視覚障害者が就職先を探すと言うことは容易なことではない。従って，一度就職できれ ば，余程の不満があっても再就職のことを考えた場合，すぐには辞められない状況にあ る。

- 自分に与えられた明確な業務があれば，長続きもするものと思われる。
- 障害者の法定雇用率が増加しているとの報告がされているが，障害の種類毎の統計まで されていない。個々の障害特性を踏まえた，就労のあり方や支援機器のあり方を検討す る必要がある。また，事業主の方々にも個々の障害特性について，きちんとした理解を もってほしい。

付録資料 $6-4$ 。

| 実施機関 | D視覚障害者団体 |
| :--- | :--- |
| 日時 | 平成 19 年 9 月 13 日（木） 10 時 |
| 対応人数 | 2 名 |

## （当団体で行っているテープ起こしについて）

－漢字入力には，シフトキーを使って 2.5 タッチで漢字が出せる入力方式を使用してい る。しかしこの技術を身につけることは容易なことではない。
－データの収録用として使用している，ごく普通のカセットテープは販売されなくなっ てきている。現在，特別に取り寄せている。

- データのデジタル化については，一定の能力以上の人にとっては使える。
- カセットテープの場合，巻き戻した時に実感（動作音）があるが，デジタル化するこ とによってどこまで巻き戻したかがわからなくなる。
- テープレコーダーだと再生の速度を速めたり遅らせたりと触覚的に調整できる。
- 再生や停止等の機器操作は，足により指示している。フットスイッチの販売は既に終了しており，あと 5 年で修理対応期間が終了してしまら状況にある。
－校正は晴眼者のボランティアにやってもらっている。今後，校正の作業をスクリーン リーダーでできるようにし，独りでテープ起こしができるようにしたい。そうなれば，編集の作業もできるようになるかもしれない。
－就労するためには，基本的にワードやエクセルの操作，メールでのやり取りができる必要がある。
－デジタルにより編集とした場合，パソコンの画面上での操作が想定されるが，視覚障害者はキー操作が容易に行えないため難しい。
- 音声データを波形で表しても，視覚障害者は見えない。
- デジタル化した場合，機械に如何にして音声アクセシビリティを付けていくかという ことが重要である。
－音声認識ソフトがかなり普及してきており，講演などには対応できているようである。 そのためテープ起こしの注文も減っている。
- テープ起こしのデジタル化対応は喫緊の課題である。
- 以前，ある企業から音声認識ソフトを視覚障害者でも使えるように研究してほしいと の依頼があったが，校正する作業が視覚障害者には難しい。


## （当団体への通所）

－当団体近くの私有地に，ようやく点字ブロックがついた。これは，地域住民との当団体設立当時のしこりが緩和されてきたためである。

- 地形が少し変わっただけでも，歩行が困難になることがある。
- 訓練生は，最寄駅からは点字ブロックを使って通う。また，弱視の方は，点字ブロッ クの色やコントラストを判別のために利用している。
－通い慣れた道であれば，盲人用信号機（盲導鈴）を使わないで，周りの人の動きを感 じて行動する人もいる。
- 一般的な企業では，一人で通勤できることを条件としている。
- 当団体では，安全なルートの確保に努めるとともに，単独歩行できるよう歩行訓練士 による訓練も行っている。


## （就労に関して）

－企業側には，物の置き方や歩行の際に物がぶつからないような，レイアウトの配置を お願いしている。
－新しいO S ソフトで，何かトラブルが起きた時には，各ハードウェアメーカーと連携 をとりながら，協力をいただいている。
－就労にあたり，卒業生がウィンドウズ，ワード，エクセルを使わざるを得ず，利用者 に使いやすくすること，アクセシビリティが必要である。

- ソフトやハードに依存せず，常に安心して使えることが重要である。
- X P では，自力での再セットアップができたが，VI S T A はできない。
- 米国でのVI S T A には，読み上げソフトが組み込まれていて，自力でセットアップ ができる。
－法定雇用率の関係で，以前に比べ障害者はかなり就職できており，視覚障害者にも目 を向ける企業が増えてきている。
- 人の助けを借りないとセットアップができない。
- PCメーカーに視覚障害者のアクセシビリティについて，対応する窓口があったらい い。すぐに解決するトラブルも少なからずある。
－パソコンボランティアに任せればいいのではと云うような雰囲気がある限り，I T サ ポートセンターは理想で終わってしまう。
－一般のサラリーマンの就労が厳しくなったことは，障害者も理解してきている。盲人 だからといって甘える考えはない。
- 見えないからできないという部分は，解決していかなければならない。
- 物を配置する際の配慮等については，以前に比べ企業側が障害者のことを理解してい る。
－就労にあたっての問題点としては，当団体の卒業生から，人間関係の相談（コミュニ ケーション）が一番多い。
－「これ」，「あれ」，という代名詞での言葉には反応できないし，わからない。
- 新しい機器・ソフトが入ってきた時の対応も常に不安に感じている。
- 視覚に障害をあることから，挨拶などによるコミュニケーションが円滑に図られない。
- エクセルやワードなど，自分だけが古いバージョンを使用し続けるわけにはいかない。
- ウィンドウズに限ることではないが，限られたエキスパートが作成•検証したソフト は，一般的な能力の視覚障害者では使えない場合が多い。
－エクセルやワードなど，ソフトのバージョンを上げることによって，その対応に時間 を要する。
－就労については，人間関係の構築が重要である。

付録資料 $6-5$ ．

| 実施機関 | E聴覚障害者団体 |
| :--- | :--- |
| 日時 | 平成 19 年 8 月 31 日（火） 10 時 |
| 対応人数 | 1 名 |

## （実態）

－障害児は，普通学校に行っている児童も多いが，普通学校に通っている児童にとって手話を覚える場所が少ない。
－聴覚障害者によるコミュニケーションとしては，
○「手話」によるコミュニケーション手段を主に利用している人 ＊「日本手話」を使用している人 ＊「日本語対応手話」を使用している人
－「筆談など」によるコミュニケーション手段を主に利用している人 に分けられるが，中には，盲とろうの両方に障害がある人もいる。

- 難聴者は，健聴者にも完全に耳が聞こえない人にもなれない。
- 「ろう」は聞こえない人，「あ」はしゃべれない人。（厳密に区別する個人もいる）
- 重度の人のほうが手帳所有者多い。（小さいころから聴覚障害で手話を使っているため）
- 聴覚障害者の約 $70 \%$ が年齢分布で 65 歳以上の人。（他の障害でも高齢者の割合が高い）
- 1981年，国連の国際障害者年が大きな契機で手話も認知されるようになったし，その後 のドラマとかで使われるようになり以前と比べ手話を使いやすい環境になった。
- 手話の利用者は確実に増えている。（＝口話も手話も使える人が増えてきた）
- 中途失聴の方の手話講習会も開かれるようになった。（高齢の方も参加している）
- 筆談で喜怒哀楽を表現するのは難しいし，筆談は時間がかかる。
- 口話（口話の中には読話（読唇），発語がある）は難しい。
- 口話が難しい理由－音の数（「あ・い・う・え・お・」）が 106 あるのに，口の形は $16, ~$ 7 しかない。
- 口話学習のビデオがある。
- 日本語の能力が定着するのは 10 歳程度である。
- 口話，手話，筆談を使って学習している人が増えている。
- 手話一日本手話…主にろう者が使用

日本語対応手話…主に中途失聴者が使用
（※日本手話，日本語対応手話という呼び方が統一されているわけではない）

- 手話は口話とは別物，英と米でも違う。（厳密に言らと過去は都道府県でも違っていた。）
- ピジン英語的（例．英語の現地化）なものが日本語対応手話。
- 二つの手話はまったく別物ではない。
- テレビの手話は日本手話がベースで，日本語対応も交えている。
- 手話通訳は，日本手話も日本語対応手話も両方できて，そして，それを交えた手話がで きなければならない。
－テレビのニュースは字幕もあるので手話はろう者用（日本手話），字幕は中途失聴者用 で対応。
－将来的にも手話は両者が平行で残つていくだろう。（ろう学校でも統一されていないし，文科省でもどちらを使うという方針を出していない）
－話した内容を手話では反対の意味に通訳してしまうことがある。（例，「男しかいない」 の「しか」と「だけ」の表現方法）うまく通訳できるかは通訳者の力量である。
－聴覚障害者がリーダーシップをとるのは難しいので，みんなの後にくつついて行くとい うことが多い。
－難聴の方（周りに普通に聞こえていると思われている人）で心の問題を抱えている方が増えており，ろうと健常者の間で悩んでいる。（はつきりと聞こえていないけど，なん となくわかる感じ。聞こえないと言えない。）


## （職場において）

- それぞれの障害（手話，補聴器等）にあわせた支援が必要。
- 企業に対する啓発が足りない。
- 雇用促進法が改正され障害者の雇用が義務化されたことにより，銀行などでは，特に聴覚障害者を多数雇った。（人員換算の関係から重度障害者を雇う会社が多かった。）
－しかし，上司や同僚の呼び掛けに反応がないし，社内研修を受けるにも手話通訳が必要 となる。また，本人は他の社員とコミュニケーションとれず，孤立する事態となった。
－その後，積極的に障害者雇用に取り組む企業では，手話通訳者を雇ったり，聴覚障害者 を複数雇ったりして，コミュニケーションを取れるようにした。
- そうでない会社では，「聴覚障害者は懲りた。もう採用しない」というところもでた。
- 一時，聴覚障害者の採用が落ち込んだが最近はそうでもない。会社内に手話サークルを作るところもある。
－昭和のころは電話には通話の機能しかなかった。だから聴覚障害者は電話を持っていな かった。（急病のときに会社に連絡できない。翌日出社した際に状況を話して怒られる， ということもあった。）
－就労中の体調悪化のときもコミュニケーションがうまくいかないこともある。
（「ゆっくり休みなさいよ」という言葉を長期間休んでいいと解釈してしまうこともあ る。）
－乗車中の運行状況がわからない。途中で止まった際の状況説明がない，わからない。（そ のときに隣の人に教えてもらおうとしても不審がられることもある。）
－NTTの電話お願い手帳（基本的な文章が印刷されているもの）もある。
- 携帯も地下鉄の駅の間だとつながらない。
- 普段からコミュニケーションが取れていれば上記のことは防げる事態である。
- 朝起きるのも大変。
（昔は寝る前に水を 2 杯飲んで寝たり，冬場に扇風機をかけたり，マッサージ器のバ イブをタイマーでセットしたりしていた。）
- 災害時も大変。（隣が家事でも消防車のサイレンが聞こえない。死んだ人もいる。）
- 会議のときにバイブになる送受信機。病院での待合室で使える送受信機。送受信器にメ ッセージを見ることができるもの。めざまし時計で強力なバイブ搭載のもの。テレビ電話は健常者でも使える。バイブ機能に連携した火災報知器は，聴覚障害者のためのもの であるが，健常者が使っても役に立つ。
－チャットを使って会議をしているところもある。今までだと隣の人にメモとってもらい教えてもらっていた。
- 磁気ループを使用して聞こえを補完する人もいる。
- しゃべったことがリアルタイムに文字になるものがあったらいい。手話通訳は通訳者の座席を確保する必要がある。（聴覚障害者の隣の席など）
－話していることを別のところで文字情報に直して手元の液晶画面に送ってもらら。
（学校等で手話通訳がいると聴覚障害児にとっては引け目を感じてしまらので，そう いうところで活用する。）
（その他）
－聞こえない人は聴力がほしいとは一概に言えない。中途失聴の人だと元の聴力の $20 \%$ で もいいから戻ってほしいと思らが，先天的失聴の人は聞こえないことが（生まれつき） なので，聞こえないことを $100 \%$ 普通だと思ってしまうこともある。
－災害の時すぐに文字放送という対応ができていない。身近な人の間でコミュニケーショ ンが取れればいいのだが。
- 文字という情報は読むスピードや感情の表現等限界がある。（例，字幕とか。）
- 記号を使うときには，みんながその意味を共通認識していなければならない。
（「！」は強調，字の大きさ・色を変えた際の決まり等）
- 当団体では記号•絵文字の導入には消極的。（個人差が大きく，主観的なものが入る為）
- データ量が大きいのも要因である。当団体ではテキストデータで作成をしている。
- 音声認識技術は進歩しているがまだまだ。
（会議とかで誰が言ったか特定できない）
- 話者の特定は重要。（手話通訳でも指差したりその人を見たりして特定をする。）
- 手話によるコミュニケーションを支援するソフトがかなりよくなっている。（昔は手や腕の向きが伝わればいいという程度。今は顔の表情もでている。会議では難しいがイン フォメーション程度ならいいかも知れない。）
－今は聴覚障害者だからという目で見られることが多いが，これから環境が整備されたら聞こえない人も能力で採用される世の中になるだろう。
－環境をこれだけ整備すれば，これだけできるのだということを聴覚障害者自身がもつと アピールする必要がある。
－小さな町工場（マンツーマンでやっているところ）は比較的コミュニケーションがとり やすいが，大きい会社など集団の中の一人だとコミュニケーションが取れなくなること もある。

付録資料 $6-6$ 。

| 実施機関 | F 聴覚障害者団体 |
| :--- | :--- |
| 日時 | 平成 19 年 9 月 6 日（木） 10 時 |
| 対応人数 | 2 名（他に手話通訳者 2 名） |

## （ろうあ者に対する情報支援）

－当団体では，情報通信技術系のメーカーに勤務している聴覚障害者と，当団体の理事か らなる委員会を設けており，聴覚障害者に係わる情報技術や通信技術についての調査研究を行っている。
－以前，国土交通省と交通エコロジーモビリティー財団において，「障害者における移動 についての不便さ調査」が実施され，当団体では，以下の二つの問題提起を行った。
○音による情報を如何にして，目で見てわかる情報に作り変えることができるか。
○バスや電車を利用する場合，聞こえない人に対するコミュニケーションサービスをど らするか。
－例えば，運転手がお客さんに何かを伝える場合，マイクを使用して話す。しかし，聞こ えない人は聞こえないので，情報をどうやって伝えるか課題である。
－残念ながらいまのところ，バスや電車など交通機関において，そうしたニーズに対応で きる機種はない。
－JR 等では，最近文字による表示も行われるようになってきているが，全ての聴覚障害者 に，正確に情報が伝達されている訳ではない。

## （手話による情報伝達）

－大学教授のA氏は，聴覚障害者の字幕に関する研究を行っている。最近NHKで放送さ れた内容について紹介する。（放送の内容をそのまま記述する。）
－テレビで放映された内容
＞耳が不自由な人たちが使う「手話」は，話したり・書いたりする日本語とは，異な る言葉だと考えて下さい。
＞例えば，赤ちゃんが言葉を耳で聞いて，単語や文法を覚えていきます。しかし，産 まれた時から，耳が不自由な場合は，この耳で聞いて言葉を覚えると云うことが非常に難しい訳です。
＞手話をいわば母国語として育った人にとって，日本語の文書は分かりにくいし，苦手だと思ら人は少なくありません。
〉 そこで，聴覚障害者のための緊急情報は，文字情報だけでは十分とは言えず，多く の障害者が日常の生活で用いている手話で伝えることも必要となります。
＞しかし，災害情報の伝え方は，これまで殆ど研究が進んでいませんでした。
＞聴覚障害者に，素早く，正確に，手話で災害情報を伝える取り組みについて，取材 しました。
＞突然発生する大地震，避難の必要性や被害を受けた場所の情報などが正しく伝わる かが重要となります。特に問題となるのは，災害弱者となる障害者への情報の伝達 です。
＞聴覚障害者向けの字幕放送では，様々な情報が次々現れては消えていきます。
＞しかし，日常生活の殆どを手話に頼っている聴覚障害者の中には，文字を目で追う だけで精一杯と云う人も少なくありません。内容を正確に理解するには，手話が必要になります。
＞A氏は，手話に頼っている聴覚障害者のために，災害時などの重要な情報を伝える時には，手話も使うべきであると考えています。
（A氏）
4 緊急通報や災害時の通報は，命に係わるような情報が，その中に現れる訳です。
＊手話と云う言葉を，もつと我々が普段使っている「日本語でコミュニケーションが できる・情報の伝達ができる・入手ができる・やりとりができる。」と云ら環境と同じように，そこにバリアを生じさせないようにしたいと考えています。
－A氏は，これまで殆ど研究が進んでいなかった手話を使った災害情報の表現を，聴覚障害者の人たちと一緒に考えています。
＞検討を重ねる中で，いくつかの課題に直面しました。
〉その一つが「用語の選び方」です。手話には，専門用語や難しい言葉をそのまま表現できる単語が少ないため，最も近い意味の言葉に置き換えなくてはいけません。
＞どんな言葉に置き換えたかによって，ニュアンスが違い，その後の行動に大きな違 いが出てしまいます。
＞A氏は，地震で津波予報が出されたニュース原稿を手話で表現しました。当初は，「津波予報•津波の心配がある」と訳していました。しかし，聴覚障害者からこの訳し方では，ニュアンスが弱いとの指摘がありました。避難の準備などを促すこと ができるよう「心配」よりも強い「注意」という表現が適切であることがわかりま した。
＞もう一つの課題は，「重要な情報の選び方」です。…。これは，地震があったとき の原稿をそのまま正確に手話に置き換えたものです。このやり方では，時間がかか りすぎたり，どこが重要な情報なのか，わかりにくいとの指摘が寄せられました。
＞大手通信機器メーカーにおいて，車内放送を手話で伝えるシステムを開発していま す。事故が発生するとアニメーションが手話で運行状況や原因などを表現します。 このシステムを使えば，手話通訳の人を確保できない緊急時でも必要な情報を手話 で伝えられます。
＞A氏が注目したのは，「情報の表現方法」です。車内放送で流れる日本語をそのま まの順序で全て手話で伝える方法とは異なります。最低限必要なキーワードを抜き出し，羅列した言葉だけを繰り返し手話で表現します。
＞例えば，電車が止まった原因は信号機のトラブルです。と云うアナウンスの日本語 は，理由・なぜ・光る・壊れるの四つの単語で表現されます。
＞停車した電車の中にいる聴覚障害者にとつては，光るという単語だけでも，状況か ら信号と理解できるため，より短い単語で表現することに成功しています。
＞A氏は，災害時の緊急情報を伝えるときにも，このシステムを応用できればと考え てます。
（A氏）
＊今回は電車の運行状況の表示で使っているが，地震の情報であるとか，大雨の時の情報提供とか，ある程度，情報の型が決まっていれば，伝えることができる。
＊実際の手話とは違うものになるかもしれないが，必要な情報が手に入るという視点 では評価できる。
＞A氏は，様々な災害の状況を手話で正しく伝えるための表現を研究し，より多くの人たちで共有していきたいと考えています。
＞より早く，わかりやすい災害情報を全ての人に伝えていく研究に期待が寄せられて います。
－A氏は，手話による表現の研究を進める一方で，多くの聴覚障害者が災害情報を知 るために，手話を必要としているのだと云うことを，多くの人に理解してほしいと話されていました。
（手話によるコミュニケーション，情報提供）
－いまのテレビでは，あくまでまったく聞こえない人で，手話を使っている人に対する情報発信の方法を考えているものである。
－聴覚障害者には，様々にタイプの方がいる。音声言語を見る言葉に変えるのは，単なる
「置き変え」だが，簡単なことではない。
－例えば，日本語を身につけて，その後，聞こえなくなった場合には，耳で聞こえる日本語をそのまま見る日本語として活用したいと考える方もいる。そう云う人に対しては， ハード面で技術的な課題を乗り越えれば，聞こえる音声言語を文字に置き変えて発信す るという機器の開発をすればよい。
－しかし，テレビでもあった様に，音声言語を文字に変えるだけではなく，音声言語を如何にして，手話化するかをテーマにした研究を，A氏はなさっている。そういう意味で理解いただきたい。
－音声言語を手話化することは，容易なことではない。
－一般的には，日本語に対応する手話でコミュニケーションをとる人は，まあまあ日本語音声言語がわかる人だから，日本語の文字化されたものを見れば，それでいいという意見を持っている。
－例えば，テレビのニュースにおいて，文字で表すことを求めるのか，そうではなく，手話で表すことを求めるのか，二つの違いがある。
－手話で表すことを求める方は，日本語ではない，日本語が得意ではない，やはり日本の手話がいいと云う考えの人は，手話通訳を入れた方がいいと云う，そういう声が多い訳 である。
－けれども，やはり日本語対応の手話をやる方でコミュニケーションのできる人は，殆ど の場合，文字の方がいいと云う声も多い訳である。
－ですから，テレビ放送会社としては，テレビの字幕と手話と比率を考えると，手話の場合は，人間を常時配置しなければならず，また，難しいことから，ハード面で解決した いと云う考え方を持っている方が多い。
－この問題は，テレビだけではなく，生活や働く場面においても同様のことで，どうやっ て手話と云うものを見る言葉として理解して，情報発信するかと云うところが大切であ る。

- そう言う意味から言えば，文字に置き変えると云うことより難しい話だと思う。
- ですから，A氏の場合は，常時人の配置を必要としない，アニメという方法を用いて，旦本手話で情報発信すると云ら考え方を提案しているのだと思う。
－テレビニュースなどの音声言語を，そのまま全て字幕にした場合，見る立場としても無理がある。字数に制限があるように，手話にも，効率的に情報を発信すると云うことと， また，わかりやすく意味をすぐに掴めるかどうかと言うことがポイントとなる。
－A氏は，単に日本手話をそのままやればいいと云うのはなく，何を伝えたいのかという ポイントをだす研究もされている。これは大変大切なことである。
－最近テレビ番組などで多く使用されるテロップについて，正確に伝わっているか，個々 に調べてみる必要がある。
- A氏は，効果的な手話を出す技術についても研究されている。
- 聴覚障害者にも様々な人がおり，全ての情報を知りたいという人がいれば，要約された情報だけでよいという人もいる。また，このことは状況に応じても異なってくる。
－状況に応じた「言葉の選び方」は重要である。例えば，「津波が危ない！」と「津波に注意！」とでは，ニュアンスの違いから人それぞれ受け取り方が異なる。
－どういう単語を選ぶことが，耳の聞こえない見る人にとって，正確に伝わるのか検討を重ねることが重要である。
－人間のコミュニケーションの全てを機器に置き変えることはできない。しかし，日常生活や就労の場面，通勤や緊急時など，ある程度，使い方や使う場所を限定して，その場面において，役に立つ機器開発を進めていくことは必要である。
－その過程の中では，従来のように個々に開発を進めていくのではなく，組み合わせて使 うシステム的な発想での技術開発が望まれている。勿論，ソフトウェアや制度との問題 も含めて検討されることが望まれている。
－情報の伝え方には，事実をそのまま伝えることと，何らかの働きかけを行うために伝え ることの二通りがある。
－当団体では，公共機関に対して，できるだけ目で見える情報を，そういう機器，ハード の開発•普及を求めている。
- また，災害などの緊急放送時には，手話による放送の普及を求めている。
- 難聴の場合は，字幕の普及を求めている。
- 放送法で義務づけているのは，字幕方法と解説放送だけである。手話は含められていな い。当団体では，総務省に対して手話も法律の中に入れるよう要望している。法律化さ れれば，手話による情報伝達の技術開発も今まで以上に進められると思う。


## （就労支援に関して）

- 一般企業において，手話通訳者を採用するという制度が創設してほしい。
- 現在多くの企業では，専門職を配置するという考え方は減っている。社員に対してエキ スパートを求めるより，スペシャリストを求める傾向にある。
－聴覚に障害があることによって，一般企業では能力が低いと見られることがある。コミ ュニケーションが出来ないだけで能力が低いと思われてしまう。また，管理職は無理だ と云う考え方が存在している。
－バスの運転手や飛行機の操縦士は，聞こえるお客さんとコミュニケーションが取れない ので，危ないからなれない。また，耳の聞こえない警察官はいない。
－聞こえない人でも医者の資格を認めることが先であって，聞こえない医者が誕生した時 に，その人にどういう技術が必要か，その人に判断を委ねると云う考え方があってもい いのではないか。そうすれば，何が問題なのか整理ができる。
－会社組織の中で，管理職はできないと決めつけるのではなく，聞こえない人が管理職と なった場合に，何が問題なのか，それがわかれば，どうしていったらよいのか，始めて議論ができるのである。
－その人の能力をどうみるか。評価システムの構築が課題である。
（その他）
－バスや電車など交通機関の職員には，手話を勉強したり，障害者との接し方について学習したりする機会を設けてほしい。本当は学校教育の中で，きちんと行っていくことが必要であるものと思われる。
－欧米諸国では「テレビ電話リレーサービス」が普及しているものの，我が国では進んで いない。このサービスは，電話で聞いたことを聞こえない人にFAXで連絡をしたり，

テレビ電話があれば，聞こえない家に手話で伝えたりするというサービスである。日本 でもこのようなサービスの普及を求めている。
－現在，テレビ電話を製造しているメーカーは，我が国に $7 \sim 8$ 社あるものの，相互通信 ができない状況にある。特定のメーカーだけではなく，できるだけ互換性が図られるよ らな環境整備を国に対して求めている。
－情報通信技術委員会では，実際に技術開発や機器を製造するのではなく，日本にある既存の技術を活かし，それを聞こえない人の生活に利用できるよう，政策的な提言を議論 する場としている。
－携帯のメールは当初，聴覚障害者のコミュニケーションツールとして利用され始めたが， それがいまでは一般の人にまで普及していった。他にもこのようなケースが多数あり，障害者のための極めて小さなニーズに対する技術開発であっても，それが一般の人にと っても有効なものとなるケースは大いにありえることである。

付録資料 $6-7$ ．

| 実施機関 | G 聴覚障害者団体 |
| :--- | :--- |
| 日時 | 平成 19 年 9 月 6 日（木） 14 時 30 分 |
| 対応人数 | 1 名（他に要約筆記者 2 名） |

（通勤途中について）
－電車が止まったときどうしたらいいか分からない。メモ等で周囲の人にお願いするほか ないが，すべての人が対応してくれるわけではない。
－通勤途上では何かあった際に文字情報を送れる機器は必要。現在は携帯電話がそれにあ たる。待ち合わせの際など携帯電話は不可欠。

- 駅等で人に物尋ねられたとき，断り方が難しい。
- 通勤など慣れている路線ならあまり問題ないが，知らない土地で電車に乗ると，駅名が分からず，常に目で確認するしかないが，混雑していると難しい場合もある。


## （職場において）

－障害者は千差万別で，同じ聴覚障害でも，難聴者と失聴者では，それぞれニーズが異な る。
－聞こえないことによって，知らない，未経験なことがある。社会的な経験がないため，社会に出たとき，どういうことが必要か推察することが困難。
－要約筆記等を利用して会議に出ても，周りのペースについていけず，話の内容が分から ないため，発言できないことがある。基本的に聴覚障害者に合わせた会議の進行は行わ れない。
－要約筆記は必要なものだが，時と場合によっては，話した内容の全てが必要なこともあ る。全文表示。
－聴覚障害者の一般企業での仕事は，一人でやるようなもの，単純作業などが多いのでは ないか。

- 会社では人間関係を形成するため，周りの人とコミュニケーションをどうとるかが悩み。
- 磁気ループを設置すると聞こえがよくなり有効であるが，発言者に常にマイクで話して もらら必要があるため，気を遣ってしまう。
－会社でのコミュニケーションの手段として，パソコンのチャットという方法があるが，健聴者にすべてをチャットで対応してもらうのは困難。
－コミュニケーションの方法として手話は有効だが，ボキャブラリーが日常会話と比べる と少ないため，細かいニュアンスを伝えるのは難しい場合がある。
－音声認識装置は聴覚障害者にとって有効。最近はかなり性能も向上してきているが，」 イズの除去，誤認識の問題にさらに対応したもの，実用性のあるものが必要。
－筆談などに応じてくれない人の場合，表情で相手のおおまかの感情は分かるが，内容ま では理解できないため，相手が怒っている時などはうまく対応ができないことがある。 あらぬ誤解をされたくないので，そういう人とはなるべく関わりたくないと思い，内向的になってしまう人もいる。
－携帯電話でのワンセグでは，全てではないが字幕が出るので，情報収集には非常に便利 である。また，字幕も画面の外に出るので見やすい。
－聴覚障害者は聞こえにくい中，通常の業務に加え，苦心してコミュニケーションのとれ る環境を確保する努力をしているので，企業側にも環境面の整備で協力をしていただき たい。具体的には朝礼，職場での指示などの情報保障。補聴器に対応したマイクシステ ムの使用，板書説明やプロジェクター，パソコンなどによる視覚的情報の多用など。し かしながら，現状ではこれだけのことを企業側に求めていくのは難しい。あまり主張し すぎると雇ってもらえない，解雇されてしまうなどの心配がある。


## （現行の商品で改良したほうがよい部分）

- 音声認識装置（認識精度の向上）
- FM補聴援助機器（聴覚障害者の補聴支援用機器をもつとコンパクトで使いやすいもの に）
－屋内信号装置（職場の呼び出し，時報，警報などを携帯電話等でキャッチできるトータ ルなシステムに）
（新規開発してほしい商品）
－ブルートゥース連動の補聴援助システム（各人の補聴器に対応する携帯•固定電話・パ ソコン・テレビ・マイク・放送機器•警報器などをシステムで用意する）機器の配線が入り混じるわずらわしさがなくなる。


## （その他）

－テレビ放送には全て字幕をつけてほしい。現在は字幕付与が可能な番組には付いている が，ニュースなどの生放送ではできていない。
－電話リレーサービスをもつと普及させるための政策を充実させてほしい。

付録資料 $6-8$ ．

| 実施機関 | H 高齢者•障害者就労支援団体 |
| :--- | :--- |
| 日時 | 平成19年11月16日（金）15時00分～16時30分 |
| 担当者 | 1 名 |

1．障害者雇用に関する主な業務
（1）雇用開発推進部

- 職域開発課（障害者の職域拡大等に関する調查研究の企画•実施）
- 指導課（障害者の雇用に関する技術的事項についての指導援助及び雇用管理研修，障害者職業生活相談員資格認定講習等）
- 情報普及課（情報収集，情報提供，情報提供システムの企画•調整）
- 雇用推進課（障害者の技能に関する競技大会及び障害者の雇用を促進するための各種行事）
（2）納付金部
－審査課（納付金徴収業務の企画•立案及び申告書の審査等）他
（3）障害者助成部
－助成管理課（障害者助成金の支給に関する企画•運営等）
（事業の実施状況，今後のビジョン）
2．就労支援機器の貸出等
（1）貸出の目的
障害者を雇用する事業主及び事業主団体に対して，障害者の就労を支援する機器等を一定期間（6ヶ月）無料で貸出しすることにより，その普及を促進し，障害者特に重度障害者の雇用促進を図ることが目的。

6 ヶ月目以降については，機器の $2 / 3$ を助成する制度を設けている。いわば 6 ヶ月 は試用期間として位置づけている。
（2）対象となる事業主
障害者を雇用しているか又は新たに雇い入れる事業主であって，その障害者の作業を容易にするために必要な機器等を整備とようとする事業主等とする。
（3）貸出し手続き
就労支援機器のホームページから貸出申請書をダウンロードし，駐在事務所（全国5力所）へ提出する。
（4）貸出福祉機器

- 現在，106商品の貸出機器をそろえている。
- 安価なものについては，紹介のみを行っている。
- 貸出機器の追加は，メーカーからの売り込みやHCR等において発掘している。
- 視覚障害者に比較して，聴覚障害者用の福祉機器が少ない。
- 発達障害や認知障害に関する福祉機器が少ない。
（5）その他
障害者雇用納付金を財源として，本事業を行っている。
3．障害者雇用と職場定着のための助言•援助，ビデオ・DVDの貸出
全国5 カ所の駐在事務所において，事業主に対して障害者の雇用に係る各種相談や援助を行っている。

また，駐在事務所では，障害者雇用の理解と促進を図るため，障害者関係のビデオテ ープ・DVD・パネルの無料貸出し（2週間）を行っている。

また，社内文書（就業規則，社内通達文書，採用試験問題，名刺など）などを無料で点訳するサービスも行っている。
4．障害者雇用ガイドブック
障害者雇用の理念•現状，障害者雇用に関する法制度から障害別の特徴と雇用上の配慮点まで，障害者雇用に関する基本事項をまとめたガイドブックを発行している。また， このテキストは障害者雇用推進者の養成のテキストとして利用している。
5．障害者雇用マニュアル
障害者雇用を検討する事業主にとって直接的に役立つような内容を障害種別にとりま とめた，実践的なマニュアルを作成し，希望事業主に無料配布を行っている。
6．調査研究
障害者事業本部には，障害者職業総合センターを設置しており，本センターでは障害者の雇用拡大に役立つ就労支援機器やソフトウエアの研究や開発を行っている。

## （方向性に対する意見）

1．労働環境の確保，改善等（主に設備•施設などの改善）
当団体では，雇用管理サポート事業を行っている。
本事業では，障害者の雇用管理に関し，特に専門的な支援を必要とする事業主等に対 して，医療，社会教育，社会福祉，心理，職業能力開発，工学，雇用管理等の専門家が，地域障害者職業センターの障害者職業カウンセラー，駐在事務所や各都道府県協会の障害者雇用アドバイザーと連携して，障害者の雇用管理を容易にするための援助を行って いる。

雇用に伴い労働環境を改善するための整備工事の内容や，工期，金額等に関する専門的な相談を行っている。
2．障害者雇用の啓発普及（障害者雇用月間）
毎年9月は「障害者雇用支援月間」として位置づけている。事業主のみならず，広く国民一般に対して障害者雇用の機運を醸成するとともに，障害者の職業的自立を支援す

るため，厚生労働省，都道府県，都道府県協会等と協力して，さまざまな啓発活動を展開している。

具体的には，障害者を積極的に雇用している優良事業所，優良勤労障害者等に対する表彰を行い，併せて月間ポスター原画入賞作品展等を開催している。
3．就労機器についての利用者に対するサポート
必要なことと考えているものの現状では対応できていない。
文部科学省の認可法人にあたる「財団法人全日本情報学習振興協会」において，「福祉情報技術コーディネーター認定試験」を行っており，この認定試験では，障害者（高齢者を含む）のために，コンピュータによる支援技術と，補助機材をその障害に応じて結びつ け自立をサポートできるように，操作技術を教える指導者としての能力を認定するもの である。（http：／／www．joho－gakushu．or．jp／wel／index．html）

付録資料7．

## 平成18年身体障害者実態調査（抜粋）

©出典 http：／／www．mhlw．go．jp／toukei／saikin／hw／shintai／06／index．html
厚生労働省 社会•援護局 障害保健福祉部 企画課発表
平成20年3月
1 身体障害者総数

表1 障害の種類別にみた身体障害者数の推移

| 年 次 | 総 数 | ＊視覚障害 | 聴覚•言語陪書： | 肢体不自由 | 内部障害 | （再揭）重裓障書 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 推計数（単 位：㲀 人） |  |  |  |  |  |  |
| 昭和26年 | 512 | 121 | 100 | 291 | － | － |
| 30年 | 785 | 179 | 130 | 476 | － | － |
| 35年 | 829 | 202 | 141 | 486 | － | 44 |
| 40年 | 1，048 | － 234 | 204 | 610 | － | 215 |
| 45年 | 1，314 | － 250 | 235 | 763 | 66 | 121 |
| 55年 | 1，977 | － 336 | 317 | 1，127 | 197 | 150 |
| 62年 | 2， 413 | 307 | 354 | 1，460 | 292 | 156 |
| 平成3年 | 2， 722 | 353 | 358 | 1，553 | 458 | 121 |
|  | 2，933 | 305 | 350 | 1，657 | 621 | 179 |
| －13年 | 3，245 | 301 | 346 | 1，749 | 849 | 175 |
| －18－1年 | 3，483 | 310 | 343 | 1，760 | 1，070 | 310 |
| （構成比（単位：\％） |  |  |  |  |  |  |
| 昭和 26 年 | 100.0 | 23.6 | 19.5 | 56.8 | － | － |
| 30年 | 100.0 | 22.8 | 16.6 | 60.6 | － | － |
| 35年 | 100.0 | 24.4 | 17.0 | 58.6 | － | 5． 3 |
| 40年 | 100.0 | 22.3 | 19.5 | 58.2 | － | 20.5 |
| 45年 | 100.0 | 19.0 | 17.9 | 58.1 | 5.0 | 9.2 |
| 55年 | 100.0 | 17.0 | 16.0 | 57.0 | 10.0 | 7.6 |
| 62年 | 100.0 | 12.7 | 14.7 | 60.5 | 12． 1 | 6.5 |
| 平成3年 | 100.0 | 13.0 | 13.2 | 57.1 | 16.8 | 4.4 |
| 8年 | 100.0 | 10.4 | 11.9 | 56.5 | 21.2 | 6.1 |
| 13年 | 100.0 | 9.3 | 10.7 | 53.9 | 26.2 | 5.4 |
| 18年 | 100.0 | 8.9 | 9.8 | 50.5 | 30.7 | 8.9 |
| 対 前 回 比（単 位容 \％） |  |  |  |  |  |  |
| 昭和26年 | － | － | － | － | － | － |
| 30年 | 153.3 | 147.9 | 130.0 | 163.6 | － | － |
| 35年 | 105.6 | 112.8 | 108.5 | 102.1 | － | － |
| 40年 | 126.4 | 115.8 | 144.7 | 125.5 | － | 488.6 |
| 45年 | 125.4 | 106.8 | 115.2 | 125.1 | － | 56.3 |
| 55年 | 150.5 | 134.4 | 134.9 | 147.7 | 298.5 | 124.0 |
| 62年 | 122.1 | 91.4 | 111.7 | 129.5 | 148.2 | 104.0 |
| 平成3年 | 112.8 | 115.0 | 101.1 | 106.4 | 156.8 | 77.6 |
| 8年 | 107.8 | 86.4 | 97.8 | 106.7 | 135.6 | 147.9 |
| 13年 | 110.6 | 98.7 | 98.9 | 105． 6 | 136． 7 | 97.8 |
| 18年 | 107.3 | （103．0 | 99.14 | 100.6 | 126.0 | 177．1品 |

表2 障客の種類別にみた身体障客者数
（単位：千人）

|  | 平成 13 年 | 平成18年 | 対前回比 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 総 数 | $\begin{gathered} 3,245 \\ (100.0) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \hline 3,483 \\ (100.0) \end{gathered}$ | 107.3 \％ |
| ＊視覚障害 | 301 $(9.3)$ | 310 $(8.9)$ | 103.0 \％ |
| 聴覚•言語障害 | $\begin{array}{r} 346 \\ (10.7) \end{array}$ | $\begin{aligned} & \hline 343 \\ & (9.8) \end{aligned}$ | 99.1 \％ |
| 聴覚障害 | $\begin{gathered} 305 \\ (9.4) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 276 \\ (7.9) \end{gathered}$ | 90.5 \％ |
| 平衡機能障害 | $\begin{gathered} 7 \\ (0.2) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 25 \\ (0.7) \end{gathered}$ | 357.1 \％ |
| 音声•言語そしやく <br> 機能障害 | $\begin{gathered} 34 \\ (1.0) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 42 \\ (1.2) \end{gathered}$ | 123.5 \％ |
| 肢体不自由 | $\begin{aligned} & 1,749 \\ & (53.9) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 1,760 \\ & (50.5) \end{aligned}$ | 100.6 \％ |
| 上肢切断 | $\begin{gathered} 98 \\ (3.0) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 82 \\ (2.4) \end{gathered}$ | 83.7 \％ |
| 上肢機能障害 | $\begin{gathered} 479 \\ (14.8) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 444 \\ (12.7) \end{gathered}$ | 92.7 \％ |

表5 障害の種類•年䀧陼級別こみた身体運害者数
（単位：千人）

|  | 絡 数 | 年 齢 階 級（歳） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $18 \cdot 19$ | 20～29 | 30～39 | 40～49 | $50 \sim 59$ | 60～64 | 65～69 | $70 \sim$ | 不 詳 |
| 平成18年 | $\begin{gathered} 3,483 \\ (100.0) \end{gathered}$ | $\begin{array}{r} 12 \\ (0.3) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 65 \\ (1.9) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 114 \\ (3.3) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 182 \\ (5.2) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 470 \\ (13.5) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 394 \\ (11.3) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 436 \\ (12.5) \end{array}$ | $\begin{gathered} 1,775 \\ (51.0) \end{gathered}$ | $\begin{array}{r} 35 \\ (1.0) \end{array}$ |
| 平成 13 年 | $\begin{gathered} 3,245 \\ (100.0) \end{gathered}$ | $\begin{array}{r} 11 \\ (0.3) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 70 \\ (2.2) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 93 \\ (2.9) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 213 \\ (6.6) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 468 \\ (14.4) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 363 \\ (11.2) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 522 \\ (16.1) \end{array}$ | $\begin{gathered} 1,482 \\ (45.7) \end{gathered}$ | $\begin{array}{r} 22 \\ (0.7) \end{array}$ |
| 対前回比（\％） | 107.3 | 109.1 | 92.9 | 122.6 | 85.4 | 100.4 | 108.5 | 83.5 | 119.8 | 159.1 |
| 平成 18 年内訳視覚障害 | $\begin{array}{r} 310 \\ (100.0) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 1 \\ (0.3) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 5 \\ (1.6) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 12 \\ (3.9) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 21 \\ (6.8) \end{array}$ |  | $\begin{array}{r} 33 \\ (10.6) \end{array}$ | $\text { :"- } \begin{array}{r} \text { "- } \\ 33 \\ (10.6) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 153 \\ (49.4) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 6 \\ (1.9) \end{array}$ |
| $\begin{aligned} & \text { 聴覚•言語 } \\ & \text { 障 害 } \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{array}{r} 343 \\ (100.0) \\ \hline \end{array}$ | $\begin{array}{r} 2 \\ (0.6) \end{array}$ | $\begin{gathered} 7 \\ \hline \quad(2.0)^{2} \\ \hline \end{gathered}$ | 18 （5．2） | （5．8） $\begin{gathered}20 \\ \text {（5．8．0．}\end{gathered}$ | $\begin{array}{r}24 \\ \text {（7．0）} \\ \hline-8\end{array}$ | $\begin{array}{r} 33 \\ (9.6) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 34 \\ (9.9) \end{array}$ | $\begin{array}{r}198 \\ (57.7) \\ \hline 1 .\end{array}$ | $\begin{array}{r} 7 \\ (2.0) \end{array}$ |
| 肢体不自由 | $\begin{gathered} 1,760 \\ (100.0) \end{gathered}$ | $\begin{array}{r} 7 \\ (0.4)^{7} \end{array}$ | $\begin{array}{r} 44 \\ (2.5) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 63 \\ (3.6) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 101 \\ (5.7) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 256 \\ (14.5) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 197 \\ (11.2) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 220 \\ (12.5) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 857 \\ (48.7) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 16 \\ (0.9) \end{array}$ |
| 内部障害 | $\begin{gathered} 1,070 \\ (100.0) \end{gathered}$ | $\begin{array}{r} 3 \\ (0.3) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 8 \\ (0.7) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 20 \\ (1.9) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 40 \\ (3.7) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 145 \\ (13.6) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 130 \\ (12.1) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 150 \\ (14.0) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 568 \\ (53.1) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 8 \\ (0.7) \end{array}$ |
| （再拁） <br> 重稘障害 | $\begin{array}{r} 310 \\ (100.0) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 5 \\ (1.6) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 9 \\ (2.9) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 8 \\ (2.6) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 14 \\ (4.5) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 31 \\ (10.0) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 36 \\ (11.6) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 36 \\ (11.6) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 167 \\ (53.9) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 3 \\ (1.0) \end{array}$ |

（ ）内は構成比（\％）

# 障害者における情報支援機器利活用のあり方に関する調査研究事業 報告書 

平成 20 年 3 月 発行
発 行 者 財団法人テクノエイド協会
〒162－0823
東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ 4 階
TEL 03－3266－6880 FAX 03－3266－6885

この事業は，点字図書貸出等委託費（福祉機器開発普及等事業）の一環として厚生労働省 から補助金の交付を受けて実施したものである。


[^0]:    1 就労を支援する情報支援機器の現状と課題を整理したらえで，その解決策の検討を行い，中長期的な視点に基づき，開発や普及氾向けた対応すべき方向性を整理するものである。

[^1]:    （）内は構成比（\％）

